

合たるべし且其地代即納たるべしと雖家産中人以下或は罹災窮乏の者は三年乃至五年賦上納申付る儀も可有之事

第四條 既に私有するの土地は牧畜開墾等一切の産業は勿論他人へ賣却するも其地主の自由たるべし尤右等下手する節は水利運便等に注意し其方法及期限等詳細に可申出事

第五條 人民私有に屬する土地と雖外國人へ賣渡或は之を引當として金子を借受る等可爲禁止事

第六條 土地買下の後開墾其他共上等地は十二ヶ月中等地は十五ヶ月下等地は二十ヶ月を過ぎ不下手者は土地申付る事

第七條 除租滿期後の制程は追て其地の差等により適當に可相定事

第八條 探鑛漁獵等都て殖産興工の見込ありて出願する者へは其方法取調年限を立貸地等に差許し税則は出品の精粗多寡に隨ひ追て適當に可相定但諸礦山脈理等の甲乙は查了して可公布事

第九條 右等諸工業の新發明或は水陸運便等に費財盡力して國家人民の利を興したる者へは其功業の大小輕重に因り若干の土地を付與し或は專賣除租

の榮利を興る等の處置可有之事

地所規則 (北海道内)

第一條 永住の者居屋漁舍倉庫敷地或は社寺及墾成せし從來の拜借地等自今更に經界畝數改正永く私有地に定め地券相渡今申年より七年間除租の事

第二條 寄留人拜借地たりとも既に開墾營構等せし分は是又其者の私有地に定め地券相渡除租前條に準すべし

第三條 漁濱昆布場も經界相正し永住人は私有地寄留人は當分依舊可爲拜借地但私有地共本年より五年間除租たるべし尤拜借中賣却は勿論貸與致候者は土地可申付事

第四條 從來拜借地を他人へ貸渡借主既に家倉營構せし者は寄留人と雖借主可爲私有地事

第五條 拜借地既に家倉致營構其後他人へ貸渡者は貸主前條に準する事

第六條 永住寄留人共從來の拜借地々券を渡私有地に下たるは地代上納に不及事

第七條 山林川澤從來土人等漁獵材木仕來し地と雖更に區分相立持主或は村

請に改め是又地券を渡爾後十五年間除租地代は上條に準すへし尤深山幽谷人跡隔絶の地は姑く此限に非ざる事

第八條より第十三條迄(第六條規則第一條より)

第十四條 官費募移の者開墾地完成の年より五ヶ年除租其後二年間租額の内十分の一爾後全額を可納事

第十五條 從來永住の者及募移當年より舉家限を以三年間に開墾する土地は年々墾成の分點檢の上地券相渡地代上納に不及但自今後募移の農夫は移着後三年間本條に可準事

第十六條より第十八條迄(第九條規則第七條より)

第十九條 函館及其近傍の地既に税則定りたる分は此限に非す且漁業税の義各郡一般當分従前の通たるべき事

○六年根室支廳御富右衛門へ貸渡たる釧路國厚岸郡漁場を更に東京商社函館出張振頭取目代鹿島萬平に貸渡さる

○七年一月九日(開拓使達)漁場並昆布場自費新開の分は其歳より二ヶ年間現品税を免除すべきに付望の者は開業可致但各所營業の難易所獲の多寡を審査し第三

ヶ年目より相當の收税可申付且つ地所の義は地所規則第三條の通知心得其歳より五年間除租たるへしと令す是歳十二月十二日(第四)同一の主題を府縣へ布達せらる五月十二日根室支廳管内空地の場所へ漁場開業致度者は地所三ヶ年免稅貸渡候條人民志願の者は望地所營業詳細記載の書面を以て願出べき旨布達あり又從來貸渡の漁場未着手の者は今年又は明年より着手すべき旨令達あり

○八年三月根室支廳漁場昆布場地名間數等を丈量し漁場の整理を圖り六月十二日(第二)目下漁業場内實他人へ讓渡置くも舊借人名前等にて存在の分は名義切替を出願すべく自今之を等閑に付する者は上地を命する旨達あり五月札幌本廳浦河様似靜内三郡漁場を各郡永住人及土人に割渡さる九月二十九日本使達(本)管内地所賣下方標準を定め現今既に漁場開設の地は勿論後來人民輻湊すべき土地產物富饒の地は都て上等地と可相立中下等の地は實地に就き差等相立處分すべしと十一月根室支廳根室釧路二國貸渡漁場昆布場坪數制規を定む昆布場船一艘分千坪魚粕絞干場引網一統分千八百坪鮭鱈引網及建網一統分二百間とし其餘空地は望の者へ貸渡す旨達あり

○九年三月札幌本廳地所賣下規定を改正し漁場昆布場は土地の廣狹營業の難易

收獲の多寡等に依り之を定む八月十三日根室支廳(第五十號)從來貸渡置たる漁場昆布場永住の者に限り實地検査の上規則通地券相下るに付漁業并昆布採取の爲め貸渡置たる地所該間敷及收獲多寡漁場品位等を書出さしむべしと同日札幌本廳地所規則發行前開業の漁場昆布場除租滿期後該地所有者及拜借人名及經界等の調査に着手す根室支廳漁場昆布場永住者に限り地券下付し西別川漁場悉皆一旦上地の命あり更に百八十間の區劃を定めて川口より順次川上に向つて貸下く九月二十一日開拓使(乙第十號)漁業出稼の習慣を改めんが爲め其方法を設くるも從來の習慣廣大の場所を借受け相當の業を爲さず他の營業を妨るの弊あるを以て漁場持を廢する旨を令し千島北見根室天鹽膽振日高釧路各國に於て漁場昆布場割渡すべきに付永住寄留の別なく願出べしと(全文漁場請負)是月二十三日北見外國漁場持數名同二十六日膽振國同上漁場持上地を命せらる是より先漁場昆布場除租滿期に付地租徵收の準備として本支廳丈量着手の命を受け特に事務員數十名を設く是月各廳漁場昆布場地租創定順序及地價査定心得等を定め實地丈量に着手す(函館は九月三十日根室は詳ならず)十月廿六日根室支廳(第六十號)漁場昆布場願出る者は戸長總代の捺印を受けて願出べき旨達あり十一月十三日開拓使(甲第三號)漁場

持上地申付たるに依り營業志望の者は願出べき旨府縣へ布達す(乙第十號)○十年五月根室支廳漁場引網は沿岸區域より海上直線に網を卸すを法とするも海上經界なきに乘し網を持場線外に斜にし隣場線内の魚を網羅するの弊あり自今嚴に之を禁するの達あり六月同廳又令し凡そ漁場昆布場を借る者本人其業を營まざ他人へ轉貸するを禁す十二月十三日開拓使(乙第二十號)除租滿期の宅地耕地漁場昆布場地租徵收に付管内に布達する左の如し

九年(十二) 第六十一號を以て北海道地租の儀御布告相成候に付ては土地丈量地價査定の上一般地券を發行し地所規則除租の年限に隨て地租を課し従前發行せし地券は之を改め且既に課し來りし地租も自今總て地價百分の一を徵すへきに付地所の區分制限及地券申請證印稅收納等の儀左の條款の通相定

第一條 地所は其種類を分て宅地耕地海産干場山林牧場とす但北海道地所規則に掲載せる漁濱昆布場を自今改めて海産干場と稱すへし

第二條 耕地宅地は何人に拘はらず之を所有せしむべし海産干場は何人に拘らず之を所有せしむべしと雖も海産採取の爲めに設くるものなれば所有者自から營業せさるときは他人に貸渡して營業せしむへし尤も山林川澤原野

河岸海岸等は總て官有地とし其差支なき場所は望に由り貸渡或は賣渡す事あるべし尤官有地を貸渡ときは貸地證書を附與し貸地料として地價百分の一を取立べし(本條布達を以て改正)但し海産干場は所有者の都合に依り他人へ貸渡し營業せしむるは妨なしとす尤貸渡すときは必其事由を具して願出へし又本條河岸海岸等自費埋立或は既に民有に屬せし類は之を私有せしむる事あるべし

第三條 牧場は各郡村に於て其經界步數を定め官有地第三種に編入し官民共同の用に充へし尤人民牧畜營業の爲に要求する地所は右の外に經界步數を定め貸渡或は賣渡す事あるべし

第四條 道路狹隘にして往來運輸の障礙を爲す者は家屋倉庫等を營構せる地面と雖も必貸地と爲すべし尤土地の形勢に因り道路敷地の内を貸渡置事あるべし

第五條 租額は歲の豐歉等に因て之を變更する事なしと雖も天災地變に因て地形變換のときは實地を點檢し減租或は除租等の處分を爲すべし

第六條 各種の地所除租收租の別なく地券付與の後該地の全部或は其幾分

を裂き賣買讓渡書入賃入等總て其規則に照し所有者の自由たるべし但地券發行の後收租地賣買の際地價増減を生ずる者は明治七年五月第五十三號御布告に照準する者とす尤海産干場は一券面の地所を裂き賣買讓渡す可らずと雖も實際不得止事故あるときは事實審査の上之を許可することあるべし(第六十年十一月札幌縣甲第六十九號布達同年同月函館縣甲第五十三號布達を以て尤以下改正)

第七條 九年十月漁場更正の際一旦土地中付更に割渡たる海産干場并除租年限中賣買讓渡せる各種地所の除租年限は最初定たる年より通算七年の地券たる年より賣買するときは買受たる者其買得たる年より收租の類すべし

第八條 地券は地所々有主たる確證に付大切に保存し代替并賣買讓渡及水火盜難等にて亡失せしときは速に其事由を具し書替を願出へし

第九條 除租地所有の者は除租満期の年六月三十日迄に最前申請し券狀を差出收租の券狀と引換を願出へし

第十條 新規書替其地券及貸地證書を申請せしときは必請取證書を差出へし

第十一條 收租地々券新規申請并賣買に付書換の節は券面の地價に隨ひ每一枚證印税として左の通相納むべし

り其制限に過る一割百坪の割合に付以下の地は之を所有するを許すへし

第十七條 海産干場坪數の制限は居屋漁舍倉庫の敷地を合て之を算すへし但本條居屋漁舍等の敷地除租年限は地所規則第一條の通たるへし

第十八條 海産干場所所有の者地所割渡の儘營業に着手せずして賣買讓渡するを許さず割渡の後一周年間着手せざる者及着手後中止する者は上地申付へし尤甲に於て既に着手せる場所を乙へ賣渡乙に於て相當の營業を爲さざる歟或は中止する者土地賣貸規則第三條に掲載せる地價上等の割を以之を買上へし

(備考)本令は明治十九年閣令第十六號土地拂下規則二十二年法律第十三號地券廢止等に依り自然消滅に歸する條項多しと雖も其抵觸せざる部分は實行せられ居るを以て全文を掲ぐ

同日(第十五)地券發行條例を本支廳に達す通計五十八條章を分つ五給則土地検査の手續地價査定の方法地券調製の手續地所種類の區分及其制限とし各廳處分を了す

○十一年三月根室支廳海産干場丈量後餘地は一人三個所以下願望者抽籤を以て

賣貸すべきを令す五月八日開拓使(甲)第四號府各所に於て漁場昆布場自費新開の分は五年間免稅の義七年第四號布達に及びたりしが開業の際斷岩を剥ぎ海汀を埋め海底の流水を浚へ或は自然の地形に依り各開設の難易漁獲の多寡等頗る徑庭あるを以て自今實地を查し更に二ク年乃至五ク年除稅すべしと同日根室支廳(第七)地券發行條約定められたるに依り土地賣下制限及順序を定め海産干場の賣買は一切實際を具陳し指示を経て處分すべき旨を各署に令せらる

○十二年一月廿二日根室支廳(第三)海産干場一旦割渡の後事故あり上地の場所自今營業を願ふ者は實地を查し其景況に依り課稅或は除租年間伸縮等を令すべし願望者は新開同一に地圖及收獲豫定の額開業費等を開裁し願書を出すべしと二月十四日開拓使(乙)第二布達五年九月北海道地所規則發行以前に割渡たる海産干場拜借地に相成居分特別の詮義を以て本籍寄留の別なく總て代價を徵收せず其儘私有せしむるを以て各自勉勵營業の用途を確立すべしと蓋し地所規則永住人貸與海産干場は無代價にて私有せしめ寄留人は舊に仍り貸渡の名義あるを以て地券發行手續に依り更に地代を徵收して後私有せしむべきも地所規則中永住寄留の區別あるは永住者の念を堅ふせんが爲め一時權宜の處分にて其實寄留者と雖

も敷設營業の地所私有せしむ可らざるの理なし故に右地所規則施行の日を界とし其以前貸渡は總て永住人同様代價を徴收せずして私有と爲すに在り

○十三年四月二日根室支廳(甲)布達(十二)海産干場出願者従前營業人の障礙を爲すを以て比隣營業人へ協議し承諾の書面相添願出べし但鮭鱒鱒場は五十間以上昆布場は二十五間以上の空地沼川等を隔る分及在來自己の營業せし裏地且つ隣地營業人に於て故なく拒絶の分は右手續を経るに及ばずと

○十六年十二月二十日札幌縣(甲)布達(十)明治十年開拓使乙第廿五號布達第六條但書中尤以下を改正し海産干場一券面の地所を割き賣買譲與するを許さる同月函館縣(甲)布達(五十)同一の主趣を以て布達あり十月五日札幌縣(甲)布達(五十)漁業採藻營業及海産干場拂下願は營業期節以前出願すべき旨を命せらる

○十八年四月一日根室縣(甲)布達(十一)海産干場は一ヶ所毎に區域を正し境界へ標木を建設すべきの令あり

○十九年六月二十九日(閣令)第(十六)號北海道土地拂下規則を制定せられ五年公布土地賣貸規則其他諸布令皆廢止となり開拓使以後土地賣貸の制限は勿論種々の慣例悉く消滅す同規則の大要は即ち左の如し

北海道土地拂下規則(節錄)

- 第一條 北海道官有未開の土地は本規則に依り北海道廳に於て之を拂下くし
- 第二條 土地拂下の面積は一人十萬坪を限とす但盛大の事業にして此制限外の土地を要し其目的確實なりと認むるものあるときは特に其拂下を爲すことあるへし
- 第三條 土地の拂下を請んとする者は其書面に地名坪數并事業の目的着手の順序及成功の程度を詳悉し先づ其土地の貸下を北海道廳に願出べし(以下略す)
- 第四條 北海道廳に於て其方法確實なりと認むるときは其土地を貸下くべし但借地料を徴收せず
- 第五條 貸下期限は十年以内とし土地の景況と事業の難易とに因り之を定む(以下略)
- 第六條 (前略)海産乾場及牧場は隨時其事業の現況を點檢すべし
- 第六條 (前略)海産乾場及牧場は第三條願出書の如くならざる時は悉皆之を返

納せしむべし天災地變其他避くべからざる事故ありて成功せざるときは北海道廳に願出て其指揮を請ふべし

第八條 貸下地は公益の爲め必要あるときは其期限内と雖も之を返納せしむるとあるべし但此場合に於ては其事業の爲め既に費したる費用は之を辨償するものとす

第十條 素地代價は千坪に付金壹圓とし成功の後之を拂下ぐべし但其土地は拂下の翌年より二十ヶ年の後に非ざれば地租及地方税を課せず(本條第二十二條改正を以て)

第十一條 本規則施行手續は北海道廳長官之を定む(以下略)

以上土地拂下規則中の要領にして海産干場は他の耕宅地と異にして貸下の後一部分の成功ありとも第三條願出の如く成らざる時は直に返納を命せらるゝなり而して本則第十一條に依り北海道廳に於て定めたる施行手續は左の如く制裁を附せらる

北海道土地拂下規則施行手續(二十六年三月二十四日 第五號 郡取)

第一條 規則三條に依り貸下くべき土地は當廳に於て區畫を施設し毎年公告

すへし

前項區畫外の土地と雖も豫め區域を指定して貸下くことあるへし

第二條 左に列記する土地は前條に拘はらず特に貸下を許可することあるへし

(二) 海産乾場 (四) 沿海の土地 (五) 従前貸下を受けたる土地成功の上其地に接近して要すべき増地

第三條 土地貸下を受んとするものは願書一書式第一號に起業方法書二書式第二號圖面三書式第三號第三號但區畫地に関する要す及戸籍寫戸原籍市町村長若くは區を添付し地元戸長役場を經て當廳に差出すべし

第四條 規則第四條に依り貸下期限の標準を定むる左の如し

海産干場 三年以内

第五條 起業方法書には左の事項を明確に記載すへし

- (一) 願地の素地名坪數其所在地國郡區町村番地又は字
- (二) 樹木の有無其樹木あるときは全地の樹種目通り周尺樹數但拾坪平均の樹數に依り全數を算出するも妨なし

- (三) 事業の目的
 - (四) 貸下の期限
 - (六) 風除風致放牧薪炭用等の爲め樹木存置を要するものあるときは其坪數此一敷以内を目的とすへし
 - (七) 建物を建築するものは其落成期限
 - (八) 漁具若くは海藻採取其の種類員數及實地營業着手の期限
- 以上の外二十四條の規定あり(附錄法令に詳なり参照すべし)而して同月三十日北海道廳土地拂下規則施行手續取扱順序を定め郡區役所へ訓令せらるる中に左の件あり

北海道土地拂下規則施行手續取扱順序(訓令第九十)

第六條 海産乾場の目的を以て貸下を願出てたるときは左の制限に據らしむへし

但二種以上の漁業を兼ねる者は其地積の最も大なるものに就き貸下へく若し事業擴張の爲め本條制限外の貸下を願出てたる者あるときは事實を審査し之に意見を付して進達すへし

- | | | |
|----|--------------|------------|
| 一 | 鱒建網(行成網及ひ角網) | 壹統に付千五百坪以内 |
| 二 | 同差網 | 拾放到付百坪以内 |
| 三 | 同引網小舌網巾着網 | 一統に付千五百坪以内 |
| 四 | 鮭引網 | 壹統に付千坪以内 |
| 五 | 行成網角網金折網大房網 | 壹統に付八百坪以内 |
| 六 | 鮭小舌網巾着網卷網 | 壹統に付八百坪以内 |
| 七 | 鮭建網八手網 | 壹統に付五百坪以内 |
| 八 | 同引網巾着網 | 壹統に付千五百坪以内 |
| 九 | 鮭及鮭建網引網 | 壹統に付五百坪以内 |
| 十 | 鮭大房網 | 壹統に付千坪以内 |
| 十一 | 鱒鮭鮭鮭(持府松) | 壹艘に付貳百坪以内 |
| 十二 | 同川崎船 | 壹艘に付五百坪以内 |
| 十三 | 雜魚建網 | 壹統に付五百坪以内 |
| 十四 | 同引網 | 壹統に付三百坪以内 |
| 十五 | 同手操網 | 壹統に付百五十坪以内 |

十六 昆布胴海船

壹艘に付千坪以内

十七 同持付船

壹艘に付四百五拾坪以内

十八 昆布磯船

壹艘に付三百坪以内

又二十三年三月六日同廳號外訓令を以て開拓使根室支廳及根室縣并に北海道廳根室支廳に於て海産干場の拂下又は貸下の許可を得若くは拂下に係る乾場を買受其地先河海面に於て漁業を営み來りたる分にして事故あり其干場を返納せしむるか若くは乾場の所有又は使用を乙者に移す時は甲者の漁業權は當然消滅すべき者と心得べき旨を訓令せらる

特に海面使用に關したる令達は明治十三年五月開拓使函館支廳一時海面拜借願出る時は其場所近傍漁業者等に故障なき分は聞届べしとの示達あり同年十月(第九號)一時の二字を削除す

○十四年二月十八日根室支廳(第十號)海産營業者從來使用の干場付帯の海面に於て更に他海産採收營業せんとする時は詳細願書に記載許可を受くべしと十月四日同廳(第七號)從來使用の海面に於て別に他の海産業を爲し及業具を變轉する者は(昆布場)に於て(引網)に於て(建網)を(使用)する(等)は(十三年)甲第十號布達に準ずべしと

○十六年八月十八日札幌縣(第四十號)海面網建場(川漁)は海産營業の爲めに貸渡せる者に付海産干場を賣貸讓渡するときは右干場に屬すべき海川面は自今甲者(買入)乙者(買借)拜借連署出願すべしと

○二十一年三月十九日北海道廳令第十九號水産物取締規則(附録)を定められ凡そ漁業を爲さんと欲する者は漁業願書を出し許可を受くるとなる是に於て新に漁業を爲す者海産干場は土地拂下規則に依り海面は水産物取締規則に依り二者各其遵守すべき規則判然區別せり
以上海産干場及海面に關する沿革の梗概なり

第二章 漁業の獎勵保護

第一款 資本金貸與附物品貸與

北海道水産物の收獲を増加する目的を以て漁業資本金を貸與したるは徳川幕府が清國貿易品所謂長崎俵物諸品の漁撈に對し資金を貸與したるを始とす之より先き松前藩漁場請負人を置きてより請負人其請負漁場内の出稼漁民に向つて米鹽漁具を貸與するの慣習あり是亦資本金貸與の一種なりと雖も所謂漁場仕入にし

て官金を支出し直接に漁業資本に充て貸與するものは同一視する能はず
 今此に官金を以て漁業資本に充て貸與せる沿革を畧述せんに長崎俵物(干鮑煎海
 鼠鱧鱈)諸色(昆布、鰺、チギレ煎海鼠、チギレ虫、入乾鮑、刻昆布等)外數品あり獎勵の爲め
 函館奉行と長崎俵物方と協議し年々漁民へ買上代金の内若干金前貸を爲し現品
 授受に際して差引決算を爲すを例とせり其金高等今之を詳にするを得ず(其輸出
 獎勵の方法は下文第三款に詳にす)

明治維新開拓使創置三年十一月直轄諸藩支配地を除く地方漁場需用品貸與規則
 を設く其法米鹽等日用諸品は函館原價にて貸付を爲し收獲物代を以て毎年十一
 月限り過不足を精算し漁具類賣下新物は即金とし古物は三ヶ年賦完納且つ出稼
 人收獲産物買上代價を定め鹽鱈百石百五十圓鹽鱈同上百四十圓鮫鮓同上百二十
 圓昆布同上百圓とす

四年三月同使練漁業者資金借用願出る者に金を貸し收獲物賣捌の後月一分の冥
 加を添へ完納せしむ其旨趣薄資の漁業者收獲物賣却前漁夫の給料支拂に困難す
 るを以て之を保護するに在り此貸與は二回にして初は壽都、忍路、古宇、厚岸四郡へ
 金千兩ツ、美國、積丹二郡へ金七百兩ツ、古平、岩内、余市三郡へ金千五百兩ツ、小

樽、高島二郡へ金三千五百兩ツ、合計金壹萬九千九百兩後は古平、忍路、厚田三郡へ
 金千兩ツ、積丹、美國二郡へ金七百兩ツ、古平、岩内、余市三郡へ金千五百兩ツ、小
 樽、高島二郡へ金三千五百兩ツ、合計金壹萬九千九百兩なりしが期に及んで概ね
 返還せり

五年一月同使東京、大阪、函館に貸付會所を置き本道税金定額金、證券等支消の餘を
 貸付し産物販賣移民授産の流融を助け其利子を以て漸次證券を消却し且つ非常
 の備と爲さんとを政府に稟議し裁可せらるる是に於て島田八郎、左衛門等六名へ貸
 附方取扱を命せられ貸附規則を定めらるる尋て東京(箱崎町)、大阪(北通)、函館(會所)に
 貸附會所を設け島田組、小野組其他六名及函館豪商三名に用達を命せられ年七朱
 或は八朱の利子を徴し其餘は社益とし若し損失を見るときは社中之を辨償せし
 む是より貸附たる金員中漁業に關する者少からず當時之を勸業資本金と稱す七
 年に及んで利子を八朱となし八年五月貸附會所規則を更正し九年三月魚鮓貸附
 規則を設け大阪貸附會所に於て三ヶ年(自十一年)本道税品凡一萬石を府縣人民へ
 貸與する方法を設く然るに貸附會所は規則更正以來貸付金未納多く徴收頗る
 困難の狀況あり依て貸附會所閉鎖の議あり十一年十二月に及んで遂に貸附會所

を閉鎖し貸附金の徴收は舊用途の負擔とす其後十四年に及んで之を調査するに
 貸付未納金凡二十七萬二千八百圓あり用途中破産或は事故ありて免されたる者
 あり現國四名之を負擔するに堪へず官其情實を憫み未納金に對し舊公債證書額
 面を以て之を完済するを許され貸附會所の未納金始て結了す
 六年四月札幌本廳鮭絞粕製造用燃料に石炭を用ふるを勸誘し其籠具を製して小
 樽高島二郡漁民に賣下け其代價は年賦徴收とす蓋し二郡一歳費す所の薪一萬數
 以下らす沿岸の森林概ね伐盡し遠く之を數里の深山に仰くに至りしを以てなり
 ○是より先本使漁業改良の目的を以て鹿兒島縣下漁夫五十七名長崎縣下同上五
 十五名を招募し是歳七月長崎縣漁夫五十五名を室蘭に鹿兒島縣漁夫二十七名を
 余市に三十名を函館近傍各所に配置して漁獲に従事せしむ之が爲め初年支給す
 る所の支度料二千二百三十圓渡航費三千三百六十圓食糧四千二百圓鹽味嚼代千
 三百四十四圓家具四百二十五圓家作料二千三百二十圓小屋掛料百四十五圓漁具
 千四百五十圓給與品百三十七圓五十錢合計金壹萬五千六百廿一圓五十錢第二年
 目よりは糧食以下合計一名金十圓とす其後漁夫滿期國に歸り或は解雇し或は永
 住を願出る者あり然るに漁獲概ね雜魚に止り消流に途なきを以て解雇となる

七年五月是より先(八月)札幌本廳開拓長官に上申し根室釧路兩國漁場持資金不融
 通の爲め收獲物を函館に輸送する能はず已を得ず入港和船に賣却するに其價低
 く従つて年々諸品の仕入に窘迫し次第に出産高を減するの傾あり依て明年より
 兩國に資金を貸與する西地各郡の例に準せんを請ふ長官之を許し是歳五月特
 に根室支廳備金の内より金六千圓を貸與額とし各其請願に應し年八朱の息を加
 へ三ヶ年賦完済を期し貸與す若し期に至り完済する能はざる者は抵當物を沒收
 す借主死去或は變災等に由りて還納し能はざる者は證人をして代納せしむ六月
 更に又根室へ金六千圓釧路へ金壹萬貳千圓を貸附し其利子及返納方總て前日の
 例に由らしむ是昨年採取の昆布價格非常に下落し採取人往々破産せんとする狀
 況あるを以て漁具仕入資本を補充するの特典に出つと云ふ○是月西部各郡非常
 の大漁あり本廳此後漁業準備の爲め漁業者へ資本金を貸附す各署官吏に令し相
 當の漁品を抵當とし完済の目的を立て開申せしむ是歳小樽外四郡へ漁業資本金
 を貸附する合計金三萬八千圓餘○九月本廳勸業資本金貸與は自今廢止し天災其
 他事實止を得ざる時は實際検査の上貸與する旨を令す○十一月根室支廳達近來
 物産價格下落に反し米價及諸品騰貴金融意の如くならざるを名とし貸附金年賦

返納延期を願出る者あるは平生不注意の致す所なり此等は資本貸與の主意に悖り許可の限に非すと雖も授産の爲め情實不得止者は本年貸付の分明八年より向ふ三ヶ年賦返納を許し其細民糊口に苦み殆ど離散の勢ある者は救助として備米の内二百俵來八年限り貸與す

八年七月根室支廳根室釧路兩國漁民漁業上必需諸品仕入方の便宜を圖り其取扱入を定め根室は藤野喜兵衛厚岸は鹿島萬平外二人へ資金三萬圓を下付し諸品仕入を委任し規則を定め各漁業の大小に應じ金員又は漁業必需品を渡さしむ但其利子は年八米とす翌年二月又令し諸品仕入方取扱は八年限の處漁民中未納金ある者は其殘金を元金とし本年更に貸與すべし依て抵當品を入れ證人を立て拜借證書を入れしむ但期限は本年各自收獲物を以て取立て價格は品位に由り現賣物代價を以て之を定む四月又令し藤野外三人取扱たる賣捌代價及石數を調査し貸附規則を改正す○十二月石狩國對雁移住樺太舊土人漁業資本金初年金壹萬千六百九十二圓餘第二年第三年は諸費合計金三千圓ツ、無利息貸付とす
九年五月本廳新開漁場開業資本金として岩内古宇二郡漁業者二人へ金貳千五百圓を貸與す○十月本使人民の興益を目的とし昆布煎海鼠干鮑、錫の四品勸商局と

清國輸出販賣の方法を約し處務順序を定め人民物品買上を請ふ者は資金を貸與す○十年六月定約を改正し貸與手續を達す其要左の如し

- 一 資金貸與は一ヶ年六米の利子を以て勸商局より開拓使へ付し同使之を人民へ分貸し該地收獲の産物を以て同局へ償還す尤資本金授受等人民へ對する處分は總て同使に於て管理し其返済方を保証す
- 一 資本金貸與を請願する者は昆布煎海鼠乾鮑、錫各種の數量及び其代價等前三ヶ年を平均し豫算を出さしめ地方分署之を査し其當否を檢定す
- 一 資本金貸與其他一切の事務は函館支廳の管理にして勸商局豫定の金額に照し酌量概算し函館出張同局員に通議し廣業商會出産人總代一同札幌に集會す
- 一 資本金分貸の方法は各自前三ヶ年平均收獲豫算の内より收稅額を除き其八分より多からざる貸價を目的とし貸與すべし但し其資力に應じ五人或は十人を一團とし共同補助の約を結び連印の證書を出さしめ尙ほ戸長をして保證せしむべし

以上は其大要に過す開拓使勸商局の間に賣買定約數十條を交換し又開拓使收稅

品を併せて勸商局に引渡し専ら清國貿易を保護す此貸與は廢使置縣の際より名義に變更ありと雖も二十年に至るまで實行せり而して廣業商會は廢使の後幾なくして閉鎖す(第二款以下に詳なり)

十一年四月根室支廳舊漁場持藤野喜兵衛藤野伊兵衛の請願を許し抵當品を出さしめ漁業資本金貳萬五千圓を貸與し年八厘の利子を加へ年賦返納せしむると爲し特に取締法を規定す其要各場の費用を區別し一郡仕入物の品類を分ちて戸長に報し價値を付して各場へ散し費消殘額を分て表に記し戸長に報し産物を精製し價値を落すなく小利を見て輸出を減するなく舊土人を勸誘し獨立の道を立しめ物品を賣買する其時價を以て正貨を付して買收し舊土人米贈其他日用品を購入するは自由に任するも各自所得給料の内一割以上二割以下衣食住の爲めに貯蓄せしめ戸長之を保管すべし等數條あり是れ北見國斜里外三郡及千島國々後郡九年九月漁場持廢止後舊土人生活の方向を失ひ日に困弊するの狀況ありしが爲なり○五月本使漁業資本金貸與規則を定め札幌本廳管下を三萬圓函館根室兩支廳管下を各一萬圓とし其請求者に貸與す其要旨に曰く漁業者資本乏く供給を他に仰き其息の重きと産物の低價に由り利を失ふ者尠からず因て該業振興永遠

自立の基礎を固ふせんが爲め官金を貸し貯蓄法を設け官金完納の後之を保護し營業者の公有に歸せしむと依て規則を定む其要左の如し

- 一 資本金は姑く本廳管内三萬圓函館根室兩廳管内各一萬圓と爲し各廳直轄の郡民は民事(局課)其他は分署査して貸付(課係)に報告す
- 一 資金は財産物を抵當とす償還は正貨産物各自の望に任せ戸長之を管し其完済を保任すべし但凶歉災害已を得ざる事故あるものは三ヶ年賦返納を許す
- 一 資金を貸與するは民産興起自立の基礎を固ふする爲なるを以て一ヶ年一割二分の利子を納めしめ内五分は官收し六分は資本貯蓄として年々貸與の額に加へ而して其金額を官貸より遞減し一分は取扱の諸費に充て貯積より生ずる利子一分を除して諸費と爲し其他は積貯へ加入し終に其積貯を以て資本に供し餘あるに至らしむへし且つ官金出賃を減し盡すの後の出納方法は其時更に審定すへし

一 産物を以て償還するは鯨(漁況に依り胴鯨及身欠等を取交るも妨なし)鱈絞粕及鹽切鮭(昆布外三品は勸商局資本貸與方あるを以て之を除く)とし完納せざる間は他の販賣を許す能はずと雖も若し正貨上納を爲すが爲め收獲の産物

を販賣せんと欲する者は別に所有動不動産の内或は漁具等を以て抵當に充て區戸長をして保證せしむべし

一物品の價格は該地の賣買時價を以て貸金母子を算し領收の後現品賣貸等の順序を爲すべし

一貸金を爲すは資力の多寡を檢し上中下三等に分ち下等より順次情願を推糾し三人乃至五人を一團とし保證人連署申出しむ

一物品販賣の後一ヶ年純益金一割迄は損失あるときの償に充て蓄積し若し超過するときは其超過の半額を別に蓄積し造船費(漁民の共有とす)に充て半額は諸費に編入す

以上の如く規定し年々貸與することゝなる然るに十一月に至り根室支廳管下貸與金不足の故を以て尙ほ三萬圓を増加し十三年八月に至り又増加して七萬圓と爲す其主趣に曰く自今一層の便益を圖り鯨、昆布、鮭等の收獲物或は漁具等を抵當とし薄利を以て貸與の例を定む同月又達あり貸下金は素より有限の金額なれば其融通一般の漁民へ普及し難き場合もあり當分の内根室野付二郡へ二萬五千圓厚岸釧路二郡へ二萬圓標津、目梨二郡へ八千圓北見四郡へ四千圓國後郡へ五千圓

擇捉外三郡へ八千圓を貸出せんとす尤甲乙有餘不足互に流融貸出すべしと

十二年四月札幌本廳伊達邦成本年より十四年に至る三ヶ年間室蘭此田有珠三郡税納の魚粕貸與の請を允し有珠郡農民魚粕貸與規則を定む其利子は年七分とし地所及家屋を抵當とし魚粕賣買相場及函館物價表等を參酌し其代價見込を付して貸附の手續を爲すものとす

十三年八月根室厚岸漁業者中商務局資金貸與者清國委託販賣の昆布産地より函館まで輸送費貸與手續を定め一時繰替を爲す(従前出産人と廣業商會との間に於て相對を以て約束したるに年々委託増加困難の事情あるに由る)十四年四月に及んで又之を廢して出産人と商會の相對に一任す又根室支廳昆布營業資本金貸與は地方殖産の爲め特殊の詮議に出たれども營業の實跡を觀れば間々怠惰のものあり其影響一般に及ぼし拜借金未完の者多きに由り本年より貸與金額を減し營業者をして各組合を設け協力同心償還の目途を立しむ

十四年一月高島郡祝津村鈴木新兵衛色内町西川五兵衛等鱈肝油製造を擴張し輸出の途を開くを以て本廳特に保護を加へ年八分の利を以て資本金千圓を鈴木に同五百圓を西川に貸與し期に及んで返償せしむ○八月漁業資本金貸與規則を設

けてより漸次金額四十九萬餘圓を備ふ然るに明年一月本使定額満期に付更に大藏省より貸與の事を稟議せられ本年度貸與金四十八萬八千五百餘圓は定額満期大藏省に償還すべき兌換證券引換元金二百五十萬圓の内を以て貸與し明年六月に至り完納すべきの令あり○十一月貸下金徴収方取扱順序を定む○十二月商務局約定貸與金に對する純益金を以て靜内郡民社を結び風帆船會社を設け水産物の運輸を便にす

十五年二月八日廢使置縣の公達あり三月八日漁業資本金及昆布採收資本金四十八萬八千餘圓を十五年度より五十萬圓とし右の内四十萬圓を漁業資本とし十萬圓を昆布採收資本に充つと四月大藏卿更に札幌函館根室三縣に達し昆布採收資本の内三萬圓を札幌縣下七萬圓を根室縣下に貸與し漁業資本金十九萬圓を札幌縣下に十四萬圓を函館縣下に七萬圓を根室縣下に貸與する旨を以てせらるる十六年八月に及んで札幌縣昆布採收資本貸與規則を布達す

十七年三月千島國樺根郡栖原角兵衛へ漁業資本金四萬圓貸與十ヶ年賦返納の儀を根室縣令より大藏農商務兩卿に稟議し裁可せらる○十二月漁業及昆布採收資本貸下より生ずる利子年一割二分の内三分を官收し殘餘の分は雜收入とし大藏

省へ上納し更に委託金として交付せらるゝととなる十九年五月に及んで資本金より生ずる利子は目今収入金を以て直に勸業委託として大藏省より下付せらるゝに至れり

北海道廳設置の後二十年三月官金貸與停止せられ其後開拓使以降の貸付金は一切勸業委託金として同廳へ下付せられたりしと云ふ二十三年三月に及んで北海道廳漁業及昆布採收資本に貸與の現未納處分に着手せられ其結果を聞くに二十二年度末現貸付高五十一萬千二百三十圓餘にして此内費消二萬四千六百十八圓餘利引法(二十ヶ年の利引法)にて控除せし金額拾二萬百二十七圓餘其他は悉く棄捐に付せらる蓋し資本貸與は一人一己の窮乏を憐み之を救助するに出るものと雖も要するに人民を移し戸口の蕃殖を謀り或は漁場を開き其資本を補ひ本道の水産を保護獎勵せしに異ならず負債の状況此の如くなれば十中の八九は郷土に糊口の道を失ひ遂に本道に移住し一時漸く産業の途に就きたりしも水産物の低落等に遇ひ目下困迫の極に達し強て之を徴收せんとすれば結局身代限の處分を爲さざるを得ず官更に益する所なく人民は悲境に陥り當初保護の主趣を失はんとす是に於て特別恩典の處置を以て一切棄捐に付せられたるものなるべし茲

十六年度		十七年度	
公 有 金	勸 業 委 托	公 有 金	勸 業 委 托
七六、三一四四〇四	一三、三九〇二二一	五二、三四二〇六三	七八、九六〇六九四
五三、四八一一一四	三五六、二一四二一四	五二、一五二二一八	七八、九六〇六九四
	二一、五四〇七〇五	三三三、五六八八四四	二一、五四〇七〇五
	八九五、五一八五三八	二一、五四〇七〇五	八九六、三六二四二八
	四〇五、七七七九〇五	三五〇、一〇〇九五四	八二、五三九〇五七
	七八、九六〇六九四		
	五二、三四二〇六三		
	五二、一五二二一八		
	一〇、三六四三二一		
	八八七、〇八一九〇一		
	三五〇、一〇〇九五四		
	八二、五三九〇五七		

十九年度		十八年度	
公 有 金	勸 業 委 托	公 有 金	勸 業 委 托
六五、一八四五三三	一〇、三六四三二一	六五、一八四五三三	一〇、三六四三二一
五二、九三四四五三	九〇四、二八四九七〇	五二、九三四四五三	九〇四、二八四九七〇
	三五〇、一〇〇九五四	三四三、一六一六五二	三五〇、一〇〇九五四
	八二、五三九〇五七	一〇、三六四三二一	八二、五三九〇五七
	六五、一八四五三三	八二、五三九〇五七	六五、一八四五三三
	五二、九三四四五三	八二、五三九〇五七	五二、九三四四五三
	三三一、一六一六五二	八二、五三九〇五七	三三一、一六一六五二
	二四、四九七〇五八	八二、五三九〇五七	二四、四九七〇五八
	九〇六、四一七七〇七	八二、五三九〇五七	九〇六、四一七七〇七
	七五八、七一九五七八	八二、五三九〇五七	七五八、七一九五七八
	七〇九、五七三二七八	八二、五三九〇五七	七〇九、五七三二七八
	五一、二三〇一〇一	八二、五三九〇五七	五一、二三〇一〇一

第二款 内國販賣

各種の水産物内國各地販賣の景況は第二篇録以下各種に零説するを以て重複を避け此に贅せず徳川幕府以來輸出保護の目的を以て施設したる概略を記して參考に供す

寛政十年十二月幕布蝦夷地を経営するに際し第一着手として漁業者を保護し水産物の増獲を圖り併せて内地販賣を擴張するの議を立て江戸伊勢町に商家を借り産物取扱所を置く是れ蝦夷産物賣下及漁場需用品仕入方を取扱はしむるに在り同十一年五月に及んで蝦夷地御用係官吏と江戸町奉行と協議し靈岸橋傍に五百坪の地を畫して蝦夷地御用取扱所と稱し専ら輸入の水産物を取扱ひたるも土地狹隘の故を以て更に二百坪を増加し文化元年八月又二百坪を加へ且つ河岸に築地を設け水門を建て家屋を増築す尋て大阪其他各地の豪商に蝦夷地御用達を命す其販賣の方法詳ならずと雖も漁場需用米鹽諸品仕入方を用途に負擔せしめて請負人と約束し收穫の水産物を以て之を償却する方法にして用途は所謂漁場仕入を爲すの業務を取扱ふものなり而して官吏は用途と請負人との約束を履行し若くは抜荷脱税等を監督するを以て職務と爲せり此産物取扱所は文政五年

正月松前氏復封と同時に廢止す

安政の初幕府再び蝦夷地を處置するに及んで寛政度の例に據り三年を期とし産物を試賣せんとし四年江戸に産物會所を設け大阪兵庫其他便宜の港に用途を命し蝦夷地元取締を爲し抜荷其外都て取締向を勘定奉行及各地奉行に令す因て函館支配組頭以下を大阪に遣り會所仕法を調査せしめ兵庫に出張所を置き江戸新大橋傍植物場に會所を設く五年大阪會所及兵庫出張所成る文久元年試年限滿ち因て永續方法取調として函館支配組頭以下を大阪兵庫長崎下の關諸港に遣り大阪奉行に照會し最前試中の歩合金取方其他を取捨し泉州堺及越前敦賀に會所を設く二年函館物産會所を建て各地入津の蝦夷地産物を検査せしめ且つ京都其外商買蝦夷地産物元仕入として出金の者は函館會所へ廻送し請負人並問屋出稼人等へ貸附其出産物を收むるの法を定む

明治元年閏四月函館府生産方を置き尋て産物取扱所を東京八丁堀に設け函館御用所と稱し産物取扱方概ね幕府の例に倣ふ同二年八月開拓使東京大阪兵庫敦賀新潟下の關長崎那珂諸港へ大藏省より北海抜荷運上所を設け取締を爲すべき稟裁を經たり九月函館生産方を廢せられ通商司會所中に開拓御用係を置かれ函館

に商社を設け産物取扱方なる者起る三井八郎右衛門之が總頭取となり同人及目代以下四名命を受けて函館に派出す十一月に及んで北海道産物諸國廻送の約束を定む其大要左の如し

開拓使と通商司合併取締をなし東京大川端に會所を設け雙方官吏出張價格入札等の事を取扱ひ賣捌仕切金繰替渡等は商社に委し歩合金は其物品に依り商社規則の税金を引去り餘は開拓使に領收す
諸藩支配所荷物は東京着船次第送狀を以て會所へ届け賣買方は都て賣荷と同じく税金を納させ仕切金は其藩々へ引渡す
買上荷物は北海道より東京開拓使へ宛回送品に付原價書を商社へ宛渡し賣捌の上は税金を引去り元代價益金とも開拓使へ領收す
札幌使廳直轄收納荷物は附屬船藩船を問はず肥料は大阪及敦賀へ回送り取扱は總て東京に倣ひ土地の歩合に應し税則を定め領收し賣荷歩合とも準て大藏省へ預け置くべし
大藏省より日々北海道産物取締税金取立は歩合金都て従前の仕方に基き新規場所は其地収入の多寡に由り取調べし

是迄問屋口錢として税銀半高下付の例を改め商社に四分を下付し都て其港に入津の時は先づ商社に届け商社より會所へ届け水揚の際には會所より吏を派して検査せしめ商業取引の上は仕切金は商社より渡し賣渡代金は税金共十日以内に納めしむべし

是に於て産物取締會所を立て開拓使と通商司と各地方を分擔して監査し東京會所付問屋は商社に組入會所掛申付け此外の用達は廢止し新潟其他商社の出張なき地方は其地の營業者を商社に組入會所掛と爲し諸産物は總て通商司に於て一手に取扱を爲し函館會所を東京大橋際に設け何品を問はず一旦商社に收入し其經費を除くの外四分税を通商司に徴收すべき旨民部省より府藩縣に達せられたり然るに北海道産物税は開拓使の收入定例あり今又之に加ふるに同司に四分税を收納するは重税を課するに當り其當を得すとの議起り開拓使より民部省へ照會に及びたるに同司官吏検査諸費に宛て收入の規定なりと云ふ開拓使は此答辨に同意せず覆議の後税品賣下は普通の賣品と異なるを以て課税の限に非ず今後商法上の税金は一切納付せざること政府に稟議し遂に裁許を得たりと云ふ
同三年三月東京其他の函館會所(即ち産物會所の一名)通商司所管を止め開拓使に

屬せらるる是に於て通商司世話役二名は開拓使用達を命ぜられ栖原角兵衛外七名
 従前の通り取締を爲さしめ一割税の内四分は納税し四分は問屋に收め残三分は
 商社積金とすべきを達し東浦賀に産物取扱方二名を置かる四月に及んで各地に
 會所を置き常陸の那珂及長門の下の關阿波の撫養の三港に委員を派し大阪兵庫
 其他より回送の身缺鯨鱈類を濱吉組と稱する者に取扱はしむ又産物會所事務
 順序を定めて税金其他會所に屬する金員は用達に預け收支共官吏立會證印を押
 す等の例規を定め五月各地に官吏を在勤せしめらる其箇所左の如し

大阪 堺 敦賀 新潟 出雲崎 酒田 佐渡 兵庫
 下ノ關 三田尻 長崎 撫養 青森 能代 鰐ヶ澤 石巻
 那珂 (以上官吏二十三)

而して那珂港に會所を設くるまでは便宜の問屋を假會所とし委員出張に便にし
 又三井八郎右衛門外十一名に本使用達を命ぜられ産物取扱方を擔當し直轄漁場
 元仕入金用達規則を定めらる其要左の如し

一元仕入金を二萬五千兩とし其返済は五月より八月迄の間産物を以て下渡し
 其間一月二分五厘の割を以て利子を下付する事

一 借入金下渡方は直轄漁場産物の内昆布、絞粕、鮭、鱈、魚油、身欠、鯨、鱈、鮪、干鰯等其場
 所に於て函館價格の一割安を以て相渡し産物積取方取極の節利子を下渡す
 事

一 産物渡方は借入金高より五割増の高に至るまでは前項同一に一割安にて下
 渡し其餘は場所の價格を以て時宜に應じ賣下借入金元利引去たる返上金は
 函館出張所に納むる事

一 凡金六萬五千兩并に米壹萬俵(自三斗五升)鹽二萬俵(以上六月) 凡金一萬兩并鹽
 一萬二三千俵(以上七月)

但本項は入津に遅速あり利朱を積る能はず故に下渡すべき産物は函館價
 格の一割五分安を以て下渡し其他は前各項に準據す

右定約に依れば假令へは借入金一萬兩に對し函館時價昆布百石五百兩なれば昆
 布二千石外に五割増千石合計三千石(此代價一萬五千兩)を下渡し内一割引殘金一
 萬三千五百兩となる此内より借入金一萬兩及利子を引去り其殘額は函館出張所
 に納付せしむるの方法なり

此月開拓使前記各地會所を設け産物輸送の便を開くの旨趣を公にす其布達左の

如し
北海道産物會所當使管轄被仰出候に付規則を立て東京始諸國樞要の地に會所を置商人會社を仕組彼地に不足品を送り専ら諸物潤澤の爲廻漕の利を開き盛に開拓生育の道並行候様致すへし

規則

一 會社は東京大阪兵庫横濱長崎新潟常州那珂湊長州下ノ關阿州撫養其他諸港便宜の地撰定し本使官員出張すへし但官員は便宜に隨ひ最寄より見廻兼務の事

一 會所無之場所は商社にて改の手續可相整尤商社無之場所は問屋の内身元人柄相撰用違申附取締爲致候事

一 産物は總て會所の改を受可申尤諸國輸入何品に限らず賣拂金高一割の税可差出但一割の内四分は會所へ收入し二分は會社積金に致し四分は荷物扱人共へ爲取候事

一 産物取扱來候問屋共會社へ入さる者も從前の通可取扱但會社取扱に關係無之に付税一割の内六分會所へ收入し四分は荷物取扱人へ爲取候事

一 諸港商會の人當身元人柄相撰其土地に應し任用し尤其地限の會社に非す他港當使商社中同盟にして融通の便宜專要の事

一 廻漕の爲蒸氣船一艘北海道に繋ぎ此船は商社中にて買入使用し尤規則を立て不平無之様運轉せしめ且民部省廻漕方へも手を組み北海道運漕の傍他所の使用をも爲し空く滯泊せしむ可らず但官用たりとも相當の運賃可被差出事

一 御直荷物は北海道場所相場に不拘積取着荷の節商社に於て望人へ一般に入札爲致港税運賃諸雜費精算の上殘金御收入に相成候事

一 御直荷物と雖も定の通賣拂代金高の一割税被差出但一割の内七分は會所へ收入三分は荷物取扱人へ爲取候事

一 御直荷物の外産物は商社中の取捌にて無遺漏税可差出但當使官員逐一相改不直の取計無之様取締可致候事

一 税金は商社より毎月晦日に必ず其月の分精算上納可致但税額の納金有之節御用達商社中へ相預け通帳へ記し請拂可致尤各場所諸拂向差引勘定書相添殘金は毎月其地商社より東京商社へ向爲替に取計可申事

一 各藩支配地産物取扱は御直荷物の比に非す賣荷同様の事

一 元仕入方は北海道各場所入用品を以て差出候は、産物を以て下戻へし金にて差出候は、産物拂代金を以て下戻へし乍然出金人調達人望に随ひ金にて産物にても下戻方可有之但金は利子物品も利息相加へ下戻可相成候尤渡方展方共其節々會員可相改自己相對の取計嚴禁の事

一 仕入並引充に相成候義に付各場所漁業其外出産高兼て委敷取調置不都合の義無之様可致事

一 密賣買の荷物見聞次第届出候者へは取上の現品或は代金半高相與可申事

六月東京彌敷町に産物會所を立つ此後各地會所の新設廢止移轉一にして是らす新潟港は從來出入仲金と唱へ出入價物百分の一步合金を收むるの慣例ありしも行はれず昨年以來仲金を廢す然るに開拓使會所設置運上及商社手数料に充て一割税を收むるときは重税入仲金を廢止するの旨趣に戻るの疑あり又外務省は之を以て外國貿易の定則に觸るゝと做し廢止を主張し英國公使も亦屢々其不當を具申す開拓使之に答へ北海道各港に於て脱漏の税金を徴收し且つ該地必要品米鹽酒網等買入回漕便宜の爲め會所を設くる旨を以てす七月會所規則を更正し東京大阪其他諸港便宜の地を撰定し委員を派し會所なき地方は商社にて改め商社

なきは問屋の内人撰を以て用達を命し取締を擔當せしめ賣代金一割税の内五分は會所三分は商社中三分は荷物取扱人所得とす是より先木村萬平外五名物産漕運用達を命せらる萬平京都の人同志と結合し回漕會社を東京に立て支店を函館松前に設け専ら本道産物の回漕を營業と爲さんとす依て此命あり

八月開拓使民部省と協議北海道物産取締を産物會所に委任し會所の分轄を定む會所及出張所々在地

管轄

- 東 京
 - 下總利根川界より武州以西尾張國熱田迄
- 大 阪
 - 勢州桑名より志州及須賀利界に至る備後三原界より備中播州並兵庫に至る丹後由良港より但馬因幡伯耆出雲石見濱田千前まで
- 同泉州堺出張所
 - 泉州堺より紀州須賀利に至る
- 下 關
 - 丹州由良港より能州輪島に至る
 - 石州濱田より長防二州及藝州備後三原に至る又鏡前博多より豊後大神港に至る
- 撫 養
 - 四國及淡州一圓

長崎	下ノ關管轄を除く九州及二島
新潟	能登輪島より越中越後佐渡及羽前酒田迄
那珂	陸中宮古境より下總利根川に至る
函館	羽前酒田より小濱及陸中宮古迄

七月是より先各地方官より民部省に具申し一割税徴收困難の状を述べ是に於て同省開拓使に報し回漕産物は産地出港の際開拓使之を徴收し其脱漏に係る者のみ入港地方官に於て之を徴收するととなし官吏出張諸港取締規則等は一切廢止せんとを請ふと又館藩上申し産物會所歩合收税免除を請ふ其要に曰く當藩の諸貨物は内地諸藩の租税米と同一にして其人民の休戚に係るの一點は諸藩税米の比にあらざ何となれば税米は其管内需用の贏餘を輸出販賣するに在り當藩の諸荷物は租税に收むる産物を悉皆輸出し金穀と交易し士民生育の資に供する者にして北海道諸藩管轄地より輸出する所の荷物の如く士民の生計に關係なく開拓の用途を補助する者とも同一に論すべからず因て免税を請ふと大阪會所在勤官吏も亦會所規則改正會所出張所は地方官に一任するの利益を陳す開拓使乃ち職を立て民部省と議し元會所は大阪東京二所と爲し其他は出張所にて處辨し飛地

の如きは地方官取調拔荷密商等なからしめ従前の方法に由り取計ふべき旨を府縣に布達せらるる間十月長崎縣商人具陳し同縣は賣高五厘税あるに今又一割税を收入するは苛酷にして到底堪る所に非ず若し之を強行せば却て拔荷奸策の弊を増長すべし下ノ關は商民歎願し九月初旬より一割税を猶豫したりと果して然らば本港も亦免除の恩典を請ふと其他各地困難を訴へ免除を請願する者續々絶へず是月東京管轄歩合金は一割の内五分は問屋に下付し四分は開拓使に收入し一分は積金とし世話役給料其外諸費に充て従前の會所商社用達を廢し更に用達三名を命し各問屋を北海道産物取扱人と改稱し一割税收入分配方法を改む十一月に及んで又産物會所規則を更正す是に於て又用達を免し用達並四人を置き從來の仕切金を六歩とし内三分五厘を收納金とし二分五厘を取扱人世話料に充て外二分を仲買人に下渡すの方法とす十二月用達は給料として年金百圓を下附せらる

同四年三月小濱藩上申し敦賀港輸入産物のみに税を課し他港無税なるは他港のみに輸入し敦賀港の衰微を來すの恐あり依て免除を請ふと金澤藩又上申し從來本藩限り輸入品に課する雜税あり開拓使の一割税は二重税に屬すと

五年正月申年より戌年迄三夕年間外國貿易を除くの外海關輸出入の税を免除するの公布あり是に於て東京大阪兵庫敦賀五會所を閉鎖す
 以上産物會所沿革に就て之を見るに幕府以來明治四年に繼續したる輸出産物販賣の干渉は輸出を奨励するに非ずして拔荷脱税取締上の必要よりして用途を置き會所を建て數多の官吏を派して之を監督せしめ其費途の一部を補ふに割税と稱する歩合金を收入して之に充てたるに過ぎず故に官徒に手数を費して國庫に收入を増加するとなく商賈及需用者其重税と手数の繁雜なるに泣き歎訴常に絶へず其結果産物賣買の時機を失し賣買双方の不利不便を來せしは事實掩ふ可らざるものとす壬申以降三夕年免除の布令出る者官其實況を査し方針を轉したる者ならん

明治八年再び出港税則を定め輸出水産物等に課税するに原價百分の四を以てす其公布の旨趣曩に海關輸出入税三夕年間免除の期滿るを以て再び出港税を徵すと云ふに在れば四年以前の一割歩合金を繼續するが如しと雖も前者は専ら取締を目的とし後者は收税を主とし其用途を明示せり故に租税に詳にし此に省く
 開拓使の末十三年六月使中に東京物産取扱所を置き物産現品税を徵收したる者

を回送せしめ之を府縣各地に回漕して販賣する方法を設く其賣捌方は用達廣業商會に命せられ手数料として賣捌代價百分の三を商會に下附せらる本所は税品の賣捌と官立製造所の製造品を販賣するを主とし傍ら北海道水陸諸産物の増殖改良を謀り一般の商況を察し内外需用の多寡及價格の高低を探り其損益得失を勘査す故に本所の存在中水産製造品に在りては各種の罐詰類(鮭、鱈、同酢漬、チカ魚油漬、海鼠、鱈、牡蠣、海獸皮、臘虎、臘豚、獸、海鱈、海豹)を倫敦、馬尼羅、香港、上海等に試賣して其得失を考究せしもの少からずと雖も直接に漁業者を奨励保護し内外輸出を圖りたるものなし

輸出水産物就中肥料魚粕の荷造に就て開拓使夙に其改良を促し種々の示達を發せり其一例を舉れば十一年九月開拓使本支廳に達し荷造の鹿大を改め一個の量十五貫目内外を定度とすべき旨を以てす十三年四月再び管内に諭達し一箇三十貫目を超ざる荷造となすべき旨を以てし荷造用産地府縣に照會し縱五尺三寸幅三尺二寸定度のものを造り漸々輸送せんとを勸誘したり廢使置縣の後函館縣又此主旨を襲き札幌、樺太、二縣と合議し十八年四月管内に諭達したり其要旨を掲ぐれば左の如し

荷造方法

一 兩口には米俵の如く可成緻密に緘り、胴三ツ繩二筋を以て、堅十文字に二筋なり
結回す

一 建筵は津輕本間(五百目より五)敦賀尺長(五百五十目)及之に類似のものを
用ひ一横堅の繩は大間を用ひ小口兩緘は中間繩を用ひ小口筵は適宜のものを
用ひ此量目横堅の繩共四百目位但沓見筵所持のものは之を切斷し(巾三尺三寸)取交使
用するも妨なし

十九年北海道廳設立の後三月道廳直轄地方(元札幌)へ肥料魚粕荷造法を達したり
しが其後命令的に之を制限するの方針を改め二十二年五月郡區長に訓令し身欠
鱈の荷造注意方を告諭せしめ又二十四年五月告諭を發して肥料俵裝に注意せし
む其要從前の告諭と相同しきも水産稅則施行後現品検査を爲さざるが爲め往々
濫造粗製する者を生ぜり是れ目前の小利に拘泥し永遠の得失を顧みざるに於て
之が爲め需用地の信用を失ひ物産の廉價を落すは必然に付其取締法を設け便宜
組合規約等に掲げて其弊を矯正すべしと云ふにあり

第三款 海外貿易

北海道の海外貿易はアイヌ土人と露西亞人と千島諸島及樺太島に於る貿易最古
しと雖も特に水産物の輸出貿易を試みたるは長崎俵物役所に起原す其後時勢變
遷安政中函館開港となり外商來り居住し彼我自由に物産を賣買し明治以降開拓
使函館外二縣及北海道廳水産物の輸出を獎勵保護したるもの一にして足らず今
左に古今貿易の概略を述へ其得失を知るの便に供す

清國の貿易は往古専ら銅を以てし我邦探掘の銅逐年減少するの勢あり寛永中高
木喜右衛門なる者運上金二萬兩を徳川幕府に納め歲額六千貫目の外に二千貫目
合せて八千貫目の交易を許可せられ此増加の二千貫目は代物替と稱し銅に代る
に他の國産を以てするとを許さる是れ水産物の輸出濫觴にして輸出入の權衡を
維持するの基礎も始て立てり當時長崎に會所を立て長崎會所と稱し代物替の事
務を取扱ひたりしが其後長崎俵物會所を設く當時貿易の消長は我邦探銅の實況
を以て増減し例へば唐船何艘銅何貫目と云ふ定規あり其船數と每船の定額は一
に幕府の權内に在り而して代物替は探銅の不足を補ふ必要品なるの故を以て幕
府は之を獎勵するが爲め買入費用前貸として金圓を會所に下付し明和年間には
貸高銀千八百貫目の多きに達し俵物仕入方其宜を得ず各產地回漕を怠るもの多

く爲めに負債を生し維持頗る困難に傾きしかば幕府大に慮憂し遂に俵物會所を廢し親しく産物の買入を爲すの方法を定む是に於て主任官吏を置き「俵物役所」を立て貿易は純然たる官業となれり

「俵物」は初煎海鼠干鮑の二品なりしが明和元年に至り「鱈」を加ふ又「諸色」と唱ふる者あり昆布、鱈、チヤレ、煎海鼠、チヤレ、虫入乾鮑、フシ海鼠、乾蝦、乾瀬貝、淡菜、寒天、刻昆布等の類是なり外に陸産數種あり北海道産品は煎海鼠、干鮑二品最も古く二百六十七十年前俵物會所に回送し昆布は延寶年間(凡二百十餘年前)初て試賣し刻昆布は文化年代(凡八十餘年前)試賣し鱈は最も遅く安政中(凡四十年)より輸出し其他は安政開港以後に在り以上の内最も聲價ありしは干鮑、煎海鼠にして昆布は北海道の特出品なり(第二篇鮑、海鼠、昆布に詳なり)

貿易の順序を考ふるに各品豫定買上價格あり之を「定直段」と稱し産地漁業者請負高あり函館奉行所長崎俵物役所の官吏と協議して定直段請負高を確定す又「唐船渡直段」あり煎海鼠一番一斤九分十番一斤四匁六厘と云ふが如し又「直増」と云へるとあり貿易漸く盛にして請負高は之に反し次第に減少す是他なし漁業者其價格年に高く需用益々多きを知り拔荷密賣を試る者逐年増加し奉行所に對しては漁

獲少しと上申し其實盛に漁獲するに至る俵物方も萬止を得ず定直段に一割を増して買上げ又二割を増し遂に萬延年間に及んで五割を増す然れども安政以前に比すれば殆ど半額を減したり昆布の如きも初は一兩に付二十七貫目替なりしが二十四貫目替となり請負人尙ほ承諾せず長崎俵物方よりも請負人申立を理由ありとして共に直増を奉行所に歎願するに及べり元來此買上法は年々豫定價格と産出請負高あり前金を貸與して買收し漁業者請負高より多額に收獲し買上を願出れば奉行所之を奇特とし其多き部分は特に若干高價を以て買上るを例とし又年々此の如く多額の買上を願出る者には賞與金を下賜して一般請負人を獎勵せり

幕府の長崎俵物諸色を獎勵する實に至れり盡せり然るに従つて獎勵すれば従つて密賣者増加し一方に請負高を減少し本年買上價格割増を爲せば明年又一層増直を歎願し殆ど底止する所を知らず殊に開港以來外商函館に來つて直に漁業者より善價を以て買收するあり奉行所漁業者に令して嚴に之を制止するも外商の賣買を禁止する能はず而して長崎は依然唐船と契約の價格あり容易に之を變更する能はず(追々價格を騰上せりと雖も請負人の割増毎に騰上する能はず)故に幕

府は年々損失を免れざるの困難に陥りたり是に於て萬延元年十一月二日堀織部正外四奉行建議して意見を陳す其要旨従前の買上法は今日開港後に行ふ可らず故に今後は直段を増加し長崎俵物方に交付する一部を以て函館在留外國人に賣渡すべしと云ふに在り然るに幕府諸係官吏或は是とし或は非とし急に決せざりしが慶應元年に及んで初て從來の制を一變したり其告示文に依れば近年俵物の産出減少するは漁民定直段にて買上を爲すに由れり故に自今定直段を廢し品位に應し時相庭を以て買上且つ商人相對賣買を允許すべきに付國內一般出産高の増加を移むべしと是より官業的外國貿易は全く一變したり唯松前藩領内は右告示に拘らず舊慣に依りて藩廳限り買上を爲せしが明治維新に至りて之を廢す俵物役所の俵物買上は極めて手數と費用を要したるが如し北海道産出品の買上高不足するときは忽ち長崎市場に影響するを以て務て品位を精選し貯藏倉庫は函館及松前に在り一定の藏敷料(一九錢四文)を拂ひ製造の際は種々の干渉を爲し差配人出張して嚴重に検査を行ふ荷造も亦一定の方法あり船積の仕方運賃の定額等悉く幕府に於て指示規定するものあり又買上に要する金員の下付手續一種の爲替法を定め係官吏は奉行の下に御勘定方御普請方あり其下に俵物受取方十

餘人あり差配人八九名之に隸屬す又俵物役所よりは係員年々函館及松前に出張して指揮するを以て製造より輸出まで順序極めて整頓せり其詳細は此に畧す但差配人は漁民に直接し就中函館松前の差配人は勢力ありしと云ふ明治の初に至るまで函館に長崎屋半兵衛なる商店ありしは即ち俵物方の差配人なり文久二年十月徳川幕府の付屬船健順丸命を受けて和蘭領「パタピヤ」に航せんとす時に貿易試験の目的を以て北海道水陸物産を搭載せしが品川拔鰯に臨んで物議大に起り果さず元治元年再び上海に航するに及んで昆布干鮑煎海鼠等を搭載し上海に到り砂糖綿水銀等と貿易して歸る其後復た貿易の議ありしが内外多事の爲め遂に行はれずして止みたり

明治五年正月長崎縣管下滿川新三なるもの清國貿易の必要を説き意見書を開拓使出す其要に曰く清國貿易は蠶糸を除くの外は海參鮑魚魚鱈昆布洋菜にして該國南海の産物普く全國に及はす概ね皇國より仰く殊に昆布は山東より北方に至る寒中必需物にして若し之を食はされば陽春瘧症を發し或は種々の病に變す故に幕府の時は此を御物と唱へ松前を始めとし所産地に座方と唱ふる者を置き長崎にては俵物役所にて管理せしめ鄭重に取扱しも維新後勝手に賣買を許す

を以て商賣唯一己の利に走り國益を圖らす中には資本乏欠の爲め善價を待つ能はず廉に賣却する者あり遂に商權を失ふに至れり然るに今般本使物産繁殖商權回復の處置あるを聞き欣躍に堪へず聊卑見を開陳して採用を乞ふと依て會社開設の必用を述べ開拓使此建議を理由ありとし審議の後島田八郎左衛門等七名に北海道産物爲替並に諸品仕入方用達を命せらる是に於て用達等申合條款なる者を草して使廳に請願す其大要左の如し

- 一 東京大阪函館各所に取扱所を拜借し三ヶ所開業の上は各港に扱所を設くべし
- 一 諸任入品賣捌方とも悉皆會社の責任とす
- 一 爲替會社經費は都て社中の負擔とす
- 一 貸付方は確實の抵當品を取り後來の障害なきを要す
- 一 貸付方に付假令借主より返濟方彼是難澁を申立るも都て社中に於て處辨し使廳に關係せざるべし
- 一 東京に於て諸品出入御用の節は其都度手数料として金高の三分下付を請ふべし但函館に於て物産賣下の場合には運送費解賃等の諸費は原價に加へ若

し使廳の命に依り物品を上納する時は諸費別段下付を請ふものとす

- 一 荷物爲替貸附金取扱は遠近の都合に依り取計ふべし
 - 一 物産は使廳用品賣下命せらるゝ時は手数料として金高三分を請ふも代金上納は自然貸賣のみなれば時宜に依り期限を申立べし
 - 一 荷物引當金並諸仕入品は都て社中へ引受け貸付取扱ふを以て元金拜借を請ふべし但利朱は一ヶ年七朱の割を以て毎年兩期上納すべし
 - 一 拜借金出納は其都度出納帳を以て各扱人調印し使員の檢印を受くべし
 - 一 函館其他漸次商店を開き荷物回漕の便を圖るべし
 - 一 經費多端に付金五萬兩無利息十ヶ年賦拜借を請ふべし
- 以上の如く採用せられんことを請ひしに開拓使特に之を許可せられ諸仕入品函館に於て賣下は實地に當り適當の手数料を下付すべき旨を指令せり
- 二月北海道昆布煎海鼠干鮑其他産物清國上海へ回漕同所より天津等各港へ轉送販賣の爲め開拓使特に委員を上海に派出し該地方の商況を視察せしむ滿川新三亦北海道産物上海香港天津諸港回送方事情取調の命を受け金圓を下賜せられ委員と商議す

四月吉田健三北海道産物輸出に係る數項の意見を述べて開拓使に建言す其要に曰く從來輸出の方法は大阪長崎若くは東京横濱等商買の手を経て回漕す故に手數多く時日を費し動もすれば年を越へて未だ上海に達せざるとあり之か爲め途中往々腐敗を來し損失を免れず自今諸商人函館に出店し産物に對し時價の七分を前貸し清國直輸の方法を立つべし而して問屋口錢は百分の五を引き其餘は荷主へ返付するを必要とす若し海上保険等の事行はるゝに至らば金融一層開け商業從て盛ならんと又開拓使用達木村萬平横濱在留英一番館組合員某々等と協議し清國貿易品回漕船保險及金融仕法書を同使に呈して採用を請ふ其要に曰く從前各港を経て輸出するを改め清國直輸の方法を設け瀛船庚午丸を初とし其船を撰んて航海し海上保險を爲し荷爲替金貸付取扱所を函館に置き横濱大阪に出張所を設け荷爲替金借受を望む者は原價の五割乃至七割を貸與し利子は一ヶ月百圓に付一圓とし問屋口錢は百圓に付五圓の割を以て受取り務て懇到深切に取扱ふべし而して此責任は英一番と木村萬平一切負擔し荷主若し上乘を爲し上海其他に赴く者あらば輪旋の勞を辭せずと五月萬平遂に有志商人北海道産物商就中昆布干鮑煎海鼠等取扱人と謀り清國貿易直輸出の事を同使に出願し八月に及ん

て同使更に萬平等に命して清國輸出物産取調を爲さしむ十月用達稔本六兵衛木村萬平等拾名結合し北海道産物清國輸出方法を定めて出願す開拓使之を政府に稟申せられ且つ外務大藏二省に命令あらんとを上請せりと云ふ其方法の大要左の如し

- 第一 北海道産物清國直輸は専ら國益を圖る旨趣を以て結社同盟し追々上海へ開店既に該地出店の内國商と合議協力し貿易の道外交の誼に従て厚く注意し後來事業の盛大を圖る
- 第二 産物類清國地方輸出の間都合により長崎横濱神戸へ藏園或は當分其地に於て賣却するとあるも終には北海道より直に清國各港へ輸出の事に著目すべし
- 第三 稅納産物は其地の通價を以て賣下若し時宜により清國直輸許可の時は手數料として賣込金高の五分を請ふべし
- 第四 諸商人貨物賣捌も手數料前の如し
- 第五 荷物爲替金は原價金高の七割まで貸渡利子一步の割を限りとし清國各港回船は内外に拘らず堅牢の船を撰むべし

第六 彼地より歸船に積取貨物は其機會を考へ買入遺算勿るべし

第七 彼我産物輸出入納税は各港運上所規則を遵奉すべし

第八 貿易上條規細目は實地踏檢の上開申すべし

第九 税品直輸賣買の外貿易上損益本使關係なし

是に於て保任社を創立す總頭取以下は用達榎本六兵衛等命を受けて開業準備を爲す其開拓使より政府へ稟申し裁可を得たる難破保險法の零に曰く北海道は航海危険曩に東京丸覆没(三月二日 尻)より後人心疑懼を懷き未だ私社を結び運輸の便を圖る者なし故に官費を以て保護勸誘せざる可らず因て數多の船舶を購ひ就中北海丸は元來堅牢なるも尙ほ修覆を加へ船長以下熟練の外國人を雇ひ水火夫に至るまで精撰使用し郵便漁船と同じく本道の便利を圖り東京大阪間定期航海を開き且つ海上保險の爲め本使定額金拾萬圓を準備金に充て荷爲替金貸與等は用途に取扱はしめ萬一覆没等あるも準備金を以て償却し荷主に損失せしめず固より海陸運便に充る金額は却て消費すべき者なるも漸次民心歸嚮に隨て自費結社の時に際すれば官費保任は廢止すべし云々と是より保任社は特に旗章を定め船橋に掲げ東京江戸橋南詰に本社を設く此社は半官半民の結社にして海上保

險は内國に止まると雖も其目的物産即ち清國需用の水産物直輸の便を圖るに出てたるは前女の沿革に於て明なり六年一月黒田開拓次官保任社總頭取榎本六兵衛に本社創立の旨趣を懇諭し且つ創立規約書を決定する左の如し

今般政府の允裁を得て保任社を創立し海路の危険を保し貨物運輸を便にし人をして危疑の意勿らしむ夫れ人民の信用を得るや基本金を保全し積金を増加し準備の本を固ふするに在り素より官庫を富し蓄積を圖る爲に非れば寧ろ目前の益なきも巧利に趨り前途の業を害する勿れ人々厚く此意を昧認し各其力を竭し始終怠らす人民の信を失はずんば百貨流通旅行安全窮海避遠の地も永く其資助に頼らん然る時は獨り社中の榮のみならず實に國家の幸ならん

保任社創立規約

第一條 開社免許を得て創立するに當り總頭取頭取支配人會計書記以下の役員を撰定し其權限及び賞罰其他諸般の條件を掲載したる申合書を作るべし

第二條 總頭取頭取支配人等其事務を施行するに忠實公平を主とし規則方法に悖戻せず又社中の人をして遵守せしむ可き旨を誓文に記し開拓使廳に呈すべし

第三條 役員及社員とも各印鑑を使應に呈し且新聞紙等を以て一般に公告す
へし若し紛失改印する時亦同し

第四條 諸訴訟歎願書或は證書約定書往復文書都て社印を押すへし
但約定書證書誓詞の類は頭取支配人等の各印を加ふ可し

第五條 請取證書表裏面に規則の旨趣及期限等の要件を掲載し發行前社印各
印とも使應に呈し又一般に公布すべし

第六條 本社準備の基本として金十萬圓を使應より下げ置かれ且社中の積金
は毎一名一ヶ年金五百圓つゝ年限中差出すべし

但基本金より生ずる利益も社中の入費を除の外年限中は分配する等の事
を許さず別口準備とす可し

第七條 基本金請取の手續をなし證書を使應に呈す可し且其書面に確證なる
事件を載るとを要す

第八條 社中積金募り方は基本金請取たる月より始め公私混同を禁すと雖も
其實用に至て少異なければ即ち積金も又本社の基本金と見做す可し

第九條 營業は創立の年より八ヶ年を限とす八ヶ年を経る後は更に其方法を

設け益々盛大ならしむべし

第十條 時勢の變換等不得止事故ありと雖も年限中此營業を廢するを許さず
第十一條 規則方法は使應の詮議或は社中の商議に因て改正するとある可し
右改正の節は勿論社中役員を進退するも社中限私に施行するを許さず

第十二條 基本金積金とも之を引當として借財をなす可らず又自己の積金と
雖も陰に之を引取り之を他用に供す可らず

第十三條 貸金滞り又は商業の失錯其他の事故にて損失を生し準備金減少す
れば社中一同私金を出し其不足を補ふ可し

第十四條 危難請負及荷爲替或は惱なる引當を以て貸金をなすを本務とす可
し

第十五條 愷なる引當を以て貸金をなすと雖も請負荷爲替の用に供したる餘
を以てし最要の事に障礙なからしむ可し若其本旨に違ふ者は相當の償金を
出さしむる等の處置ある可し

第十六條 社中の準備金を以て地所家屋其他の賣買をなす可らず又工職を興
し株主となる可らず唯其業を營むに付て家屋地所等を除くの外質物となり

たる物品は此限に非ず

第十七條 社中の者事故あつて年限中退社せざるを得ざる時積入金を他人へ譲り渡し又は社中に引受ると雖も猥りに積金の高を減ずるを許さず

第十八條 危難の節諸償は官金及社中積金の元高に係る可し請負金及利益金等は別口準備に積置き社中の諸費を仕拂たる餘は當分貸付の用に供すべし

第十九條 官私金混雜なからしむる爲め會計の簿冊を明瞭にし後害を防ぐとを緊要とす

但官私金の出納は勿論荷爲替貸金立替日用の雜費まで日計し月算表を上梓し使廳に呈し亦一般に公布す可し

第二十條 使廳官員定例年々四度或は臨時出張し其事務の實況を視察し且諸簿冊計表を検閲するとある可し

第二十一條 總頭取頭取其他役員等準備金を消費し亦私用に供する等其他詐偽をなし規則に悖る時は退役のみならず償金を出さしむる等の處置ある可し

第二十二條 總頭取以下役員等各其職務を惰り規則條約に悖り或は失錯あつ

て大損失を生したる時其不足を補ふ能はず又承服せずして遷延するに於ては社中一同の私有物を差押へ相當の處置をなす可し

以上の外に保任社定期あり請負の制限準備金の方法請負金荷爲替の定規并に荷物請取手續難破漏損取扱償金の制限等數十節を規定せり此定期に依るに準備金は官金拾萬圓を基礎とし社中の積金及荷爲替等の諸利足を豫算し八ヶ年間大概金貳拾五萬七千六百五拾九圓餘を目的とし漸次此業を盛大ならしむと云ふ又申合條款あり社中の誓約及權限を明にす總頭取一人頭取二人副頭取無定員支配人二人會計役二人手代無定員とす五月該社開業し取扱所を函館大阪等に設け又清國上海に出張店を開設し開通洋行と稱す七月開拓使更に用達に命して物産賣捌所を東京江戸橋傍に設け北海道物産商會と稱せしむ十月に及んで開通洋行を上海佛蘭西公司路第四十六番に開設す然るに故ありて開拓使保任社を廢止し基本金拾萬圓并に汽船北海丸返納を結社人に達せられ五月該社解散の旨を府縣へ達せられたり即ち本社開設以降廢止に至るまで僅に一年七月に滿たず當初清國需用水産物販路擴張の目的を以て之を設立し其業務を實行するに至らざりしは實に遺憾と云ふべし

其後海外貿易の事に關しては開拓使種々評議ありしが九年十月遂に内務省勸商局と謀り廣業商會笠野熊吉社長後熊吉死亡し笠野吉次郎之を繼ぐを設立せしめ勸商局は官吏二名を委員として函館に出張せしめ清國貿易事務を取扱はしむ其方法昆布煎海鼠鮑錫四品を勸商局に買收し清國に輸出す同局買收價格は函館の公定相場を準據とす此法一ヶ年實施の上更に協議確定すへし而して資本金を人民に貸與する時は一ヶ年六分の利子を以て勸商局より資本金を開拓使に渡し同使より之を人民に分貸し收獲の昆布外三品を以て同局へ償還す資本金の受渡等直接人民に對する事項は開拓使之を擔當し償還も亦同使の保證たるべし若又該品を勸商局に委託し清國輸送の上物品の賣代金を以て償還せんとするものあれば同局之を引受け輸送販賣の後貸與の金額并函館に於て現品受取までの利子海上保險料運賃諸雜費を引去り差引計算を爲すべしと規定し勸商局官吏二名函館に在勤する者常に廣業商會の事業を監査し且つ輸出の方法を協議するに怠らず同商會は本店を函館に支店を清國上海に置き各支配人手代等數名を使役し業務を執る然るに此買收輸出は人民所有の物産を買上げ償還品を收受して輸出するのみに止らず開拓使の現品收稅品の昆布外三品も同局に受領する方法にして函

館に於て双方より品評人を出し其品位上中下三等に區別して受渡を爲す諸費は船中より陸揚掛改等の雜費までを開拓使より指出掛改後請取濟の上藏入等の雜費は勸商局より差出すものとせり十二月に至りて開拓使函館支應該件に係る事務一切を管理することゝなる是に於て北海道物産中清國需用水産物の貿易は殆ど官業となり恰も第二の俵物役所を設くるが如き觀ありし十年五月に至り賣買定約を更正する左の如し

北海道物賣買の方法九年十月中内務大藏兩省本使と結約の後尙實際の適否を斟酌し今般別紙の通改定候條漁場昆布場營業者へ告示爾來資金貸與及物品買上請求の者は該則に據り取調候儀と相心得へし

(別紙)

北海道物賣買定約

第一條 開拓使收稅品の内清國需用の昆布煎海鼠乾鮑錫の四品は函館に於て悉皆勸商局に可買取但開拓使と勸商局の都合により函館に回致せず收稅地方に於て受渡する事あるへし

第二條 前條物産の價格は函館に於て受渡の時々同地の時價に依り双方熟議

の上即日確定すへし尤收税地方に於て受渡するときの價格昆布は第七條煎海鼠外二品は第九條の通たるへし但物品の價格双方所見を異にし萬々不得已場合あるときは第十一條に據て處分すへし

第三條 現品引渡方は該品收獲の場所より積船函館へ着港の上直に双方主任の官員立會を以て豫定する所の品評人をして其品位を鑑別せしめ現品の數量を検査し受取渡を爲すへし

第四條 資本金貸與を受たる出産人收獲物品勸商局へ引渡へき數額は豫め約定すへし其數額の内資金を償還したる後猶物品の餘額あるときは直に買上をなし其代價は勸商局より開拓使を経て出産人に交付すへし(本文十四年二月達を以て但加ふ)但餘額品は出産人自由に販賣するを得へき者に付本文の約定を以て爲さずして他に販賣するは出産人勝手たるへし

第五條 前條貸與の資本金產物を以て償還するは昆布煎海鼠乾鮑鰯の四品に限へし

第六條 前條物品受渡の昆布は收獲地煎海鼠乾鮑鰯は函館福山江差壽都岩内小樽増毛根室の八ヶ所に於て回船の期を豫定し勸商局に受取へし

第七條 昆布價格定方は資本金貸與の前札幌に於て開拓使勸商局官員並用達廣業商會及資本借受る出産人の總代等一同集會し前三ヶ年各地の時價を斟酌較量し其年中の昆布の定價を熟議豫定すへし

第八條 前條約定の價格を以買上へしと雖も貸與金償還の分は勸商局に於て販賣の後一ヶ年計算の上其純益一割に超過する時は其超過金半高を開拓使に引渡同使に於て人民より勸商局に買取たる所の原價に割合之を出産人へ配付すへし尤一ヶ年計算の上損失ありと雖も開拓使及出産人に關係する事なし但本條純益金一ヶ年分概表を勸商局に於て調製し之を開拓使に回報し同使に於ては管下人民に廣告すべし(本條は十四年二月達を以て本文の通修正あり)

第九條 煎海鼠乾鮑鰯の三品價格定方は第六條に掲る函館外七ヶ所に於て時々該地の時價に基き双方熟議の上確定すへし但第二條但書に同じ

第十條 前條の物品資本貸與を仰かすして現品買上を請ふ者あるときは昆布は豫定の價格を以收獲地に於て之を買上煎海鼠乾鮑鰯の三品は第六條に掲載する場所の時價に據り双方熟議の上價格を確定し之を勸商局に買取へし第十一條 物品の價格双方所見を異にする歟或は本人の望に依り委託販賣を

請ふ者あるときは勸商局に於て之を引受清國輸送販賣の後貸與の金額並函館にて現品受取の日迄の利子海上保険料輸送の運賃總て販賣濟迄の諸雜費賣揚高三分^{百圓に}の手續料等を引去之を差引決算すへし但本條勸商局に委任し清國輸送販賣を欲する者は渾て該物品を函館に於て同局へ引渡すへし第十二條 資本金を借受る出産人の需用品を買調送付を依頼する者は第七條集會の時出産人總代より開拓使へ申立勸商局へ通報し該局は之を廣業商會へ命し其契約を定め便宜の取計を爲さしむへし尤代金は貸與金の内より差引をなすへし但物品は場所受取の代價を約定し或は手續料を收る等双方熟議の上之を定むへし

右十二ヶ條北海道産物賣買の方法九年十月約定する所の條款に基き實際の適否を斟酌し今般内務大藏兩省開拓使と協議の上之を改定せり若一ヶ年施行の上實際に適當せざるときは更に協議を経て改正若くは加除する事有へし依て双方主任の官員署名捺印する者なり

大藏大書記官 郷 純 造
 内務大書記官 河 瀬 秀 治
 明治十年四月二十八日

開拓大書記官 西 村 貞 陽

右と同時に收税品及資本金貸與に係る事務取扱の手續を改正したり
 十一年廣業商會は更に進んで支店を香港に設け事務を擴張す十二年勸商局は商務局と改稱せられ大藏省に隸屬したるも輸出法資本貸與は舊に依て勵行し益々獎勵を加へたるを以て輸出逐年増加し遂に函館在留清國商の輸出高我直輸出高と各相半するに至れり而して勸商局の決算報告に依るに十年は昆布元價百圓に付金五圓七拾六錢壹厘即百分の五五六の純益を得十一年は元價百圓に付四拾三圓八拾錢三厘強即四割三分強の純益を得因て販賣規則に照し右益金の内一割を商務局に引去り剩餘金半額即百圓に付貳拾六圓九拾五錢五厘餘の割を以て採取人に分配す其各郡に對する純益金は左の如くなりし

郡名	數量	產地豫定價格	純益金
靜 内	六一八〇一八	二、三七三、三五九	六三九、七四四
三 右	一〇四一五	四一、一四〇	一一〇九〇
浦 河	二九七三四一	一、一五九、六三一	三一、二五八二
様 似	一九八七九六	七六五、三七二	二〇六、三〇九

幌 泉	一、一一三九八四	四、八六二二七七	九、二〇一七六九
通 計	二、二三八五五四	九、二〇一七六九	二、四八〇三六七

以上の純益は意外の好結果を得たるものなるが故札幌本廳は管内昆布出産人に諭し該金を蓄積して不虞に備へしむ十四年に及んで管内郡民社を結び風帆船會社を起し水陸物産運輸の便を興せり根室支廳管内も亦之に準して純益金の配當を受けたり(金額今詳)

又根室支廳は勸商局及廣業商會と議し豫定寸尺に達せざる屑昆布買入價格を定めて買収に着手し十一年函館支廳と議し屑昆布一切函館に輸送して廣業商會に販賣し函館に於て無産の子女をして刻昆布に製せしめ輸出の便を圖らしむ又其收入金蓄積順序を定めて基本金を作るの方法を立つ

開拓使と勸商局と定約中に昆布外三品の價格を定むる公定相場に由るの明文あり此等の必要あるを以て開拓使十年六月函館に相場會所を設く其達の旨趣に曰く

物價の高低を知るは商業の須要にして價格査定方は開港貿易の地に於て闕くべからざる急務とす函館港は貿易頗る盛なるも其方法未だ備らず故に相場會

所を創立し物品價格を審にし之を四方に報し以て公益を圖らんとす

此主趣に依り支廳内に假會所を設け問屋日々取引する所の現賣買價格を報告せり毎月六回係官吏及會所役員立會の上價格を査定し毎月若干回相場會所物價表を印刷して官廳并に各地相場所或は商工業會議所に報告することゝ爲せり此會所の役員は頭取副頭取書記あり頭取は係官吏の撰擇に依り函館支廳長官之を命し副頭取以下は頭取官吏と協議人撰具狀して支廳長官の承認を得るものとす而して會所は支廳會計課員二名以上派出して其事務を管理す十三年一月小樽港へ相場會所を設置し同地船政所官吏をして之を管理せしむ其組織權限函館と大同小異なり此二會所は官立物價調査所にして今日より之を見れば不完全を免れざるも其當時に在りては頗る重要な機關たりしなり十五年開拓使廢止と共に兩會所を閉鎖す

廣業商會は設立後九年間存続し十八年に及んで閉鎖せり然れども其間廢使置縣あり資本金貸與の方法漸次其趣を異にし(資本金の部参照)最も業務を擴張し直輸出の効力を顯したるは二三年に止り就中外商と輸出匹敵したるは一年に止り爾後復ひ退却に傾向し生産者も亦年々困難に陥りたり従つて貿易の景况は舊に復

し依然外商をして價格を左右し利益を壟斷せしめたり蓋し其原因一にして足らずと雖も當時の實況を觀察するに大率左の二點を以て重なる原因とす

(第一) 昆布の産出高頻りに増加し供需の權衡を失ひ所謂荷嵩となり其極價格非常に低落したり

清國昆布の需用高明治十年以前に在りては大抵一歳七萬石内外を通例とせり然るに九年廣業商會を設立し輸出を奨勵したる結果は昆布採收人を増加し出產高年一年より増加す即ち明治三年より十一年に至る各年の平均は七萬八千餘石なりしに十二年には十九萬一千石の産出あり十三年より十八年に至るの間は稍々減少したるも尙ほ平均は十三萬三千餘石の産出ありし産地の景況此の如くなりしが故輸出高素より非常の増加を見供需の權衡を失ひ加之生産者は唯産出の多きを是れ務めて製造次第に粗悪に流れ遂には粗製至らざるなく清國市場の信用を失ふのみならず輸出の昆布腐敗して食用に堪へず空しく之を抛棄するとさへありし價格の如きも五年迄は百石五百八拾圓を維持したるに四百圓より三百圓内外となり遂に二百圓以内に低下し其後挽回して三百圓以上となりしも十六年には函館市場の相場は百石二百圓に下落したり

(第二) 生産者高機に至るを待たず常に賣却を急ぐの弊あるを以て外商(重に函館在留の清商)其機に乘し種々の手段を施して低價に買收する事

安政開港以來昆布を清國に輸出するは函館在留清商の手を経るもの多きは前文に述たるが我が商買は全く彼が左右するに一任し甚しきは清商の願使に従ひ生産者に不利益を與ふる者あり廣業商會設置の時代僅に其商權の幾分を我に收めたるも同商會閉店後は復た彼と競争する者なく且つ日本昆布を無代價付與し權衡取扱は頗る偏頗の所爲あり我商估の損害少からず函館縣の時官民一致其積弊を打破するを務め一時貿易を中止する迄の紛紜を生せし事あり然れども多年彼等が猾手段として内部の實況を探り姦計詐術至らざるなく昆布の價格を下落せしむるに汲々たり生産者の多くは資力に乏く常に營業仕込を受け高利の金を融通するが爲め耐久持重商機熟し價格の騰貴を待つ能はず自然競賣の弊を生し函館昆布商亦同様の傾きあり清商之に乘し團結して買崩の手段を用ふるを例とす偶々直輸出を爲すものあるも資本多からず組織完全ならざるを以て遂に彼の術中に陥ること往々少しとせず清商機を見て益々之を促して競賣賣崩の弊愈々盛なり

賣買の状況右に述べるが如くなれば昆布の産出年に増加して生産者の困弊年に甚し

北海道廳設置の後清國貿易品殊に昆布の商況年々非運に傾き生産者困弊の極に達するを見て該品の製造を改良し價格を維持し商權を回復するを急務とし先づ官吏及實業家を清國に派出して貿易の實況を調査し然る後徐に將來の方針を定むるに決し二十年九月廳屬赤壁二郎及函館の北海道共同商會頭取遠藤吉平東京府平民鹿島萬兵衛三氏を清國に派す廿一年に至り三氏歸朝(遠藤、鹿島は三月赤壁は七月)昆布一手販賣の議を建言せり其要旨左の如し

清國派遣官吏商業者復命

昆布は清國人の最も嗜好する所にして其需用の久しき既に習慣となりて恰も天性の如く然り故に我北海道産昆布の如きも十中の八九は清國人の消費する所となるのみにして明治十一年以來十箇年間平均一箇年の輸出高十萬三千餘石に至る然れども清國版圖の廣大なる人口の衆多なるに比すれば未だ過く消流を促すに足らず將來清國內地運輸の便開け販路疏通の日に至らば需用の増加を來すは言を待たざるものあるを以て其輸出すへきものは現今の如く獨り

東部地方及利尻禮文の産に止まらず西岸一帯亦往々望を屬すべきものあり需用の状況其此の如くなるにも拘らず近年價格低落して殆んど其底止する所を知らざるものゝ如し明治十年より十八年迄九箇年間平均相場は釧路以東根室厚岸産にして上等平均凡三百三十圓三場所の産に至りては二百四五十圓の間となれり今各産地より函館まで廻送の運費及船賃海上保険料利子目切口錢等の諸費百石に付凡金八十圓と見積り前掲の直段より之を引去るときは根室等の産に在りては二百五十圓三場所の産に在りては百六七十圓にして是れ獨立自營の生産者か實收すべき所の代價とす其或は干場資本を他借する者に至ては殆んど説くに忍びざるものあり生産者か收支相償ふを得ずして困難の甚しき想見すべきのみ

昆布價格の低落は獨り生産者の困難を來せる所以のものは生産經濟の未だ盡さざる運費の未だ廉ならざる賣買手續の未だ至らざる貨物品位の未だ精良ならざる等種々の原因あるべしと雖も主として近來貨物の多岐に散するに由らすんはあらず蓋し現在上海十餘戸の同業ありて各區々若干の貨物を取扱ふのみならず邦人或は千石或は三五百石時と機とを問はず各自の便宜とする所に

従ひ時々之を輸出して販賣是れ競ふの有様にして操縦集散其宜に處して商況の維持を謀るに違なく所謂賣崩し又買崩され遂に今日の如く衰退を來すに至れり豈慨嘆の至りにあらずや

然らば則此商況を挽回し生産者の利益を謀るの策如何曰く第一競賣の弊を除くに在り第二製造の元價を低減するに在り第三運賃及賣買に關する費用を節減するに在り第四貨物の品位をして需用地の嗜好に適せしむるに在り然り而して以上四項の要領を得て實施するの策如何
曰く只左の一項を行ふに在り

一 生産者は組合聯合の法を設け販賣を一手にする事

何となれば組合聯合して販賣を一手にするときは商權我に歸して價格を左右するを得べく貨物は産地受渡しの約にて賣却するを以て口錢利子目切等の諸費を節減するを得べく各組合毎に營業上需用品は纏めて之を購入し雇夫は纏めて之を雇入又解約をなし種々の費用を減するを以て自ら製造元價をして低廉ならしむるを得べく而して貨物の品位をして需用地の嗜好に適せしむるには各組合互に申合せ嘗て設けある漁業組合規約を實行せば其奏功期して待つ

とを得なければなり

顧みれば往年貨物連りに多岐に散して商權殆んど我手を去りしが同十年に至りて廣業商會の起るありて多額の貨物を一手に握り爾來價格を維持するに於て其與て力ありしは皆人の知る所なり然り其輸出の高を問へば九箇年中只一箇年は稍居留滞商の上に出でたるのみにして其他八箇年は毎に彼に比して十の三四に過ぎす然して猶能く價格の維持に力ありしと此の如し况んや全道の出産を擧て一手に握るに於てをや是れ不肖等の組合聯合を設け販賣を一手にするの策は今日に於て止むべからざるものと信する所以なり

人若し本案豫約賣買の法に代ふるに委託販賣の法を以てせんとするものあらば不肖等到底同意を表する能はず蓋し委託販賣處分の手續煩雜に涉り其收利に限定あるのみならず甲乙の荷捌に或は前後遅速の差を免れずして勢生産者の怨府たるとなきを得ず生産者に於ては委託の貨物會社の手を去りて尙一二箇月の後にありされば代價を皆受するを得ず其間庫敷爲替料等豫約賣買に比して無要の費用を要すると勘しとせず之を要するに委託販賣の事たる圓滑迅速果斷等商業上の要素に於て欠く所あるべくして而して費用を要すると大なる

る者あり是れ不肖等の不可とする所以なり
 又若し人あり豫約販賣の法に對し聯合組合と特約會社と價格を議定するの難きを疑ひ特約會社の清商の團結抵抗する所とならんとを恐るゝ者あるも其危疑を解くと甚だ難からず蓋し價格の議定は容易なるにあらずと雖も豫約既に成れば特約會社は日本唯一人の買手にして聯合組合は又唯一人の賣手なり議若し協はざれば買手は全く營業を休め又賞金の賜を受くるを得ず賣手は非常の困難を招くを免れず此休業の不利と困難の難事は以て協議の成を催すに大に力あるや必せり況んや定限以上の利益は之を會社と産者の間に折半するの約を結ぶに於てをや之に加ふるに或は仲裁人を立て或は官廳の助力あり其成るや期すべきなり清商の團結の如きは適く特約會社と轉々聯合して賣買の約を結ぶに便を與ふるものにして是れ現に内外商買の切に希望する所なり特約會社は清商の希望に應じ一場の互市に數人の同業を選んで團結せしめ互に證據の金員を積立宜しく賣買の約を結んで可なり利に反するの敵にあらずして和を共にするの友たるべし
 若夫れ組合聯合に要すべき費用は凡壹萬三千圓にして足らんか之に超ゆるも

二萬圓に過くると決してあるべからず而して其得る所は之か五七倍の多きを見るべし顧ふに前九箇年平均函館相場は百石五百圓にして二十年は三百石に過ぎず三銅路以東三百四五十圓其差實に二百圓なりとす今此聯合により僅かに下落の一半を回復するも全道輸出十萬石に付十萬圓の増入を得へし是決して過望にあらざるなり又從來百石の昆布を採製する者麩、繩米、噌、鹽、酒等を消費すると凡百圓にして十萬石には十萬圓なり又産地より函館送賃に費す所の運賃は一年凡四萬圓に近かるべし又聯合によりて以て需用物價の十分の一運賃の四分の一を低減し得るも亦決して過望にあらざるなり以上の三事件より得る所總て十二萬圓にして出す所の六七倍に及ぶ之に加ふるに數千の工夫の往復運賃雇入費用等も亦節減し得べきに於てをや聯合一手販賣の法は失ふ所少くして得る所多しと謂ふべし況んや時宜に適切なるに於てをや又況んや科學の原則に照して符合するものなるに於てをや是れ不肖二郎等の其施行は當該營業者に利する所あるを確信する所以なり

右三氏の意見は北海道廳の採用する所となり遂に昆布諮問會を開會するととなり是歲十月根室、釧路、十勝、日高、膽振、渡島六國の長昆布營業者總代姥子銀藏以下十

七氏を札幌に召集し第二部長理事官堀基會頭となり遠藤吉平鹿島萬兵衛二氏を説明員に技師試補屬官郡區書記等拾六名番外員となり昆布一手販賣の可否及之を可とせば其方案如何と云へる問題に付札幌豊平館に會議し甲是乙非數日討議の後到底一手販賣を爲すの外なし然れども聯合組合と一手販賣會社との契約如何に依りて生産者に及す所の利害鮮少なからず組合の目的を達するに否とは一に會社の成立如何に在るを以て今後協力して該會社を創設するを要す然れども聯合の基礎鞏固ならす各地の通信不便なるときは支障極めて多し故に官廳に於ても十分監督あらんとを希望する旨を答申し又別に建議する所あり聯合組合と一手販賣會社との契約草案を議決して散會せり

同二十二年田中平八、北村英一郎、下村廣畝、鹿島萬兵衛等の諸氏發起となり日本昆布會社後に日本昆布株式會社を組織し北海道廳へ出願五月三日認可せられ本社を函館に出張所を東京阪本町に置く其目的及組織は左の如し

- 一 會社の資本金は五十萬圓にして一株五十圓一萬株とす
- 一 本社は函館に置き大阪又は清國上海其他便宜の地に支店出張所を設けるとあるべし

一 營業の目的は北海道昆布生産者聯合組合と特約を結び其約款に依り代金前貸を爲し生産品を一手に販賣するを以て業とす但時宜に依り委託販賣取扱を爲す

一 海外輸出に不向の昆布は内國に於て販賣し又鰯鮑煎海鼠干鱈等の賣買を爲すとあるべし

以上の組織に依り役員を撰擧し會社の請願に依り社長は官撰にて廣田千秋氏任命し副社長北村英一郎取締役田中平八下村廣畝鹿島萬兵衛諸氏と定まる本社の設立と昆布聯合組合の組織に就ては堀基氏道廳第二部長たりし時大に斡旋する所あり氏其後官を辭し尙ほ盡力する所少からず之か爲め昆布生産者一同の希望に依り聯合組合の總長に推薦し昆布其他清國貿易水産物の改良發達を圖り一方に向ては昆布會社と協力して輸出を奨励するの便を謀りたり

同年五月北海道廳勸奨に依り昆布營業組合聯合總長及總代數十名と日本昆布會社々長以下役員契約事項協議の爲め札幌に集會湯地第二部長二十一日一同を豊平館に招待し郡長主務課僚屬亦招に應じて列席す時に永山北海道廳長官單簡の演説あり次て湯地氏此聯合組合組織・一手販賣會社設立の必要に就き一場の演説

を爲し了て堀基氏又此事業上に付詳細の演説あり其大要は左の如し
 最近四ヶ年間の統計に據るに本道昆布出産高は一年平均十五萬四千石餘にし
 て昨年中生産者の數は四千四百五十八人とす其價格は明治十年より十八年迄
 は平均函館相場上等百石五百圓の處十九年に至り稍々低落し二十年に至りて
 は上等百石三百三十圓三場所の産は二百四五十圓に下り二十一年に至りては
 更に低下して上等二百圓内外に至れり獨立自營の生産者と雖も尙ほ且つ收支
 償はさるの嘆あり况んや資本を他に仰きて干場を他借する者に至りては其困
 難實に言ふに忍びざるものあるなり

昆布價格の此の如く低落する所以は其原因一にして足らずと雖も貨物輸出の
 多岐に涉り或は百石或は千石時節と機會とを顧みず漫りに輸出し之を維持し
 て善價を待つ力のなく争ふて之を販賣するに職由せずんはあらず
 此重要なる物産の價格を挽回し四千餘人の實業者を救済するの策を考究する
 は最も須要の事務なるを以て二十年中道廳に於ては人を清國に派せられ各互
 市場を巡視せしめ専ら該地需用の景況を探らしめしに歸廳の後昆布直輸の一
 會社を創設し生産者組合聯合の法を設け輸出販賣を一手にし兩者一致して競

賣の弊を防ぐは今日の得策たる旨を復命せり因て客歲十月生産者諸氏を札幌
 に招集し其可否を諮問せられしに聯合團結一致販賣の大牀に至ては各員一致
 異議なきを以て爰に初て昆布會社設立に着手し漸く今日の結果を奏するに至
 れり然れども昆布直輸の利益を考究せしは偶然昨今に起りしに非らず黒田伯
 開拓長官たりしとき既に爰に見らるゝ所あり明治五年資本を貸與して會社を
 清國上海に設け開通社と稱し専ら當道物産の販賣を委託せしも時期未た至ら
 す遂に閉鎖の不幸を來せり次て九年十月勸商局と謀り廣業商會なる者を設立
 し漢口上海等へ輸出の道を開きしに十二三年の交漸く盛大に至らんとし且つ
 昆布資本貸與の特典等ありて獎勵至らざるなし廢使置縣後三縣令共に最も昆
 布の製造改良に意を注かれ或は取締規則を設け或は組合規約を締結せしめ從
 來粗製濫造の弊害を矯正し併せて輸出貿易の途を開かる道廳を置かるゝに及
 ひ岩村前長官は夙に意を此に用ゐられ二十年の秋官吏一名當業者二名を清國
 に派し専ら販賣の調査を爲さしめ永山君代りて長官とならるゝに及ひ尙ほ其
 方針を變せられす客歲十月諸君を札幌に招集し諮問會を開き尋て東京に上り
 會社組織の事に斡旋せらる此に由て之を觀れば昆布改良直輸販賣の事たる開

拓使創業の初めより具眼者の洞察せらるゝ所にして本廳治廳は數回の沿革を
經たるにも拘らず當路者の方針は始終變更する所なし乃ち昆布直輸會社の設
立は其種子遠く十數年前に生し今日初めて其果を結ひたるものにして偶然に
成立したるに非ざるなり

基先年開拓使奉職中親しく此業の事に與り道廳開廳の後再び勸業の重任に當
り誓て従前の遺業を繼ぎ其成績を全ふせんとを期したり今や既に職を退くと
雖も其宿志に至ては依然前日に異ならず
昆布に關する既往の事蹟は大略前陳の如くなるを以て當路者の熱心に配意せ
られ昆布會社を設立せしは専ら生産者の福利を進め其價格を挽回せんとする
此外ならず故に生産者の團結鞏固ならされば會社の業務を隆盛ならしむる能
はず會社の業務發達せされは生産者の衰頽に陥るを免かれす要するに會社と
聯合組合とは利害得失互に相關係し彼是共に其利を壟斷する能はず然れども
利を見て飽を知らざるは常人の情に於て免れざる處昆布會社開業の後價格を
挽回するは勿論なりと確信するも價格愈上るときは生産者の欲情亦愈熾に分
外の奇利を得んとし相場を協議決定するの際會社に對し不満の念を抱き遂に

軋轢を生し又粗製濫造信用を需用者に失ひ荷物を他の商賈に販賣し或は會社
貸付金辨償の義務を怠り聯合の規約を破るに至るの恐なしとせず又此會社設
立は清商の最も嫌忌する所なるは勿論に付百方奸策を回らし障礙を與へんと
するは勢の勢れざる所故に不當の高價を以て生産者に契約し利を以て之を誘
ひ其團結を破らんとする者多かるべし俗に「イシブツク」なる者は是なり生産者若
し此等の奸策に眩惑せられ一時の利慾に誘はれ遂に聯合の規約を守らざる者
多きに至らば會社も亦其業を維持する能はずして共に斃るゝに至らん凡此等
の一事は人一家の所爲より餘毒を生産者全体に流し自己の利益を貪る爲め全
道の公益を害し多年の經營を破壊し遂に諸君の不幸を招くに至らしめんか生
産人の先覺者たる諸君に於て平素勸誘教戒豫め之を未然に防かざるへからず
是れ基か特に深く諸君に希望する所なり

基諸君の信用を辱ふし總長の任に上ると雖も退職後は業務特に繁多専ら力
を此事に用ふるの餘暇なし故に重大の事件を生して基親しく其處分を要する
時を除く外は平素一切の事務に關係するを得ず諸君幸に基か微衷の在る所を
諒知せられ當路者の厚意に報ひ生産者一同利害の係る所を察し十分力を盡し

其成績を挙げられんとを希望の至りに堪へず
 各員の演説等終りて相談會を開き昆布組合總代中より伊藤盛氏を會長に福富甚
 吉氏を副會長に擧げ日本昆布會社取締役鹿島萬兵衛氏番外説明員となり三日間
 會議の後契約要項并に聯合組合格約を議定し増毛禮文二地方は營業の趣を異に
 するの故を以て別に日本昆布會社と契約するとおなして閉會す其契約并に規約
 なるものは左の數項を主要と爲せり

○昆布營業組合聯合規約

第一條 此聯合組合は昆布營業各組合を以て組織するものとす

濱中組、厚岸組、釧路組、廣尾組、幌泉組、浦河組、上磯組、室蘭組、根室組、花咲組、國後組、樺皮組、三石組、新沙冠組、靜内組

第二條 此聯合組合の製産に係る左の昆布は悉皆日本昆布會社に限り之を販賣するものとす

- 第一 上等長切昆布
- 第二 並等長切昆布
- 第三 水昆布
- 第四 棹前昆布
- 第五 拾昆布
- 第六 屑昆布

第三條 聯合組合には聯合組合總長を置く

- 第四條 聯合組合總長は各組合頭取之を撰定す
- 第五條 聯合組合役員職務及此規約の細則は別に之を定む
- 第六條 各組合は其規約を變更し又は頭取を改撰せんとするときは聯合組合總長に届出つへし
- 第七條 各組合頭取は毎年四月函館に於て組合聯合會を開き聯合組合に係る諸般の事を議定す聯合組合總長を以て會長とす
- 第八條 日本昆布會社に賣込べき昆布の價格は毎年四月北海道廳官吏の立會を請ひ函館に於て各組合頭取日本昆布會社々長主任重役會合して之を議定す
- 第九條 前條昆布の價格熟議に至らざる時は日本昆布會社に委託し清國に直輸して販賣するものとす
- 第十條 各組合は毎年六回組合内昆布營業に係る景況を調査し聯合組合總長に差出すへし總長は之を各組合に報告するものとす
- 第十一條 此の聯合規約は十ヶ年を以て期限とす満期の後繼續するを得
- 第十二條 此聯合規約を變更し又は役員を改撰せんとするときは北海道廳長

官の認可を請ふへし

第十三條 此規約に違背したるものは其違犯より生ずる損害を辨償するの責に任すへし

○契約要領

第一條 聯合組合に於て生産する左の昆布は悉皆日本昆布會社へ一手に賣渡すものとす

第一 上等長切昆布

第二 並等長切昆布

第三 水昆布

第四 棹前昆布

第五 拾昆布

第六 層昆布

第二條 日本昆布會社は前條の昆布を清國へ輸出販賣するものとす

但し清國へ不向の品は内國に於て賣捌くことあるへし

第三條 昆布の價格は毎年四月函館に於て北海道廳官吏の立會を請ひ聯合組合總長各組合頭取日本昆布會社々長主任役員等會合協議の上決定するものとす
但し昆布の價格は各組合毎に其種類に依り等差を附すへし

第四條 昆布の價格若し熟議に至らざる時は日本昆布會社に委託し清國へ輸出販賣するものとす

但し本條の場合に於ては清國に於て販賣方の手續を其都度協議することあるべし

第五條 前條の委託品は荷物受授の上前貸金(若きあ)元利計算を爲し更に豫定價格の萬分の一に相當する金額を貸付すべし

但し本條の貸付金は荷物賣捌精算を爲す迄の間年壹割二分の利息を附すへし

第六條 昆布豫定價格熟議に至らざる時は前五ヶ年の賣買平均直段を以て豫定價格とすへし

第七條 昆布の價格決定の上は産出豫算額の代價拾分の六に超えざる金額を生産者の請求に應じ日本昆布會社より前貸するものとす

但し本條の前貸金は荷物受授の手續を終はる迄の間壹ヶ年壹割二分の利息を附すへし

第八條 第四條の場合に於ては運賃保險料其他輸出版賣に係る諸經費は生産

者の負擔たるへきは勿論賣捌手数料として賣上代金百分の五を日本昆布會社へ支拂ふものとす

第九條 第七條の前貸金は各組合毎村前借人に於て返償の義務を盡すへき證書を日本昆布會社へ差入るゝものとす

但此場合に於ては組合頭取の證明をなすものとす

第十條 昆布請渡し及代金請渡の日限は毎年價格確定の際協議決定するものとす

但拾ひ昆布棹前昆布は此限りにあらず

第十一條 日本昆布會社は各組合昆布生産に係る需用品購入の委託を受くるものとす

第十二條 第十一條の委託品購入に係る諸経費は總て委託主の負擔とし其買入代價百分の貳分五厘に當る手数料を日本昆布會社へ支拂ふものとす

第十三條 委託賣買の物品保險を附する能はさる場合の危難損害は總て委託主之を負擔するものとす

第十四條 昆布及需用物品は各組合の内船積便宜の場所を撰定し其所に於て

受授するものとす

第十五條 各組合毎村は昆布産出豫定額に對し不足を生ずるとき其不足豫定額の十分の二までは之を用捨すへしと雖も十分の二以上十分の五までは其不足額の一割拾分五以上なる時は其不足額二割の違約償金を日本昆布會社へ支拂ふへし又豫定額に過剰の昆布は第三條に依り定めたる價額を以て日本昆布會社へ悉皆賣渡すものとす

但人力の防く能はさる災害あるときは本條の限りにあらず

第十六條 聯合組合生産者は最も昆布の製造に注意し精撰の品を交附すへし若し粗製品有之時は日本昆布會社は其受取方を拒み之か改造を需むることあるへし

但本條改造を需むる時は其筋の官吏の立會を請ふこともあるべし

第十七條 日本昆布會社は各組の諸帳簿及び組合生産者所有收獲品を檢閲することを得

第十八條 各組合は毎年六回昆布營業に係る産地の景況を日本昆布會社へ報道すへし

第十九條 日本昆布會社は毎月一回昆布の商況を各組合に報道すへし

第二十條 昆布營業に關する重大の事件は各組合日本昆布會社相互に臨時通信すへし

第二十一條 日本昆布會社は毎年相當の手續を以て魯國昆布營業の景況を調査し各組合に報道すへし

第二十二條 此契約は十ヶ年を以て期限とし満期に到り雙方協議の上繼續することを得べし

第二十三條 此契約施行に係る手續は別に定むる所に依るへし

第二十四條 此契約に違背したるものは其違犯より生ずる損害を辨償するの實に任すへし

第二十五條 此契約は雙方協議の上改正加除することあるへし
五月二十四日より全二十八日迄契約要領に據り明治二十二年度昆布の價格確定に付相談會を開き花咲國後厚岸釧路白糠廣尾十勝幌泉様似浦河三石靜内沙流新冠十四郡の價格は百石に付上等長切昆布金三百七十圓並等昆布金二百七十七圓五十錢布上等長切昆布屑昆布金百九十四圓二十五錢布並等昆布水昆布拾昆布棹前昆

布は品位に據り決定するものとす但拾昆布棹前昆布は並等同様室蘭白老上磯幌別四郡の價格は百石に付上等長切昆布金三百二十五圓並等昆布二百四十三圓七十五錢布上等長切昆屑昆布金百七十圓六十二錢五厘布並等昆布と決定す
是より日本昆布會社は定款の規定と契約に依り事業に従事し買収する所の昆布は悉く内國汽船に搭して清國に輸出するに至りしを以て函館在留清商等は大に狼狽し百方商權を維持せんとを務めたるも一手販賣の勢力に敵する能はず往々店を閉つるに至る従つて數年來低落沈靜したる昆布價格は漸次に上騰し遂に左の如き現象を見るに至れり

種類	聯合組合設置前 廿一年平均價格	二十二年一 手販賣價格	二十三年 價格	二十四年 價格
上等昆布	二五〇〇〇	三七〇〇〇	四一〇〇〇	四二〇〇〇
中等昆布	一七五〇〇	二七七五〇	三七〇〇〇	三一五〇〇
下等昆布	一二五〇〇	一九四二五〇	二〇五〇〇	一八九〇〇

之に依りて之を見れば二十一年に對し二十二年の上等昆布は百二十圓二十三年は百六十圓二十四年は百七十圓の騰貴を來し中下等亦之に準して騰貴したるは右に表記する如く又上海市場の相場を見るに實に左の如き差額を現したりしな

種類	聯合組合設置前 一年上海平均相場	廿二年上海平均 相場	同廿三年 上年	同二十四 上年
上等昆布	六一五〇〇〇	八三九〇〇〇	八三九〇〇〇	七六八八二八
中等昆布	五四八〇〇〇	七〇二〇〇〇	七五三〇〇〇	六五二六五三

實況既に此の如くなるが故に昆布貿易上我に得る所の利益を積算すれば二十二年は二十三萬八千六百三十九圓餘二十三年は二十二萬八千四百四十一圓餘二十四年は十五萬二千十三圓餘の利益を得たる割合に當れりと云ふ加之ならず昆布干場の價格を騰上して生産者の財産を増加し又従前清商か輸出は概ね外國船に搭するを例とするも昆布會社は内國汽船に搭載するを以て運賃五六萬圓は内國運輸業者の手に落つる等貿易上間接の利益あり然るに一手販賣法實施後數年を出ずして會社と聯合組合との間に紛議を生し年々函館に於る會議に異議を生し屢々契約を修正加除し僅に之を彌縫終了するの有様となれり而して本年に至り日本昆布會社は生産者に對して前金貸出を中止したるを以て聯合組合契約は殆ど効力を失へり

蓋し昆布會社と生産者とは利害得失上常に多少の衝突あるを免れず又組合に加

盟せざる者あるも強て之を同盟せしむる能はず不加盟者は製造の不完全なるを以て清商又は仲買商に賣却の自由を有するを以て清商之に乗し或る二の仲買商と結託して聯合組合一手販賣の團結を破り商權を挽回せんとを務む是に於て組合契約一手販賣の方法確固ならず種々の困難ありと云ふ今此等の利害得失等を論斷するは本書編述の主意に非ざるを以て此に贅せず然れども聯合組合を解散し生産者各自の意思に一任して他に保護するとなくんば數年の後昆布貿易の状況果して如何是れ忽諸に付すへからざる一大急務なるへし

後 篇

第一章 鯨

第一款 種類

鯨の重要水産なることは前編に於て既に畧述せし如し此魚の名稱性質形狀動作等に就ては北海道廳水産豫察報告札幌縣年報等既に之を詳述して餘さず今一々之を説明するは頗る冗長に亘るを以て右諸報告并に漁民の説を參考し大要を述へ其他は販賣等に詳述すべし

鯨は北海道に群來(方言「クキ」)するもの二種あり一は産卵の爲に群來するもの即ち(冬鯨「春鯨」)にして一は食餌を求めに群來するもの即ち(見鯨)にして方言之を「バカ」鯨と云ふ而して冬鯨は近年群來を減し且つ其分布狹隘なるを以て殆ど説明の必要なく「バカ」鯨は通常鯨と混同するを以て此に畧す(鯨の部參考)

鯨の名稱は大別して三種とす(第一漁期に由りて名くるもの即ち概して土用前に來るものを「走鯨」)と云ひ八十八夜前に來るものを(中鯨)と云ひ小滿前後に來るものを(後鯨)と云ふ走鯨は形狀肥へ且つ大にして脂多く中鯨及後鯨は形瘠且つ小にし

名稱異同

性質

て脂も亦少し(第二)は色澤に依り名くるもの即ち全軀殊に鼻頭の濃藍色なるものを(鼻黒)と稱し其少しく淡藍なるものを(鼻白)と云ふ鼻黒は(走鯨)に多く(鼻白)は(中)後)に多し(第三)は鯨の特性等若くは産地に依りて區別するものにして名稱區々一枚擧に違あらずと雖も最も普通なるは(エビス鯨)(イサヤ鯨)(サラバ鯨)等にして(エビス)は鯨に呑まれて此に至るものとして此名を付す(方言鯨をエビスと稱す)而して三期共に認むれども皆多からず(イサヤ)は(イサヤ)と稱する一種の小蝦を食し居るを以て他と異なる點とせり多くは(後鯨)に此種の鯨あり(サラバ)は(漁期の最終に認むるものにして其特性は他魚の如く近く海岸に來らずして沖合に産卵し暫時にして其形跡を失ひ再び群來を見す恰も最後別を吾人に告ぐるものに似たりとて斯くは名くと云ふ此外種々の名稱あれども此に畧す

鯨の性好んで群來し水の上層を泳ぎ感觸極めて鋭敏にして物を恐るゝ殊に甚し故に或は鯨の爲めに透れ或は鮫の爲めに驅られて遠く沿海に逃れて群集するとあり又怒濤の音に驚きて魚群其地を易へ去るとあり故に松前藩統治の時代鯨漁業中海上へ響く距離にて銃を發し又は山野に放火するを嚴禁せり或は村内申合鉦太鼓を鳴らすを禁したるの類少からず蓋し漁民の説に近年海陸交通の便開

群來の景況

け漁船の出入鐵道の往來等頻繁なるが爲め鯨の群來を減すと云ふも亦前述の實況に基因せしものなるべし

鯨の群來するや海面上色を變し千百の鵬又は信天翁翱翔して其群に追従す漁夫は之に由り魚群の厚薄と遷移の方向とを窺ひ知る又夜中には一種の燐光を放ち何人にも容易く群來を認むるを得べし

群來に大群と小群との別あり大群至れば數日の間淹留すれども小群に至りては一日にして去り又二日にして來る等去來頻繁にして此の如き年には概して大漁なきを常とす漁夫の云ふ所に依れば大群至りたる後は卵子普く海底に布き其全く孵化し去りたる後に非されは復た他群の放卵に適せざるを以て自から來遊の度數を減ずれども小群の放卵する處は只其局部に限らるゝが故に敢て他群の來遊を妨ぐるに至らず故に其來往頗る頻繁を加ふるものなりと

然れども魚群は大抵毎年一漁期に三回は必ず多少の厚群を爲して來る即ち(走)中)後)是なり而して其三回群來の原由は詳ならずと雖も性狀の稍々異なる點は走は多く灣内に入り岸近く殊に夜中に産卵すれども(中)及(後)に至れば重に岬角の邊り沿岸より稍々遠き所に於て晝夜を論せず産卵するが如し

産卵

産卵に通ずるは海藻繁茂の岩礁を第一とし砂石之に次く砂底は絶て産卵せず其盛に産卵をなす時に方りては其感觸極めて遲鈍となり放出する精液は氾濫して數百間の廣きに漾ひ海底は卵子の散漫する爲め寸地を餘さず或は累積して岩角之が爲めに隠れ又風濤の爲め海底の卵子を浚て海岸に輸し小丘若くは堤防を築きたるが如き壯觀を呈し漁民は之を製して絞粕となす其産額萬石に上れり

卵子の孵化するまでに要する日子は海水温度の如何に依りて多少の差あれども十日乃至十四日にして孵化す其後凡十日を經れば頭部稍々形を爲し下顎亦稍々長きを加ふれども全身猶圓くして細長き宛も鰻に似たり尙ほ長して一寸餘となれば全昧略々親魚の如くなり往々沿海に游泳するを見ると云ふ

第二款 産地

鱈の漁場は其區域廣大にして本道の沿海及附屬の諸島嶼沿海多少散在せざるはなし然れども能く之を調査すれば沿岸悉く漁場たるに非ず重に西海岸と東海岸の東部に限り其他は點々散在するのみ而して其漁場所在の沿岸線を通算すれば大約二百六十餘里に亘り全道沿岸線の五分の二を占め就中良好の漁場は多く日本海に面する處則西海岸にして其收穫は全道鱈の總收穫八分強に居れり今水産

調査報告を参考して全道海岸を四區に分ち漁場の景況を略述すれば左の如し
南海岸は津輕海峡に瀕する所の一部分と内浦沿岸の二ヶ所にして又別て二區となす

第一區 内浦漁場は膽振國に屬する部分は室蘭有珠虻田山越四郡の沿岸大約十五里に亘るも鱈漁場は僅に二三岬角の近傍に止まり且つ年々魚群の來集を期すること能はざるを以て本區中最劣等の漁場と稱すべく今や殆んど其跡を絶たんとす然れども其内に就て産額の稍々多きは渡島國茅部郡就中同郡落部より尾白内に至るの間とす元來此地方は西海岸漁場に比すれば遙に平易にして内浦灣に濱し小岬灣多く漁業極めて容易なり加之此地方の特所と謂ふは二期の漁獲あり即ち一は春鱈にして一は冬鱈なり冬鱈は専ら此地方と函館地方に限り明治以前迄は茅部鱈と稱し聲價高く安政の初函館港内外に於て壹萬石以上の收穫ありしとは今尙ほ古老の話に残れり近年は殆んど皆無に歸し冬春とも一個の漁業とし見るべきの價なし

第二區 函館山脊泊より上磯郡木古内迄の間にあり三十餘年前迄は茅部地方と同じく好漁場にして冬春二期漁獲ありしも近年漸次魚群の來集を減し各

村小漁場散點するのみ

西海岸は渡島國白神岬より北見國宗谷岬に至るの間沿海百六十餘里に亘る今假りに之を四區と爲す

第一區 本區は矢越岬より以西爾志郡熊石に至るまで松前、檜山、爾志三郡沿岸里數凡そ三十八里の間に連亘すと雖も其内好漁場は檜山郡洲根子崎より爾志郡全部にして就中上國江差、乙部、蚊柱、熊石を最とす松前郡は吉岡以西福山、辨天岬に至るの間好漁場多く福山以西洲根子岬迄十餘里間は近年函館茅部方面と同一の状況を呈し魚群年を逐ふて減少す此區の沿岸は小丘處々に連し且其盡くる處は暗礁となり平磯となり或は數百間海中に突出するものあり航路極めて危険なれども其地形此の如くなるは則ち鯨漁場に適する所以にして小灣は漁船を泊し風濤を避るに足るべきもの各處に散在し上國江差、乙部、蚊柱、熊石等皆多少此便を具ふるを以て魚群厚薄の點よりすれば後志地方に劣り漁業の規模亦小なるに拘らず漁民各自の收穫は之を後志に比すれば大なる差異を見ざるなり

第二區 本區は古來(近場所)と稱し久遠郡長磯より神威岬に至るの間沿岸線大

約五十六里久遠、太櫓、瀬棚、島牧、壽都、歌棄、磯谷、岩内、古宇の九郡に亘りて鯨の群來全道屈指の漁場たり其地形たる岬角處々に突出し岬邊は數里の間斷岩絶壁海に臨み崖下直に幾數尋の深さに達し漁船を出入し漁舎を設くるの餘地に乏し故に漁民中少く資力あるものは之を開鑿して船洞を作りて出入の便を圖れり是等は島牧方面に於て盛に行はる壽都は地勢漸く平定にして良好の漁場灣内に連なり其位置近郡に冠たり又雷電岬邊は鯨最も群來すと雖も懸崖海中に斗出し船を泊し漁舎を營むの餘地なく専ら近郡漁民の追鯨場と爲せり

沿岸の地勢此の如くなるを以て海底も亦磐礁多く且つ方言「マナゴ」若くは「ゴロタ」と稱する堅質の巨石散在し海水清澄にして概ね鯨の産卵場に適し群來の點に於て最好の漁場なりと雖も風濤を避くべき漁港は壽都、岩内二港の外は久遠、上古丹、瀬棚、原歌、北國、本目若くは尻別河口の如き僅に灣形を爲すに過ぎず此を以て此地方は風濤の爲めに漁獲を流失すること年々其收穫高と相半すと云ふ神威岬邊は風濤最も甚しく爲めに往々漁場を破壊し漁船を覆没するのみならず物貨を輸送する日本形船の難破少しとせず古宇郡地方に

ては漁業者力を盡して岩石を碎き「切澗」を設け風濤起れば漁獲を容るゝ所の網獲を此中に沈め能く天災を避くることを勉めり又或は岩石を以て小波止場を築き或は海岸危険の地に隧道を穿ちて往來に便にす總て此地方は岩石堅く島牧瀬棚沿岸のもので大に其實を異にせるが故斯る工事を爲すを得るなり

同三

第三區 本區は神威岬より小樽郡錢函に至るの間沿岸大約三拾里積丹美國古平余市忍路高島小樽の七郡に亘る往時より此七郡に石狩厚田二郡の地を稱して「中場所」と云ひ沿岸の地勢よりするも海底の形状よりするも全道無比の鯨漁場とす沿岸は總て丘陵にして峻阻少なく且つ屈曲多くして積丹郡の余別來岸日司入舸帆無意美國郡の「チャシヨシ」船澗古平郡の古平灣余市郡の余市灣忍路郡の蘭島忍路桃内鹽谷高島郡に祝津手宮等あり其他各岬角の蔭等小漁船を泊し風濤を避くるに足る唯地勢此の如くなるを以て北風及西北風の害を受くること酷しく一旦漁獲する所の鯨を流失することなきに非ずと雖も之を他の地方に比すれば遙に便利多きが故に古宇地方の如く「切澗」を開くものなく又沖揚場に小波止場を築くもの稀なり小樽錢函間は海岸彎曲な

同四

きを以て風濤の害を受くる多く錢函厚田間は砂濱の爲め漁場に適せず之を概するに本區の沿岸余市以北一里許の砂濱を除くの外多少群來せざるなく海岸漁場連続して尺地を餘さすと云ふも不可なかるへし

第四區 本區厚田以北苦前に至る沿岸大約四十三里の間にして古來「奥地」と稱す良好の漁場多し就中厚田河口より増毛灣に至るの間を最良とす沿岸は濃畫愛冠雄冬の三岬突出し其岬邊は漁舎を設くるの餘地なく地形概して久遠瀬棚方面に似て漁港に乏しく船を泊するに足るの地は厚田茂生群別暑寒別増毛等の諸灣あれども増毛の外は皆不完全にして漁港と爲すに足らず増毛以北は鬼鹿苦前二灣共に狭小にして漁港に適せず留萌灣稍々泊舟に便なるのみ地勢の險阻漁港の乏欠此の如くなるを以て沿岸建網漁場の數甚た少し然るに此地方は神威岬より分來する鯨大群の衝に當るを以て其建網一統の收穫を他に比すれば全道第一に居れり

北海岸及東海岸漁場は宗谷岬より東北端知床岬を繞り根室に出て釧路港に至るまで沿岸大約二百五十餘里に亘る此間北海岸は人烟稀疎にして近年迄漁場點々散在し往々拾數里を隔つるものありしが漁業を目的とする移民及從來の漁業家

逐年漁場を開き今や殆んど空地を存せざるに至れりと云ふ假に此沿岸を三區に分ては左の如し

北東海岸
の一

第一區 北海岸及宗谷郡の沿岸は概して沙濱多く唯處々岬角の邊岩石露出して鯨の群來に適す然れども本區亦漁港に乏しく宗谷郡稚内網走郡網走の二灣泊舟の便あるのみ其他枝幸紋別の如き灣形を爲し僅に舟を泊するも風浪を避くるに足らず幸にして此地方は西海岸の如く風浪甚しからざるを以て漁獲品の陸揚を爲すを得漁場は野斜付宗谷庄内枝幸紋別能取岬邊を最良とし聲間チエトマナイ澤喜沙留之に次く而して本區の漁場は群來西海岸の如く多からずと雖も漁期中海上靜穩にして風波の害を受ること少なく且つ日々多少の漁獲あるに依り角網を用ふるの便を得るには本區漁場收得の重なる原因とす

同二

第二區 本區の漁場は目梨標津野付根室の四郡に亘り其間標津河口と別海との間及根室郡音根洞コタンケウシ間等を良好の漁場とす而して此地方漁場の著名なるは沿岸平沙一帯絶て岩石なく海も亦淺く全く西海岸に反對の地形なるを以て漁具の如きも概ね引網を用ふるを例とす

同三

第三區 本區の漁場は濱中厚岸釧路及白糠の沿岸に在りて就中濱中厚岸最も良好にして白糠は最も劣れり地形は濱中霧多布共に灣形を爲し灣内平低の地に漁場多く霧多布岬邊のみ處々斷崖ありて建網を用ふるに利あり漁獲の多き全郡に冠たり總て沙濱には引網を用ひ岩石露出の邊は建網を用ふ以上漁場の大畧なり其海産の形狀建網沖出の狀況等は水産豫察報告に詳述あり本篇は冗長に亘るを以て皆省畧す

第三款 漁期

鯨の漁期は前文にも畧々述たるが如く茅部郡及び厚岸釧路二郡に於て二回あるの外總て一年一回にして期中更に(走)中(後)三回の別あり然れども各地必ずしも三回の漁獲あるにあらず即ち松前郡に於ては(走)を主とし(中)は稀にして(後)は全く群來を見ざること多し檜山爾志地方は(走)中(後)二期あるも(後)の群來すること稀なり而して後志各郡は三回共に群來し増毛苫前地方は(後)を主とす又宗谷及び北見地方にありては三回の別明かならず而して此(走)中(後)の別は各地稱ふる所なりと雖も其實同一の時期を指すものにあらず即ち渡島後志の各郡に於ては(走)は清明の前(後)中(後)は春土用にして土用後を(後)とす宗谷紋別地方に至りては八十八夜

前を(走)小満前(中)小満後を(後)鯨の期とす故に本道の鯨漁期茅部鯨より、釧路地方
 夏鯨に至るの間實に六ヶ月に亘ると雖も盛期は四月より六月(清明より小満)に至
 るまでの三ヶ月とす今鯨群來の各郡別期節を掲ぐれば左の如し

地名 初期 終期

南海岸

山越	五月十日	六月十日
茅部	四月十五日	六月十五日
函館	四月十日	五月十日
上磯	四月十日	五月十五日
松前	四月一日	五月五日
檜山	三月廿六七日	五月十五日
爾志	三月廿五日	五月十二三日
久遠	三月廿七八日	五月十五日
太櫓	四月三日	四月三十日
瀬棚	三月廿八日	五月二十日
島收	三月廿七八日	五月二十日

西海岸

壽都	四月一日	五月二十日
歌楽	四月一日	五月廿五日
磯谷	三月廿七八日	五月廿五日
岩内	三月三十日	五月廿五日
古宇	四月二日	五月廿九日
積丹	四月一日	五月廿六日
美濃	四月一日	五月廿六日
古平	四月一日	五月三十一日
余市	三月二十五日	五月三十一日
忍路	三月二十一日	五月三十一日
高島	三月十五日	五月三十一日
小樽	三月十五日	五月三十一日
厚田	四月一日	五月三十一日
濱益	四月七八日	五月二十一日
増毛	四月五日	六月十日

文化九年徳川幕府東蝦夷地受負法を改めたる時奉行所の調査に依るときは東蝦

東海岸			北海岸									
釧路	厚岸	根室	野付	網走	紋別	宗谷	利尻	天賣	焼尻	苦前	鬼鹿	留萌
五月七日	五月中旬	四月十日	三月二十日	四月二十日	四月二十日	四月十日	四月十七日	四月三十四日	四月五日	四月十五日	四月七八日	四月十日
七月卅日	六月中旬	六月二十日	七月十日	六月十日	六月十日	六月十日	五月廿日	四月三十日	四月三十日	六月十日	六月十日	六月十日

第四款 漁撈

夷地鯨出石高凡二萬石とあり安政四年東地の受負人申立高に依れば六千〇八十石とあり前者に比し殆ど三分の一に當る其他舊記載する所多きは貳萬五六千石少きは七八千石其差極めて甚し西蝦夷地も亦同一なれども天保年間松前城下及西蝦夷地鯨出石拾萬六千七百五十石と「松前秘説」に載せ又安政元年函館奉行所吏を派して調査したるものは西地拾貳萬餘石とあり稍々事實を得たるが如し即ち左の如し

申年より(自嘉永元年)五ヶ年間西蝦夷地「ヲタスツ」より「アツタ」(歌集より)鯨類出石高

申年より子年まで五ヶ年間平均

鯨類出石高 拾貳萬貳千四百五拾七石五斗九升

此代價 參拾六萬七千參百七拾貳兩參分ト永四拾九文三分但シ場所相場

百石金參百兩積

内 譯

ヲタスツ(歌集) 五千參百七拾八石四斗貳升九合四勺

アツタ(磯谷) 六千四拾壹石四斗四升

イワナイ(岩内) 壹萬千八拾參石貳斗七升貳合六勺五才
 フルウ(古宇) 壹萬千八百九拾九石九斗壹升參合
 ヨイ(余市) 壹萬五千六百八拾八石四斗九升壹合九勺參才
 フルピラ(古平) 貳萬千五百拾五石七斗六升參合五勺
 ビクニ(美國) 八千參拾五石壹斗壹升四合七勺八才
 シヤユタン(積丹) 九千四百九石六斗九升八合五才
 ナシヨロ(忍路) 壹萬千九百五拾八石貳斗六升七合
 タカシマ(高島) 八千五百拾九石七升七合參勺
 アツタ(厚田) 壹萬貳千九百六拾八石壹斗參升貳合貳勺
 又北蝦夷(即ち樺太)の産額を左の如く記せり
 北蝦夷 五千九百九拾貳石五斗參升四合五勺
 以上五ヶ年平均調を以て其一斑を見るときは全道の産額は貳拾萬石内外たりし
 ことは略々想像するに足れり
 明治以前の水産物收獲は納税額(運上金又は冥加金)を以て推測する能はず問屋請
 負人の申立も亦勉めて之を隠蔽し唯其收納金の少からんとを欲するの情狀ある

近年の收獲

が爲め收獲の真相を知る能はずと雖も明治以降開拓使を置かれてより物産税若
 くは出港税の検査年を逐ふて精密となりしが爲め有税品の出産高は詳に之を知
 るを得たり唯り無税品に至りては今日と雖も之を確むるを得ず如何となれば北
 海道廳の統計材料も亦戸長役場の調査を蒐集したるに過ぎず其戸長役場は水産
 營業者組合等に就て其産額の大概を聞くに過ぎざればなり
 開拓使明治四年の水産物收獲調に據りて全道練の收獲高を見れば貳拾七萬七千
 五百八拾四石其代價百拾萬七千五百九拾八圓にして後五ヶ年を經明治八年の統
 計に據れば産額四拾九萬貳千九百九拾七石價百九拾四萬貳千六百六拾五圓に達
 し後五ヶ年を經明治十三年の産出は九十一萬千八百四十一石の巨額に達す此歳
 は非常の大漁なりしと稱す然れども爾來年々多少の増加を見明治十五年に九十
 八萬三千四百八十六石同十七年に九拾五萬千七百二十七石同二十年に六十六萬
 六千九十三石同二十四年には古今未曾有の大漁にして百七萬六千五百五十八石餘
 に達せり而して十三年より二十二年に至る十ヶ年の平均は收獲八十七萬餘石代
 價四百二十三萬圓餘同十七年より二十六年に至る十ヶ年の平均は八十八萬餘石
 代價四百四十二萬餘圓とす之を水産物總額に對すれば十ヶ年平均に於て三分の

二強を占む又之を漁場に就て區別する時は其八分強は西海岸の産地に係る由て
試に二十六年の統計に據りて西海岸各郡の鰯收穫高を其沿岸線に對比すれば左
の如し

沿岸線
收穫高

郡名	沿岸線延長	收穫石高
松前	三八、八〇〇	九、一九二
檜山	二五、三六〇	二、五六二〇
爾志	一九、二〇〇	四一、〇四五
久遠	九、二八〇	一六、八一四
奥尻	三六、六四〇	二、九一三
太櫓	一六、四〇〇	三、六五一
瀬棚	一四、二八〇	一五、四八〇
島牧	二五、四〇〇	二四、七二八
壽都	八、九二〇	一八、九三六
歌樂	四、八二〇	二〇、二三七
磯谷	六、一〇〇	二〇、六五八

岩内	一四、七一六	四三、五六六
古宇	二〇、九八四	三八、〇一三
積丹	一四、三八〇	二一、一六一
美濃	一〇、三一四	二一、二一五
古平	五、四八〇	二三、〇〇四
余市	一〇、〇〇〇	二六、〇四七
忍路	九、八〇〇	一七、七七五
高島	六、六二〇	一三、六五一
小樽	一一、五六〇	一七、九二三
厚田	一三、〇〇〇	二二、一六八
濱益	一四、一二〇	二二、三九六
増毛	一八、九二〇	四二、一〇七
留萌	一九、二四〇	六六、三〇五
苫前	四二、〇四〇	七八、六一六
利尻	三五、六四〇	八八、五六九

漁民各自の收穫高

厚	忍	余	美	岩	磯	壽	瀬	爾	地	宗	禮
田	路	市	國	内	谷	都	棚	志	名	谷	文
三 五〇	三 五〇	三 〇〇	四 〇〇	三 〇〇	三 〇〇	二 七〇	二 五〇	二 五〇	收 獲 高	七 五 六 〇〇	三 七 八 〇〇
二 二	一 八	一 六	二 〇	二 〇	二 〇	二 〇	二 〇	一 八	漁 夫 の 數	二 七 〇 七 九	四 一 一 九 七
一 五	一 九	一 八	二 〇	一 五	一 五	一 三	一 二	一 四	漁 夫 一 人 の 高		

更に漁民各自の收穫を示さんか爲に二十二年の統計に據り建網差網の收穫を地方別に擧ぐれば左の如し

普通建網一統收穫高

最近十年の收穫高

增	厚	小	余	岩	磯	壽	熊	江	地	留	增
毛	田	樽	市	内	谷	都	石	差	名	崩	毛
五 〇	三 五	三 五	三 〇	六 八	七 〇	四 〇	一 四	一 〇	收 獲 高	六 五 〇	二 五 〇
五	二	三	二	五	五	四	二	二	漁 夫 の 數	三 四	一 八
一 〇	一 七	一 一	一 五	一 四	一 四	一 〇	七	五	漁 夫 一 人 の 高	一 九	一 四

普通差網一戸收穫高

練年々の收穫高は時に漁獲に豊凶あり價格に高低あるを以て毎歲同一なるを得ざるべきは勿論の事なるが今左に最近十年間の累年比較を掲げて以て其増減

久遠	一六、八一四	九三、三五三
渡島	四一、〇四五	二三五、三七六
檜山	二五、六二〇	一三七、六五六
釧路	三四、六四一	二二七、一五八
厚岸	一八、四八七	一一〇、六五三
根室	一四、七八〇	八六、二四二
紋別	二〇、一五三	九〇、五九七
枝幸	二七、〇七九	一三二、四五八
北見	四一、一九七	二三七、七九五
宗谷	八八、五六九	四九五、六八三
禮文	四二、一〇七	二五一、一四〇
利尻	七八、六一六	四九九、二七一
増毛	六六、三〇五	四三九、二四二
天鹽		
留萌		

以上の收穫は年に依り異同あり例へば此に掲ぐる紋別郡の如き八九千石なる年あり之に反し此に省きたる各郡にして一萬石以上に上るの年あるは素より論な

し然れども之に依て各郡の概況を推知するに足らん試に之を前文嘉永年間の收穫高に比せん乎磯谷の如きは四倍を増し岩内古宇は三倍を増し其他或は貳倍を増し或は三四割を増す等多少の増加を見ざるはなし是れ偏に漁民増加して漁撈法進歩したるに由ずんばあらずと雖も若夫れ嘉永明治の人口と收穫高と兩々相比せば或は反對の景況を見るの地方あらん

第五款 漁船及漁具

漁業は其天然の地勢の異なるに従ひ自から其漁法を異にするを以て用ふる所の漁船漁具等亦た一樣ならず今水産調査報告を参考し前記漁場の區域に従ひて之を記すれば左の如し

南海岸

南海岸 膽振國中室蘭有珠此田の三郡は建網差網を併用し漁船は洞海(西海岸)に用ふる「ムダマ」保津に同じ持符磯船等を用ふ山越内より渡島國茅部郡尾札部村に至る間は建網差網の二種を用ひ其建網は角網に屬し西海岸各地に於けるものと大差あり網の大き(結び揚げ)巾二十一尋乃至二十五尋奥行八尋乃至九尋水に垂ること四尋乃至五尋又垣網の長さは百間乃至二百間にして袋は落し囊及び釣囊(方言ツク)の二種を用ふ此地方も以前は西海岸地方と同じく普通の

建網(方言ニキナリ)網を用ひしも魚群薄く且海底淺きを以て近來角網に改良するに至れり蓋し角網は一たび網に入りたる魚を脱せしめざるの構造にして魚群厚からざる處に於ては魚の網中に滿つるを俟つの便あるを以てなり且つ此網の構造は口前に在りて各々多少の差あり船は洞海(四枚敷に屬す)を起し船と爲し持符を神威船(元船)若くは通船に用ふ之を西海岸に比すれば漁具漁船共に小にして漁業の規模遙に下るを知るべし差網は一寸六七分目を用ふるを例とす函館、龜田、上磯地方は角網、差網共に行はれ漁船は洞船(西海岸の三半船に同じ)洞海、持符、及び磯船を用ひ茅部地方に於けるものと大差なし

一 西海岸の

西海岸 松前、檜山、爾志、三郡と久遠より増毛に至る間と増毛以北とは自から區別すべきものあるを以て之を三區に小別すれば左の如し

第一區 松前、檜山、爾志三郡は本道鯨漁業の起原地にして從來全く差網漁業に依て發達したる處たり故に今日に於ても差網尙ほ最も盛にして全道鯨差網の六分は實に此三郡に於てす其目は一寸九分乃至二寸一分の大きにて巾三十九目長さ五尋乃至五把を一放となす等は全道普通のものたり然れども此製網の原料は越後産の五割掛と稱する細絲を用ふるは他地方に比し進歩す

同一

るものと云ふべし近年松前地方にて長網と稱する一種の流し網を用ふ其丈け長きを以て魚群薄く且つ海深くして通常差網を用ふる能はざる處に適用すと云ふ船は磯船及び保津の小なるを用ふ巾(腰當)を云ふ以下皆同じ七八尺なるを用ふることあり漁夫は通例三四人乗にして稀には五六人乗あり爾志郡は最も建網漁業の盛なる地にして其大さ小舌二十反乃至二十四反を大なるは二十八反を用ふ船は三半及保津なり松前、檜山二郡は建網の大さ小舌十八反乃至二十反を通例とし長さ(前操)より立揚げ迄二十五間乃至二十七間とす船は三半及保津を用ひ長さ(船艦)間の徑を云ふ六尋内外巾七八尺なり

第二區 後志國一圓及天鹽國増毛迄は本道中鯨漁業の最も盛なる地方なりと雖も漁具は唯建網、差網の二者あるのみ而かも其製各地大同小異にして是を第一區に比すれば更に簡單なり差網は渡島に比すれば盛ならず差網も從來慣用のものを用ふるに過ず唯松前、檜山二郡に比すれば綱目稍々大にして網糸太し船は普通中船(持符)の方言及磯船を用ひ保津は壽都、磯谷、歌棄、岩内の四郡に於て用ふるもの多し建網は本區中最も重要な漁具にして其數最も多く全道建網の過半を占む而して其構造の進歩したるも亦此地方にあり其中久

遠太櫓瀬棚の各郡に行はるゝものは第一區爾志郡に行はるゝものと最も相
 近く小舌二十一二反を普通とし長さ二十尋乃至二十五尋にして普通釣囊を
 用ひ稀に落囊を用ふ船は三半及び保津にして巾八尺以上九尺に至るものあ
 り島牧壽都は建網最も大にして小舌廿六尋合せ長さ二十五尋を普通とし大
 なるは三十二三反合せ長さ三十四五尋なるあり梓船釣囊を付けたる船起し
 船は普通巾九尺前後の三半及保津を用ひ稀に傳馬を以て起し船と爲すもあ
 り囊は普通釣囊を用ひ大さ六尋二尺切二十六反にして島牧邊は稀に七尋二
 尺切三十五反なるものあり建網一統に付大小三箇を備へ其大なるを追鯨用
 とす此釣囊は各地各人構造を異にし今や實に千差萬別なり然れども一般に
 流行する所のものは「サシワ」(襦網)の反敷を減ずると筋細を用ひざるとに在り
 其他各郡船網の大小又は起し船に傳馬船を用ひ或は川崎船を用ふる等各慣
 習一ならず要するに其地方の慣習と地勢とに依りて彼是同一ならずのみ
 第三區 留萌以北苫前迄に於ては漁業の發達第二區地方に及はざるものあり
 建網は小舌二十反乃至二十二三反を大なるものとす囊は總て釣囊を用ひ其
 大さ増毛地方に同じ船は沿岸暗礁多きを以て艀船と稱する平敷のものを用

ふ

北海岸 此漁場用ふる所の漁具は全く西海岸地方と異なりて差網を用ひす又
 枝幸北東に於ては角網及び建網の二種を用ひ宗谷に於ては建網のみを用ひ其
 構造増毛地方と異なることなし網の大きさは小舌十八反乃至二十二反にして釣
 囊は二十四五反乃至三十五六反とす船は多くムダマ造にして大なり梓船は巾
 九尺より一丈一尺に至るものあり運送船は此地方海淺くして船脚の深きもの
 を用ふる能はず且潮勢の靜かなるを以て艀船を用ひ鮭漁船に兼用し得る便を
 圖れり而して枝幸に於ては建網及び角網を用ふ其構造南海岸茅部上磯地方の
 ものと大差なし大さは小舌十二反乃至十六反にして巾二十尋乃至二十五尋と
 す建網は小なるものを小舌八反乃至十二反長十尋乃至十五尋とす船は三半或
 は保津を用ひ保津は巾八尺乃至九尺三半は一丈以上とす紋別網走地方は即ち
 北海岸に於て始めて角網を用ひたる處なるを以て最も之れを貴重し建網を用
 ふるもの殆んど稀なり船は長老保津の一種と稱する長五尋二尺巾八尺位のも
 の及び圖合船(三半の一種)と稱する長七尋巾一丈一尺位のものを用ふ又近來傳
 馬を用ひて運送船とするものあり

東海岸 此地方は曾て開拓使の差網の使用を禁したる處なるを以て今日に至りても尙ほ之を用ふるものなく主として建網及び角網を用ひ且つ他の地方に見ざる所の引網を用ふ是れ沿海の地勢に由りて然るものなり根室國は概して建網角網及び引網を用ひ標津、目梨地方の建網は小舌百目八反乃至十反長十二尋角網は巾三十二三尋奥行十二三尋引網は兩翼りょうよくの長さ合せて二百四五十尋のものを用ふ船は重に胴海及び圖合（四枚敷に屬す）を用ひ大さ北見に於けるものと大差なし野付郡の引網は長さ二百四五十尋にして囊は十二尋切十二反乃至十四反合せとし引網一統に付き五乃至七を具ふ引網は多く棕梠しほろ網を用ひ網一統に付き三十尋乃至四十尋のもの二十本乃至三十本を具ふ根室に至りても亦此三種の網を用ふれども就中角網を多く用ふ其大さは巾三十五尋奥行十二間口明き八間を普通とす船は各郡共に大差なし釧路國に於ては各郡共に引網のみを用ひ唯近來釧路に於てのみ僅に二三統の角網を用ふ引網は大なるもの長さ三百尋乃至四百五十尋にして少しく資力ある漁民は一人大小二統を具ふ網目は十節た及十四節を用ひ囊網は十八節十六七尋切十六七反にして一統に三乃至五を具ふ此の如く網目の小なるは鱧の形小なるとユマイ魚及小鱧こたんを漁する

皆此引網を用ふに由れり

今明治二十六年中全道漁業に要したる網數を掲ぐれば左の如し

國名	建網	差網
石狩	二二八	五、二五八
後志	一七〇八	一〇四、五四六
渡島	四四五	九五、九三一
膽振	三三	七三二
日高	二	
十勝	五	
釧路	二三	九
根室	二二四	
千島	四一	
北見	七六一	二〇、〇六五
天鹽	八〇〇	三〇、三九八
合計	四、二七〇	二五六、九三九

第六款 製造

鯨の産額一ヶ年四百萬圓内外の内生魚にて販賣するもの六七千石に過ぎず其他は總て化製して需用に供す然れども製造法粗雑にして且つ種類少く其大部分は肥料用にして其重なるものを胴鯨二ツ割、白子、絞粕、鯨鮓粕等とす其他脊割、早割等あれども共に二ツ割に屬し笹目、メ、カ「ボタ」は何れも副産物たり食用製に至りては身欠鯨及鯨鮓を重とし他に鹽漬糟漬丸干等あれども總て自家用に過ぎず鯨油は産額多しと雖も粗製のまゝ輸出するを以て價甚た低し今二十六年の各製品産額を擧ぐれば左の如し

品目	産出高	代價
絞粕	六〇四、一三四	三、七三六、〇七一
鯨鮓粕	七、八二二	三、七一九九
肥料 白子	一、七七九〇	一、二二、七四七
笹目	二、一四五四	一、二二、六七四
其他	一、一八八〇	六、一六五六
身欠鯨	六、七、七七八	五、一〇、五五二

製造物の區別

各地方製造物の區別

工業用 鯨油	二五、二〇四	一八一、七六一
	一〇、五一四	四、五四一

此等の製法は何れの時代に起りたるや今之を詳にせずと雖も其初は單に食用に過ぎずして肥料用は遙に後世に及んで發達したるものなるべし殊に絞粕の如きは最も近年の製造にして天保以前に於て之を製したる下場所(國後根室地方)北蝦夷地(樺太)奥地(濱益)以北等に止り中場所及近場所に至りては其製造を禁止したるものなりし安政以後に至りて絞粕の製造漸く一般に行はれ舊松前藩直轄たりし爾志郡以南に於ては慶應前後始て之を製造したり要するに絞粕の製造は建網の發達と相伴ひ奥地より漸次後志渡島に及びたるものなり而して全道中最も盛に製造するを後志國以北の各郡とし製品の優等なるを天鹽、北見、根室、釧路とし就中市場に於て最も價を博するを厚岸産の兒鯨鮓とし普通鯨鮓中にては根室鮓を上位に置く根室地方は干場の良好なると絞粕を專製するに因りて然るなり身欠鯨は西海岸の特産にして就中松前より小樽迄の間を以て名産地とし厚田以北に至るに從て漸く産額を減少し増毛、留萌の如きは僅に之を製出するも苦前に至りては殆んど其産出を見ず是れ一は營業法に由りて然るなるべしと雖も増毛

以北に至れば魚身に油少なきと漁期の遅きとに由り其製造に適せざるものあればなり又此産地中製造最も盛なるを檜山、爾志の二郡とし之に次ぐは壽都、岩内、余市、高島、小樽の諸郡とす是れ蓋し絞粕と建網とが其發達を共にする如く身欠の製造も亦差網の發達に伴へるを知るべし品質の良好なるは小樽、高島を最上とし其他は之に次く鯨鱈は身欠鯨の副産物たるを以て身欠の産地に於て之を産す品質の優等なるは江差産を第一とす

絞粕其他各種の製造法大略を述べれば左の如し

○絞粕製法 大釜に七八分目位まで水を入れ之を煮て沸騰するを度とし手番又は番を以て廊下より持運びたる鯨を釜中に投入し釜籠にて時々掻廻し凡そ一時間半許すれば魚煮熟す其煮熟したるものを小タモにて掬ひ搾筒に移し其上に籠蓋を載せ筒枕を置き搾木へ網を掛け手挺にて轆轤を壓搾すれば搾り汁は筒流しより槽内に流入す絞り終れば搾粕は筒の儘擔ひ棒を筒の角に掛け二人にて干場に搬送し筒を顛覆して粕玉を出し之を木製の臺或は大鋸屑を散布(砂土の混入を防ぐ)したる上又は地上に置き稍々外面の乾きたるを見計ひ庖丁にて切断し或は唐鋸にて碎き一玉を籠大凡二十五枚許に散布し晴天凡三日間乾

絞粕

身欠

燥し之を干場に於て一ヶ所に纏め苫又は簾を以て蔽ひ雨露を防ぎ或は粕庫に入れ周圍を簾にて圍ひ濕氣を防ぎ五日乃至七日間貯藏すれば先に乾燥の時に含有する濕氣は蒸散す之を二十貫目乃至二十五貫目位に俵裝す元來絞粕は多く(中鯨(後鯨)より製するを例とす

○身欠鯨 鯨の新鮮なるものは之を取扱ふに不便なれば暫く放置して軀幹の軟化するを待ち袋を被せたる指を以て先づ笹目を取除き次に腹部を裂きて鯨或は白子を取り出し腮より口へ菅細を貫し二十尾を一連として早切と稱する木棹に吊るし二日程乾し小刀を以て尾端より斜に脊部を裂き兩側とも少しく端を残して離さず肉は三片となり尾部に繋がれて二十日乃至三十日間雨にも打たれ日にも曝さる之を早切より仰し養上に積み重ね簾を覆ひ置くこと一週間にして其中より脊部のみを撰む是れ脊部は肉厚くして骨少ければなり

○鯨鱈 身欠鯨の製造中雌魚の腹部より取出す卵顆を古き磯舟の中に投して四五日間放置し卵子の固硬せる後之を簾上に散布して乾燥す

○胴鯨 鯨を三片として日乾したる脊部の肉は身欠にして此身欠を取り去りたる兩側の腹部は即ち此胴鯨なり肉薄く骨多くして食用に適せず故に肥料に供

胴鯨

鯨鱈

笹目

身

製

製造器械

○笹目 身欠鯨製造に際して取去りたる笹目を笹の上又は直に地上に散布して日乾す絞粕と同しく肥料に供す

○白子 同上の際雄魚の腹中より出る精囊を葭簀の上に散布して日乾す亦肥料なり

○蕪製鯨 此製法は未だ廣く行はれざれども漸次販路擴張の見込あれば此に掲ぐ其法新鮮なる鯨を清水にて能く洗滌し腹部を上に向けて貯水器に並へ詰め先づ臑部に一撒食鹽を施し次に全面に撒し其上に此度は魚の向を變へて並へ詰め同し様に食鹽を撒布し層々斯の如くして器の八分目位にて止め其まゝ一週間放置す然る時は魚棘の水分概ね滲出して締固す之を不貯水器中に並へ替へ毎層食鹽を施し數日を経れば肉愈々締る之を一尾ツ、丁寧に清水にて洗ひ臑より口へ竹串を貫ほし十五六尾を串として二三日外氣に曝し水分の去りたるを見定め之を葭室に入れ三週間晝夜絶へず薫し續けて成る而して其施鹽の量は兩度を合算して一尾に付凡そ八九匁の割なり

絞粕の製造法は從來の器械不完全にして勞力を消費すること多く且つ乾燥に時

日を費し品位精良ならず従つて價格を高貴ならしむる能はず開拓使の時既に其改良を圖り(前編漁業獎勵保護の部に記す)北海道廳亦此に注目し米國製水壓器を購ふて之を漁業者に使用せしむるの議ありしが其後北水協會一案を立て從來の壓搾器を改良し其實施を勸誘したるに近年漁業者之に倣ひ往々改良を圖るものあれども慣習の久しき容易に新式の器械を用ふるに至らず亦北海道廳に於て曾て米國製手動壓搾器を購ひ根室音根洞魚粕製造場に試用せられしに其製造高千五十石品質優等にして需用者の好評を博し根室産通常魚粕に比すれば百石に付金四十圓の高價を占め地方漁業者をして製造改良の利益を感せしめたり依て再び之を他の地方に移し其改良を獎勵するの考案ありと云ふ

之に次ぎ改良を要するは焚籠なり從來の焚籠は薪材を要する極めて多く煮熟時間を消費する亦多し北海道三縣分治の時齊しく其改良を圖り函館縣は宇都宮三郎氏の改良籠を折衷して一器を作り之を函館の有江金太郎氏に托して試作せしむ氏遂に宇都宮籠を應用して魚粕用改良籠を作り發賣す其後北海道廳水産課及北水協會に於て益々其改良を獎勵し増毛郡役所の如きは明治二十二年中勸業委託金三百四十圓餘を支出し改良籠五十組を購ひ之を管内漁業者に交付して一般

改良竈

に其改良を促せり
 抑々魚粕を製するには能煮熟して後乾燥せしむるを法とす而して其品位の如何
 け一に製造中就中煮熟にありと云ふ隨て之を煮るに用ふる燃料消費の多寡は漁
 業經濟上に大關係あり成べく丈薪材を省き短時間を以て煮熟を了るを必要とす
 是れ一に熱度利用法の巧拙即ち築竈法の如何に在り宇都宮氏本邦在來の不完全
 なる竈の改良に注意し理學の應用と多年研究の成績に依り改良竈を公にせしよ
 り有江氏其考案に基き魚粕焚竈を造り發賣するに至る其構造法「ロストル」上面に
 て猛烈なる火焰を發し釜の底部を充熱し後部なる短溝を通過し釜の腹部なる火
 溝を一週し煙溝を経て終に煙突に上昇するの裝置にして火焰をして久しく釜の
 面に觸れしむるの構造なれば燃料を省くこと多く且つ煮沸の速なること舊に比
 すれば凡そ三分の一を以て足れりとす從來北海道に於て年々魚粕製造に要する
 燃料は大約一千四百二十五貫目にして其代價凡拾貳萬千百貳拾五圓なり今若し
 宇都宮氏發明の改良竈を以て之に代るときは燃料凡四百七十五萬貫其代價四萬
 參百七十五圓にて足れり即ち薪のみにて一ヶ年凡八萬圓餘を減するの利益あり
 加之勞力時間を減少するの利益を算すれば尙ほ數萬圓に上るべし功蹟此の如く

大なるを以て北水協會は二十四年中議員會の決議に基き宇都宮氏に賞牌を有江
 氏に賞狀を贈與して其功蹟を表彰せり
 有江氏の製造改良竈は第一より第九まで凡九種あり其八に依り豫算するときは
 付屬金物代六圓貳拾七錢五厘外に煉化石四十枚此代價凡金貳圓にして築造職工
 の義は旅費滞在等の費用を除き一日一人六十錢の日當を與ふれば一日に一竈を
 築造することを得故に築造法の傳習を受け漁業者自身之を築造せば拾圓以内の
 費用にて一竈を築くことを得べしと云ふ
 鯨粕を肥料として効用著大なることは今更に喋々するを要せずと雖も左に農工
 商公報(第二十)に掲出ありしものを抄出して参考に供す

内國産魚粕肥料分析表

肥料の成		産地	種類	水	有機物	窒素	アンモニヤ	油	灰	磷酸	加里
根室	鯨粕			一一、一〇	八一、二六	一〇、〇八	一一、二四	八、〇九	七、六四	三、三七	〇、四五
厚岸	小鯨粕			九、八五	八三、〇七	八、九四	一〇、八五	一〇、〇八	七、〇八	二、九六	〇、四六
函館	鯨粕			九、四四	八二、〇〇	九、六八	一一、七四	六、七四	八、五六	三、四五	〇、五九

小樽	鯀	一、二、二〇	八二、一〇	九、六〇	一一、六五	九、四七	六、七〇	二、六〇	〇、六三
同上	鯀	九、一〇	八一、〇五	八、二〇	九、九五	一一、四九	九、八五	三、九九	〇、五三
増毛	鯀	一一、四一	八一、三八	八、九四	一〇、八五	一一、七八	六、二一	二、六九	〇、七五

此他鯀粕を施用する分量に付ては實験家各多少の異同あり又其施用すべき地質穀蔬の種類に由りて同しからずと雖も近年鯀粕は實験上禾穀根菜桑茶等に用ひて皆著しき効用あり販路次第に廣まり各府縣殆んど之を用ひざるなきに至れり依て左に北水協會及帝國水産株式會社よりの間に答へたる學説を掲げて参考に供す

○鯀粕を水田に施す法及其用量質問

北水協會

鯀搾粕使用法及人糞其他に混して用ふるには其分量幾何を要するや又米田一反歩に付一少年に幾回幾何を施すを可とするや上田中田下田に區別して示されんことを望む

(答)

勸農會農藝化學士 吉井豊造

鯀粕を水田に施すに先づ之を細く碎きて一反歩の全用量を整地の際一様に散布し淺く表土と混合するを便法とす但堆糞又は苗肥の如きものをも用ふるときは

鯀粕施用
法の一

是等基本肥料を通常の如く施したる後鯀粕を補肥として前述の如く施すを可なりとす基本肥料と共に深く踏み込み又は鋤き込むは不可なりとす又人糞の如きものと共用するときは豫め人糞を能く混和して施すも可なり又右の如く一度に全量を施さずして數度に分用することあれども其は勞費を要すると多き割合に効能多からざる可し凡そ肥料を分用するは其奏効急劇の害を防ぎ肥分流失するの損を免れんが爲なれば鯀粕の如き次第に腐敗して後効を奏するものは分用するに及ばざるは農科大學の米作試験に徴して明なり但し土壤の吸収力弱きか又は暖地に在りて腐敗非常に急なる水田なれば稍々粗に碎くも右の損害を免る可く又勞費を厭はすして之を分用するも可なり若し之を分用せんと欲せば一回に其多量(分量の六分)二回に少量(分量の四分)を施すへし鯀粕は水田に施して奏効最も多き窒素肥料(魚骨粉、乾血、乾)の一にして其主要肥分は窒素とし副肥分は磷酸とす故に之を米作に施すは専ら其窒素を稻に給するにあり左に示す一反歩の用量は此理に因りて計算したるものなり

農科大學の試験成績によれば一反歩の米作に施すへき窒素の適量は硫酸(アンモニア)にて貳貫五百匁以上なり硫酸(アンモニア)の含有する窒素は六割一分の効を

奏し鯨粕窒素は八割の効を奏せり故に貳貫五百匁窒素を鯨粕にて給するときは貳貫目の窒素にて十分なり貳貫目の窒素は鯨粕貳拾貳貫目餘に相當す即ち貳拾貳貫目の鯨粕を用ふるときは米作收米三石以上)の要する窒素は十分なるものなり又堆糞(貳百貫目)人糞(百四拾貫目)或は苗肥(四百貫目)等を共用するときは鯨粕は拾五貫目以下に減量することを得べし

鯨粕貳拾貳貫目は内地普通の土性を有する水田に對する用量なれば土壤若し有機物に富むか或は收米壹石五斗位の下田(下田は多量の肥料を施す)に在ては之より少量を用ひ之に反して有機物に富まざる上田(收米三石以上)に至りては之より多量を用ひて收利あるべきものなり但し米は鯨粕堆糞の如きものゝみを用ひて最多量の收獲を見るべきものにあらざ必ず磷酸肥料(骨粉過燐)を共用せざる可からず

又從來各府縣に於て用ふる量は拾貫目乃至貳拾貫目なり

○鯨搾粕に就て質問

帝國水産株式會社

第一 鯨搾粕を肥料として施し利益ある作物の種類

第二 鯨搾粕施用法

同上の二

第三 作物に由り施用する分量

(答)

勸農協會農學士 南 鷹次郎

第一 鯨粕は需用地の便否土地の種類收獲物及び其時價の變動に由り作物の利益上に影響を及ぼすか故に一般に利益ある作物の種類を指定するは固より難しと雖も要するに之を施用して効能ある作物は稻大小麥藍亞麻大麻甘蔗草綿葉類等を第一とし甜菜蕪菁馬鈴薯等の如き根菜類を第二とす而して稚苗の發育を催進せしむる爲めに施用するときは何れの植物を問はず都て効驗著きものなり

第二 鯨粕は何種の作物を問はず之を施用するに先ち粉碎するを第一の準備とす而して稻は種秧前田の全面に之を散布して表土に能く耕耙攪拌し麥類甜菜大麻等の如き畦播する作物には播種するとき畦溝中に施して後下種し其用量多きときは畦溝の中の土壤と混和して種子と接觸せしめたるを良とす亞麻の如く撒播し若くは麥類の如く小畦に下種する場合西洋形畦播機を使用し播種するときは地表に散布し軽く耙入して後ち蒔種し蓋は移植するときに施し移植後十五日乃至二十日間を距て二三回苗株の根邊に肥與するものとす要す

るに練粕は分解し易き肥料なるを以て之れを使用するには淺く施すを良とす
 深く地中に耕入するは結果宜しからず且つ過磷酸石灰木灰能く腐熟したる混
 合堆糞其他分解し易き状態をなしたる肥料なれば作物の種類に應じて適宜混
 合し播種するとき之を施用し農場肥料苗肥糞肥等の如き腐熟せざる肥料を
 施すときは此等の肥料は土地を鋤起るときに耕入し練粕は他の分解し易き
 肥料と混合して播種の時に施すか又は單用す可し但し作物の種類に由て混用
 す可き適當肥料の種類は下に記するか如し

第三 施肥量は何れの肥料を問はず施肥標準に據て確定するを完全とす而して
 實際に臨み混用するものなれば一定の用量を示すは甚だ難しとする所なり蓋
 施肥標準に由れば一段歩に要する各種の作物に對する主成分の中等量は左に
 示すか如きを以てす

標目	窒素	磷酸	ポッタース
禾穀類	〇七	一四〇	一四〇
荳科植物	—	〇四〇	二〇〇
馬齡薯	一〇	〇八〇	—

練粕は何種の作物に施すにも磷酸の不足を告げ且つ(ポッタース)の缺乏するに
 由り之を單用するに利あらず其効用の大なるを期せんとするには磷酸ポッタ
 ースを補ふ可き過磷酸石灰并に木灰の如き適當の肥料と必ず混用せざるへか
 らす爰に左に各種の作物に施用する分量の一斑を示す

標目	登反歩に對する練粕用量	混用肥料
禾穀類	八	過磷酸石灰、木灰
馬齡薯	一二	堆糞(百貫)
全	二	堆糞(百貫)
根菜類	一八	堆糞(百貫)
全	六	堆糞(二百貫)
麻	一六	木灰
全	一〇	堆糞(百貫)木灰

稻は農科大學の試験成績に依れば十分の收穫を得んとするには一反歩に對する施肥標準は磷酸三貫五百目窒素貳貫五百目なるを以て堆糞(百五十貫)及び過磷酸石灰を混用するものとするときは練粕は二十貫内外を使用せざるべからず又た藍には從來最多量を施用せる作物にして阿州にては一段歩に付六十貫乃至八十貫を使用すると雖も本道の如き新開地にして未だ有機物に富む土地に於ては混合堆糞等と混用するとき十五貫乃至二十貫にて十分なり

第四 練粕は濃厚肥料にして多量の窒素中量の磷酸を含有し分解すること速くなるを以て補肥として其効能著きものなり且つ普通の肥料に比すれば窒素に對する磷酸の割合高くして禾穀類(稻大麥)根菜類の如く多量の磷酸を要する作物に之を施用するときは他の混用すべき磷酸質肥料の用量を減し本邦の如き磷酸質肥料の原料に關乏せる國に在りては殊に利益ありとす北海道練粕の成分は農科大學の分析に由れば左の如し

標目	窒素	磷酸	ポツタース	窒素百に對する磷酸の比率
甲號	八〇六	五九六	〇六二	
乙號	八六〇	五〇二	〇八八	

平均 八三三 五四九 〇七五 六六〇

左に「ウルフ」氏の分析表及び農科大學の分析に依り普通肥料の成分を掲げ以て之に對照す

標目	窒素	磷酸	ポツタース	窒素百に對する磷酸の比率
人糞	五七	一三	二七	二三〇
適宜に腐熟したる農場肥料	五〇	二六	六三	五二〇
新鮮なる鶏糞	一六三	一五四	八五	九四〇
干鰯(千葉)	八〇四	三四五	六三	四三〇
干鰯(下總)	八九四	二八六	六七	三二〇
藝藁	五〇五	二〇〇	一三〇	四〇〇
米糠	二〇八	三七八	一四〇	一八〇
酒粕	二八九	二七	〇七	九〇
醬油粕	二〇一	二三	八八	一二〇
苗肥(クローバー)	五三	一五	五五	二八〇
全豌豆	五一	一五	五二	二九〇

全紫雲英 四八 〇九 三七 二〇

是に依りて之を見れば普通肥料中鯨粕の如く成分に濃厚なるものなく且又米糠及鶏糞を除くの外は鯨粕の如く磷酸と窒素との割合宜しきを得たるものなり

第七款 販賣

鯨絞粕の需用は前記の如く年を逐ふて擴張の勢あり此に販賣上の景況大畧を述ぶるに際し先づ既往の状況を記さん明治以前は松前藩海關取締方(前編に詳なり)嚴重なるのみならず運輸は薄弱の日本形船に積載して大阪以西に輸送するを例とするが故販路素より今日の如くならず然れども文政及安政年代問屋届書等に依りて之を見るに凡左の如くに大別せり

- 絞粕 江戸、大阪、四國、下の關、秋田、酒田及庄内
- 身欠鯨 江戸、大阪、敦賀、越後、新潟、秋田、酒田及庄内
- 鯛鯨 大阪、下の關、敦賀、加賀、越中
- 鯨 江戸、大阪、下の關、越後、酒田
- 白子 大阪、下の關、敦賀
- 笹目 越中、佐渡

昔時の販賣

昔時の輸出

以上を輸出仕向地とし此各所より各需用地へ分輸せしものとすれば四五十年前既に東北各國より四國九州までに輸送せしは明なり
降て文久三年函館問屋の書上を見るに左の如し

問屋商標	粒	鯨	生	鯨	絞	粕
卍		二六九				九三、三三〇
丁		一、二五八				一一、七六八
△				一四〇		一、四一九
△				六〇〇		七、七五三
+				六八一		六、七六八
不詳		二五三				二、四五五
						一三、六二四

此外松前、江差二港の輸出を合算せば蓋し少くとも二三十萬石以上なるべし
明治以降出産高の増加と共に漸次輸出を増加し十二年より二十一年に至る鯨類の輸出は合計左の如し

年次	數量	年次	數量
明治十二年	六〇〇、〇六一 <small>石</small>	同十七年	一、〇四二、五七〇 <small>石</small>
同十三年	六〇五、八六六	同十八年	一、一〇八、〇五八
同十四年	六三五、二七四	同十九年	九一二、六六二
同十五年	七五七、二四七	同廿年	五八一、三五七
同十六年	六一八、七二八	同廿一年	一、〇〇五、八〇五

明治二十一年北海道廳に於て府縣より蒐集せしと云ふ販路區別を見るに凡左の如し

府縣	數量	府縣	數量
大阪	一三四、六一二 <small>石</small>	富山	二、九五〇 <small>石</small>
兵庫	一七九、二三五	島根	一、九四一
新潟	七五三、七	岡山	三八、四三六
千葉	四、八〇二	廣島	四九、一五〇
奈良	八、二一九	山口	一四、三七七
三重	五三、一六一	和歌山	五、七五九

鮭		鮭	
府縣	數量	府縣	數量
愛知	一〇五、〇四四	德島	八四、八九七
静岡	八、六八〇	香川	二、九八一
滋賀	七七八	愛媛	一、二八
岐阜	三七五〇	福岡	五、一四八
長野	一、三四〇	大分	一、三〇七
山形	三〇〇	佐賀	四二
宮城	五、〇〇〇	宮崎	一、五二
福井	二二、九〇八	鹿児島	三二八
石川	一、四〇七	合計	七四四、三六九
合計代價	六〇〇、九三九〇 <small>円</small>		
大阪	一九、八〇〇	秋田	九九
兵庫	六一、五二五	福井	二七、八三〇
新潟	五六、三二	石川	一七、〇七二
奈良	一七九	富山	一〇四、五六六
三重	四、四二二	島根	一、二二五

白子										
愛知	滋賀	岐阜	長野	山形	大阪	新瀉	奈良	滋賀	大阪	合計代價二、三六九、三九八 _円
一〇八八	一、三、六、三、九 五、八、四、六(箇)	五三〇	七六三	一九	三、八、四、一	一五六	二六八	九、四、二、二 三、五、六(箇)	五〇〇	一一五
岡山	廣島	山口	和歌山	合計	廣島	山口	島根	岡山	大分	合計
二五〇五〇	二四、二、三、八	九、三、四、一	一、五、八、〇	三、一、八、五、九、八 五、八、四、六(箇)	一、三、七、五	三〇〇	一四、五、二、〇	九〇九	二二	一四四
富山	島根	岡山	合計	石川	合計	佐賀	合計	合計	合計	合計
五九、六、二、四	五〇一	一、一、三、〇	九、四、九、一	一、三、二、〇	五八	一〇四	八四、二、〇、三	一四、六、三	一、三、八、五	二、七、七、五
新瀉	奈良	愛知	靜岡	長野	山形	福島	合計	合計	合計	合計
二、四、五、〇	一八	九、五、四	一、五、〇	六、三、八	一、二、七、五	三、八、〇、〇	六、一、一、八、三、八 _円	二、七、九、三、七 _円	二、二、五、〇	二、六、二、五

笹目										
新瀉	奈良	愛知	靜岡	長野	山形	福島	合計	合計	合計	合計
二、四、五、〇	一八	九、五、四	一、五、〇	六、三、八	一、二、七、五	三、八、〇、〇	六、一、一、八、三、八 _円	二、七、九、三、七 _円	二、二、五、〇	二、六、二、五
富山	島根	岡山	廣島	山口	愛媛	大分	合計	合計	合計	合計
五九、六、二、四	五〇一	一、一、三、〇	九、四、九、一	一、三、二、〇	五八	一〇四	六、一、一、八、三、八 _円	二、七、九、三、七 _円	二、二、五、〇	二、六、二、五
新瀉	奈良	愛知	靜岡	長野	山形	福島	合計	合計	合計	合計
二、四、五、〇	一八	九、五、四	一、五、〇	六、三、八	一、二、七、五	三、八、〇、〇	六、一、一、八、三、八 _円	二、七、九、三、七 _円	二、二、五、〇	二、六、二、五

愛知	二、九八七	山口	四五〇
福井	二五〇	大分	五
島根	五六九	合計	一、二、二九六

合計代價九〇、四九八

總計 數量 一、二一六、四八二
 代價 九、四二二、二五五

(備考)此府縣輸入高を以て北海道輸出高及出産高と比すれば大に増加せりと雖も是れ該縣より現輸出高を報告したるものなれば甲縣の輸入品中には再び乙縣へ輸出し乙縣之を輸入として報告する等重複も多かるべし故に北海道輸出と符合せざるは當然なり

右府縣の報告は之を以て直に該府縣の消費高と見做すを得ずと雖も販路の大略を見るに足れり而して北海道廳統計書に依りて最近五ヶ年府縣輸出高を見るに左の如し

府縣へ直輸出數量原價

品目	廿六年	廿五年	廿四年	廿三年	廿二年
----	-----	-----	-----	-----	-----

五ヶ年間輸出内譯

荷造方

品目	數量	原價	廿六年	廿五年	廿四年	廿三年	廿二年
鯧粉	一、〇五一、二二三	七、一八二、三三七	四、六八四、四三三	四、七三三、七九八	四、六四三、〇七六	三、五九九、一七三	
胴鯧	一、二二一、八八〇	一、二二一、八八〇	一、〇九七、五七九	一、〇九七、五七九	一、〇九七、五七九	一、〇九七、五七九	
笹目	一、二二一、八八〇	一、二二一、八八〇	一、〇九七、五七九	一、〇九七、五七九	一、〇九七、五七九	一、〇九七、五七九	
白子	一、二二一、八八〇	一、二二一、八八〇	一、〇九七、五七九	一、〇九七、五七九	一、〇九七、五七九	一、〇九七、五七九	
身欠	一、〇三二、六五五	一、〇三二、六五五	七、七四一、四四四	九、五一一、七三九	一、〇六三、一三七	四、五七、一六六	
鯧鱈	一、〇三二、六五五	一、〇三二、六五五	七、七四一、四四四	九、五一一、七三九	一、〇六三、一三七	四、五七、一六六	
鯧油	一、〇三二、六五五	一、〇三二、六五五	七、七四一、四四四	九、五一一、七三九	一、〇六三、一三七	四、五七、一六六	
合計	一、〇三二、六五五	一、〇三二、六五五	七、七四一、四四四	九、五一一、七三九	一、〇六三、一三七	四、五七、一六六	

鯧類輸出の荷造方に付開拓使以來北海道廳に至るまで屢々改正の諭達あり(前編に詳にす)二十四年五月に及んで道廳告諭を發し漁業組合をして規約中に取締方法を規定せしめ濫造粗製の弊を矯めしむ現今の荷造方は大凡左の如し

○身欠鯧 百本を揃皮に束ね一把とし(走)は二十四把(中)及び(後)は二十把を束ね之を筵に包み一本とし(走)中(後)平均三百八十本を以て百石とす

○絞粉 二十貫目乃至二十五貫目を堅固なる筵俵に詰め一箇とす之を堅一本と稱す

性時の價

○胴鯨 二十尾を一連とし之を揃へ中央を結び一束とす一束は二十連にして賣買上二貫目とす

○笹目 二十貫目乃至三十貫目を廷俵の堅固なる者に詰め藁繩にて前後二箇所を結束して一本とす

○白子 二十四貫目乃至三十貫目を廷俵に詰め一本とす結束笹目に同じ

○鯨鯨 撰鯨鯨と不撰鯨鯨と即ち良否を區別して七八貫目を廷俵に詰め一本とす其結果笹目に同じ

往時北海道水産物の賣買は「アイヌ」人等自己所用の酒烟草等を得るが爲め收穫物を商買に付し所謂實物交易を爲すに過ぎりしが漁場請負人ありてより漁業大に發達し收穫物賣買上直立の方法も定まりしなり北海道志並に文化年代の「御用留」等に依りて之を見るに明和安永の頃には鯨十八束一束は二貫目を以て丁銀六百（金壹兩は）に兌ふと云ふ又天明寛政の頃二束を以て六百に兌ふとあり天明年間増毛天鹽沿海の漁獲鯨絞粕百石三十五兩とあり其後舊記に散見するもの左の如し

年代	品目	産地	代價
	身欠鯨	美國、積丹、古平	金百拾兩 (百石)

年代	品目	産地	代價
嘉永二年	鯨	古平、積丹	金百二拾兩 (同上)
	鯨	同上	金六拾五兩 (同上)
	絞粕	同上	金百兩 (同上)
	絞粕	同上	金九十兩 (同上)
	笹目	同上	金貳朱ト一千五百文 (廿貫目)
	身欠鯨	樽	金百六十兩 (百石)
	胴鯨	同上	金六拾兩より (同上)
	絞粕	同上	金八拾兩より (同上)
	絞粕	同上	金九拾兩より (同上)
	絞粕	同上	金七拾兩より (同上)
	走身欠鯨	岩	建網金壹分三朱と錢十二文 一本(二千四)
	中同上	同上	差網金貳分と錢五十五文 一本(百入)
	後同上	同上	同 金壹分と錢五十五文 同(同上)
	胴鯨	同上	同 錢百文 同(同上)
絞粕	同上	同 錢五十文 同(同上)	
文政四年	鯨	同上	建網金百七拾兩 (百石)
	絞粕	同上	同 金貳百拾兩 (同上)
	撰鯨	同上	同 金壹分ト錢七拾文 (八貫目)

第一章 鯨

明治十年より廿一年に至るの間毎年函館平均相場は左の如し	明治十年	明治十一年	明治十二年	慶應三年	安政元年	白子	籠目	同	上	金貳百兩	(百石)
	絞粕	絞粕	絞粕	絞粕	絞粕	同	同	同	上	金百六拾兩	(同上)
	八三八	六〇五	七四六	同	同	同	同	同	上	錢五十文	(二貫目)
	二二九	四〇六	五六二	同	同	同	同	同	上	金百六拾兩	(百石)
	五八七	六四三	九二三	同	同	同	同	同	上	金四百貳拾兩	(同上)
	五八七	五八〇	八七九	同	同	同	同	同	上	金四百兩	(同上)
	五八七	五八〇	八七九	同	同	同	同	同	上	金九拾兩マテ	(同上)
	五八七	五八〇	八七九	同	同	同	同	同	上	金六拾七兩	(同上)
	五八七	五八〇	八七九	同	同	同	同	同	上	金三百兩	(同上)
	五八七	五八〇	八七九	同	同	同	同	同	上		(同上)

明治十年
以降連年
價格比較

二十二年
以降價格
の低

二十二年以降函館小樽根室の相場は左の如し	同 十三年	同 十四年	同 十五年	同 十六年	同 十七年	同 十八年	同 十九年	同 二十年	同 二十一年	同 二十二年
	九〇二	八一五	六四〇	五二〇	四四九	四四五	四三八	五九〇	六一一	六六一
	七二八	六二〇	四五〇	三六〇	二九〇	—	二九三	四二一	四一七	—
	一一九一	一三三五	一〇四六	八二五	五三七	五〇六	—	六六三	七四七	—
	一〇〇三	九九五	七五九	六三八	四七八	—	三四二	六〇〇	四五四	—
	五四〇	五三五	三九三	二八六	二九二	—	一七〇	—	—	—
	二八六六	三三四六	二二〇〇	一六一七	一一〇五	—	一四八五	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

絞粕 (中等品十貫目卸平均相場)

二十二年 二十三年 二十四年 二十五年 二十六年

函館			小樽			根室			身欠鯨 (中等品百石平均相場)		
平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低
一七三二	二四〇〇	一四三七	一六〇八	一七〇〇	一五三〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一三三五	一五七五	一三八五
二六〇〇	一六五〇	一五五〇	一四〇五	一四二五	一三七五	一四五五	一五〇〇	一五〇〇	一三三五	一五七五	一三八五
一七二二	一七七五	一六一三	一七〇六	一八一〇	一六〇〇	一六四五	一六七五	一七五〇	一六八五	一七五〇	一四七五
一六五〇	一六五〇	一六五〇	一八六六	二〇〇〇	一七〇〇	一七〇七	一七五〇	一七五〇	一六八五	一七五〇	一四七五
一九四四	二〇六〇	一七六〇	一八九四	二一二五	一七五〇	一五三三	一七七五	一七七五	一四七五	一七七五	一四七五
二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十二年	二十三年
七八一	九四〇	八六二	九四八	九一〇	一〇〇〇	一〇八〇	一〇八三	一一〇〇	七八一	九四〇	八六二
八〇〇	八三一	七二七	八〇〇	八〇〇	五九〇	八三一	七二七	八〇〇	八〇〇	八三一	七二七

小樽			函館			鯨 鱈 (中等品百石平均相場)		
最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
八〇〇	八〇〇	八〇〇	一〇五〇	一〇五〇	一〇五〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
一〇五〇	八六〇	九一二	一一五〇	一一五〇	一一五〇	八六〇	八六〇	八六〇
九九五	七三八	九九五	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	七三八	七三八	七三八
九九五	九八五	九九五	一一六〇	一一六〇	一一六〇	九八五	九八五	九八五
九〇〇	七四四	九〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	七四四	七四四	七四四
二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年
七八六	一〇六五	九四〇	九〇五	一〇三七	七八六	一〇六五	九四〇	九〇五
七〇〇	八二九	七七六	八一七	七九三	七〇〇	八二九	七七六	八一七
七〇〇	一〇五〇	八八〇	八七〇	九五〇	七〇〇	一〇五〇	八八〇	八七〇
七〇〇	八六〇	六六〇	七六〇	七〇〇	七〇〇	八六〇	六六〇	七六〇

肥料絞粕等の相場は鯨鱈の豊凶に依り高低あるは勿論なれども賣買取引上の状況にて日々高低あり然れども例年一樣に昂低する季節あり五月上旬より六月初旬に掛け相場始て立ち漸次下落に傾き奥地の肥料出るに及んで愈々低廉となり各産地の肥料大抵三分の二以上輸出し終る時再び價格騰貴す例へは小樽に於て五月下旬其近傍錢函村祝津村若しくは隣郡の絞粕初て市場に取引し百石に付き

賣買口錢

六百八拾圓乃至七百二十圓なれば漸次七百四五十圓に至り六月下旬より七月に掛け奥地利尻、禮文、宗谷等の肥料續々小樽市場に集り或は直に産地より内地に輸出するに及んで再び下落して六百圓以内に低落するの類此なり或は近場所豊漁にして奥地非常の凶漁なる年の如きは尋常季節の昂低を見ざる事あり

問屋の口錢も亦古今其趣を異にす安政年間檜山奉行松前藩江差在勤の官吏の達文中に賣買口錢を左の如く規定したることあり

○賣買口錢覺

粒 鯨 四分口錢 賣物 貳分口錢 買物 貳分半口錢

但賣買共貳分なりしが寶曆四年五月廿五日貳分半と定められしとあり

元治元年三月問屋より産物會所へ届出たる場所買付及諸掛り調の内に絞粕類に屬するものあり即ち左の如

一絞粕類

御場所入御役錢代金貳分御間尺丈内貳割御用捨あり

御場所改宿更用同問屋口錢代金貳分

但御番所御改高

右二口は請負人持

出帆御役錢代金貳分御間尺丈内貳割御用捨あり其時相場直段出帆問屋口錢

代金貳分但積入丈

問屋藏敷 百石目に付四貫八百文

右三口買人持

近年絞粕、身欠鯨、胴鯨等は函館百分の貳分五厘小樽三分根室は函館に同じ然れども賣買双方の信用又は其時の掛引あり又同業の競争あり増減一ならず三分と云ひ二分五厘と云ふも大概を云ふに過ぎ

本道肥料内地輸出の後取引慣習も一ならず從來の慣習は大凡左の如し

地名	手数	料	同上分配法	量目	改賃	風袋	引目	引
大 阪	賣上金高百分の六、一	三分一	仲問屋	な	し	十六貫目一本付 貳百目	な	し
兵 庫	同 六、六	三、一	仲問	小大	四錢貳厘	拾貫目に付 五百文	一本に付	六百文
敦 賀	同 五、〇	二、間	濱上蔵入、仲	?	?	本 壹貫目	な	し
馬 關	同 四、九五	問屋	收入	十貫目	三錢五厘	本 壹貫目	十貫目に付	貳百目
撫 養	同 五、五	三、五	仲問	同	二厘半	な	十貫目に付	五百目

高松	同	七、五	一、三、五間、三、仲	な	し	本	五百匁	同	上
丸龜	同	七、〇	仲間	な	し	本	貳拾貫目に付 五百目	同	上
瀬尾	同	上	仲間	な	し	本	拾貫五百目に付 五百目	同	上
廣島	同	九、〇	仲間	本	壹錢	本	五百匁	同	上
岡山	同	七、五	仲間	な	し	本	拾貫目に付 五百目	同	上
玉島	同	七、二	仲間	本	八厘	な	し	百分の五	五

以上の外各市場習慣あり大同小異に付此に省く
 水運口賃は船舶の供給増減に依りて年々同しからず又日本郵船株式會社の如きは一定の運賃ありと雖も其幾割を貨主に割戻すの規定あり同社の外小樽函館に寄泊する各地の船舶（船方俗社外）は通常郵船會社の運賃より貳割安と稱すれども是亦殆ど空稱にして例へば絞粕百石小樽より東京迄の漁船運賃七十圓大阪迄八十圓なれば社外船は東京へ五十七圓大阪へ七十圓八十圓なるべきも東京へ四五十圓或は三十五六圓にて輸送することあり
 左に記載するは日本郵船株式會社の漁船運賃表に基き調製したるものなりとて

輸出運賃

第八回北海道廳勸業年報に登載あり抄出して参照に供す
 自函館至府縣要港汽船運賃定額

府縣地名	鯨絞粕(石)	鯨 緋(石)	身欠及白子(石)	笹目及胴鯨(石)	魚油(四斗六才)
荻ノ濱	三五	四一	三七	四二	三四
東京及横濱	五〇	五八	五三	六〇	四九
四日市及半田、名古屋	六五	七五	六九	七八	六四
神戶	七五	八七	八〇	九〇	七四
大阪	八〇	九三	八五	九六	七八
長崎	九〇	一〇四	九五	一〇八	八八
舟川及土崎	三八	四四	四〇	四五	三七
酒田	四〇	四六	四二	四八	三九
新潟及直江津、佐渡	四三	四九	四五	五一	四二
伏木	四五	五二	四八	五四	四四
敦賀	五〇	五八	五三	六〇	四九
境	六〇	七〇	六四	七二	五九

馬	七〇	八一	七四	八四	六九〇
尾ノ道	七三	八四	七七	八七	七一〇

從來北海道に來りて普通肥料魚粕等を購入する者(仕入親方を除く)種類一にして足らず其内信用厚く買収高最も多き者は加賀能登越中若くは大阪若くは敦賀等の豪商大農年々函館小樽等の問屋仲買に就て豫約し收穫時季に及んで本人又は番頭手代を函館小樽等に派し價格を定めて買取るものなり此等は數十年來一定の買取手續あり函館小樽等には得意の問屋あり派出員は問屋を以て旅舎に充て永きは五十日短きは三十日滞留し豫定の絞粕數千石を買取り汽船を雇ひて之に搭載し直に本國に輸送するを例とす(往時日本形船のみの時は手船を以て輸送する者も少からず)而して其賣買は二十年前迄は大抵現金取引を爲したるも近年各地銀行荷爲替の便開け北海道要港と府縣要港との間に取引定約の銀行あるを以て現金を携へ來つて賣買するが如きは極めて稀にして概ね荷爲換取組を爲せり又近來汽船交通の便大に開けたるを以て肥料の如きも汽船に托して大阪以西の要港に輸出するは容易なるのみならず既往二十年前の如く甲乙各地屢々積替を爲すが爲め荷物を毀損し荷造を改むる等の手數損失を免かるゝは賣買主双方の

幸と云ふべし然れども府縣中或は鯨肥料の効用を知らずして未だ之を使用せざる地少からず又之を使用するも純粹の鯨肥料に非ずして他物を混入し粗悪品となりしものを使用するあり北水協會之を憂へ明治二十二年中魚粕販路擴張策の懸賞文を募集し其募に應し方法を寄送する者數十あり同會審査委員を撰んで之を審査せしめ其一等賞を得たる者遠藤吉平氏答案を採用し遂に之を實施したり其方案の概要を摘記すれば左の如し

北海道産出魚粕の販路を擴張せんとせば從來使用せざる各地方をして普く之を試用せしめ其功用を知らしむるを要す之を實施する方法は三ヶ年乃至五ヶ年代價を要せず見本魚粕を寄送すべし

寄送の地方は十縣或は十五縣とし而して毎年寄送すべき魚粕見本の定量は毎縣十石乃至拾五石つゝとす(壹俵量目貳拾貫目のもの貳拾俵乃至參拾俵)

豫定年限中毎年府縣へ寄送の魚粕見本代價並に之に付帶する諸費は北海道魚粕産出地方屈指の漁業家より醸出せしむべし

道廳へ請願して豫め各縣勸業課へ照會し以て寄送すべき地方を定め且つ寄送せし地方勸業課よりは毎年試験成績の報告を求むべし

漁業家に向つて釀出を勸告し道廳に對して各縣への照會を請願し其他魚粕見本寄送に係る一切轉旋の勞は北水協會々員之に當るべし
各府縣へ寄送すべき魚粕見本は之を函館に蒐集し以て各地へ輸送の便を謀るべし

此に於て北水協會は實行の順序を立て日本郵船會社に於ては向ふ五ヶ年間全國各被送地及本道内各港灣の回漕は總て無運賃積載を約し該社船舶到着地より先の運送其他の費用は被送府縣の支辨とし其回漕取扱所函館の北海道共同商會(今北海道共同)とし魚粕の集合所は小樽及根室に置き漸次寄贈の見本魚粕を各府縣に回漕したり此一舉は豫期に違はず被贈府縣の注意を惹起し各府縣皆試験の結果頗る良好なるを證し報告書を送り來る如之此試験成績に依り從來粗惡の絞粕を購入したる者或は大阪尾ノ道玉島等の仲買者より購入したる者直に北海道小樽函館等に至り購入するに至る即ち從來中間數所の仲買商を経て購入したるの手續を省き直接の取引を爲し純粹他物を混入せざる肥料を購ふの利益を得るに至る然れども是皆資力ある需用者に過ぎず其多數は依然舊來の手續に依りて内地仲買商を経て購入せり

弊害救済の必要

内地府縣或る地方の慣習として北海道産出の鮭絞粕其他の魚粕を買收し若くは委託販賣として之を受領するや其荷造を改むるを名とし他縣産出の下等粗惡の魚粕と混合し或は土砂其他の雜物を混し或は殊更に色澤を付するあり需用農家等從來純粹の鮭粕を見たることなく或は偶々之を知るも習慣の久しき深く意に介せず唯價の低廉なるを欲し品位の優劣製造の良否を鑑別せざるもの多し今や北海道應水産物の獎勵に汲々し其改良を勸誘し漁業者組合規約を立て致々として水産の改良發達を圖り北水協會等其中間に在りて斡旋盡力其實効を擧ぐんことを期するに當り内地府縣此の如き惡習慣を存する間は決して其目的を達する能はざるなり販路擴張素より目下の要務なりと雖も之れと同時に内地府縣の惡習慣を打破排除する方法を講ずる亦今日の急務たるべし

第八款 資本

漁業者本業に投ずる所の資本は自己の資力を以てするも極めて少なく概ね供給を他の豪商大賈に仰く而して其利息の重きと之を償還する收獲品の低廉なるとに由り得失償はず遂に終身獨立生を營む能はざるの狀況あり開拓使創置の後或る地方の漁民に資本金を貸與せしも一時の困弊を救ふに止り素より漁民獨立の

資本供給

基礎を固ふするに足らざりき明治十一年に及んで同使漁業を振興し漁民永遠自立の基礎を固ふするの目的を以て始て漁業資本貸與法を設けて實施し十四年に至りて現に貸與する金員四拾九萬餘圓に上る廢使置縣の時官其處分法を立て後再び之を貸與し明治廿二年に至りて其一部分を徵收し他は悉く棄捐に付す(前編資本貸與の條に詳にす)

鯨漁業は建網を以てすると規模大に異なるが故之に要する資本も亦二者大に差異あり之を區別すれば大畧左の如し

差網漁業は其規模極めて小にして一戸使用の網數百放内外に過ぎず從て之に用ふる漁夫も亦四五人に止るを以て其資本實に僅少なり則ち各地差網漁業者の豫算する所に據れば一人の漁夫に對する額大約三十圓にして一人に對する所の使用網數通常十放とす故に五十放に對して百五十圓を要する割合なり然れども各地漁業の規模と他の事情とに由り大に差異あり左に掲ぐる所の資本高は水産豫察報告に載せたるものなり

差網資本

差網營業資本各地比較

江	差	四五	余	市	二〇〇
---	---	----	---	---	-----

熊	石	五〇	小	樽	二五〇
壽	都	一二〇	厚	田	一八〇
磯	谷	二〇〇	増	毛	二八〇
岩	内	二五〇			

又更に其内譯の例を舉ぐれば左の如し

岩内地方差網營業資本内譯漁夫五人

一金十六圓	網修繕費
一金十一圓	漁船の費用
一金二圓七十九錢	納屋の費用
一金一圓三十一錢五厘	製造器具費
一金九十六錢	籠五十枚
一金二圓八十錢	繩十二束
一金五圓	廷七束
一金百七十五圓	薪五敷
	雇夫給料

一金三十六圓	米四石五斗
一金三圓	味噌二樽
一金一圓二十錢	鹽二俵
一金二圓八十錢	酒二斗
一金三圓	煙草
一金二圓十錢	草鞋三箇
一金五圓	食器其他雜費
一金五圓	税金及收稅所費
一金七十錢	組合入費
合計金二百七十四圓九十一錢五厘	

以上は漁夫を雇ふもの、計算にして自家限の營業とすれば漁夫の給料を要せざるが故に殆んど三分の一を減ず今松前地方自家營業資本の一例を擧ぐれば左の如し

一金五圓	網修繕費
一金五圓	船修繕費

一金一圓	製造器具費
一金八十錢	繩一丸
一金一圓六十錢	筵四束
一金三圓	薪一敷半
一金二十圓	米二石五斗(八圓石)
一金二圓五十錢	味噌一樽
一金八十錢	鹽二俵
一金二圓	雜費
一金五圓	税金及收稅所費
一金五十錢	組合入費
合計金四十七圓二十錢	

建網漁業に至りては差網に比し其規模遙に大なるが故に之に要する所の資本も亦従つて多し又地方の状況と漁業者とに由て要する所の資本に差異あり漁業者資力の有無と經濟の運轉如何に由りて其額を異にす今各地を通して普通なるものを選びて一例を擧ぐれば左の如し

建網一統營業資本内譯(余市郡實況)

- 一金二百三十八圓
 - 一金五圓五十錢
 - 一金八十九圓二十五錢
 - 一金百圓
 - 一金五十圓
 - 一金三十圓
 - 一金八十圓
 - 一金百二十五圓
 - 一金六十圓
 - 一金五百四十一圓五十錢
- 白米二十八石(五十石八圓)
 - 味噌五樽(二圓斗五入十一錢樽)
 - 薪八十五敷(一敷一圓五錢)
 - 網類修繕費
 - 船修繕費
 - 網碇修繕費
 - 繩廷費
 - 雜具修繕費及雜費
 - 税金及組合諸費
 - 漁夫十九人給料(八圓五十錢)

合計金千三百十九圓二十五錢

以上は單に資本として必要のもののみを挙げたるが故に自力營業の場合とす若し漁場及び資本を他借するものとせば大に其趣を異にす左に掲ぐるものは各自營業と仕込營業との比較なり

建網一統營業資本各地比較

地名	自資	仕込
地志	八〇〇	一〇〇〇
爾志	一一〇〇	一五〇〇
瀬棚	一二〇〇	一四〇〇
壽都	一三〇〇	一五〇〇
磯谷	一〇〇〇	一二〇〇
岩内	一六〇〇	一七二五
美國	一二七〇	一四二〇
余市	一二六〇	一四四〇
忍路	一七〇〇	一九一〇
厚田	一二〇〇	一五〇〇
増毛	二五〇〇	三〇〇〇
留萌		

但仕込計算中漁場の借賃は各地不同にして一夕所低廉なるは五十圓位高きは三百圓位なるを以て此に算入せず

鯨漁業資本を融通する方法は種類頗る多く其重なるものを擧ぐるも五種あり第一自力第二普通借財第三仕込(周年受くるものと漁期間受くるものとの區別あり)第四青田第五收穫抵當法是なり而して此方法中最も廣く行はれ且最も多きは第三の仕込にして之に次くを第一の自力とす即ち其割合は大約仕込の數は他の四法を合したるものと相半すべし而して此等の方法が各地に行はるゝ状況は實に錯雜して一言に盡し難しと雖も先づ第一の自力者多きは渡島國に於ては爾志郡後志國に於ては壽都、歌棄、磯谷、古宇、美國、余市、忍路、高島の諸郡石狩國にて厚田、濱益の二郡及び天鹽國留萌郡等にして之を漁家の數より見る時は甚た少きか如しと雖も多くは皆大漁民なるを以て網敷割合に多し第二の普通借財法に據るものは各地に多少之ありと雖も此等は多少資産あり且つ信用あるものゝ間に行はるゝ方法にして其數多からず第三の仕込法に據るもの多きは渡島國檜山、爾志二郡及後志、天鹽中の各郡他借營業を爲すものは重に此仕込法に由るものにして其數最も多し第四の青田法に據るもの渡島各郡には見ざる所なりと雖も後志國與尻、久遠、太櫓、瀬棚、島牧、積丹、石狩國厚田、天鹽國燒尻、天賣、北見國利尻、禮文、宗谷、枝幸、根室國根室等の各處には之れあり就中最も盛なるは島牧、燒尻、天賣、利尻、禮文、宗谷、枝幸、根

室等とす第五法は函館、江差等の商人が僅に之を取扱ふのみにして其數少なく區域亦定まらず
漁業者中他借營業者に對して其資本を供給するもの亦種々あり之を大別すれば四種とす第一有力漁業家第二水産商若しくは仕入親方と稱するもの第三庶業者第四船手及府縣肥料商是なり
第一漁業家として他に漁業資本を貸出するものは渡島國松前、爾志二郡後志國壽都、歌棄、磯谷、古宇、美國、古平、余市、忍路、高島、天鹽國濱益、増毛、留萌等の諸郡に多し松前郡の金主の如きは他の地方に向て資本を給することあれども他は皆其所在近傍の融通を爲すのみ第二の金主は重に函館、江差、小樽等にありて其資本を給する地方を云へば函館商人は厚岸、根室地方に多く江差商人は檜山、爾志、久遠、與尻、太櫓、瀬棚の六郡及び島牧の部分小樽商人は高島、小樽、厚田、宗谷、枝幸諸郡及び天鹽、北見の各離島に多く濱益より苦前までの諸郡に向ては之を給する者少し第三の金主は福山、江差、小樽等にありて重に其地方の差網若しくは小規模の建網の仕込を爲すものにして其數僅少なり第四金主の中船手は多く北陸地方の者に多く之を貸付くる地方は島牧、壽都、積丹、余市、忍路、厚田、増毛、苦前、宗谷等を重とし其金額は僅少なり

又府縣肥料商は東京名古屋四日市及び大阪等にありて其の資を給する區域一定せず

以上記するが如く北海道の鯨漁業は營業人と資本と勞力の三者を合せて一人に處辨するものは極めて少く概ね相分離せり即ち建網引網營業者中の他借營業者等は皆是なり然れども營業人自から資本を投じ漁夫を雇ふて營業するものも亦少からず即各地の自力營業者是なり又勞力者相協力し資本を他に仰ひて其業を營むもの所謂歩方營業者あり然れども是れ唯渡島國及後志國瀬棚以南に在て僅に行はるゝのみ又差網漁業に至りては多く營業者自ら勞力に従事し右三者の分離する僅々にして大部分は資本と勞力とを協同して營業するものと自ら勞力に従事し且自資にして單獨其業を營むものと及び自ら勞力に従事して資本を他に仰くものとの三者にして就中最も多きは第二第三の兩者とす

第九款 漁業慣習

本道の鯨漁業者に二種あり一を常住とし一を入稼とす常住とは其漁場の所在地に定住するもの入稼とは他郡區若しくは他府縣より漁期に及んで來り漁業を營むものを云ふ此二者中本籍人は最も多く寄留人之に次ぎ漁期入稼者亦之に次ぐ

而して此等の營業者に凡そ二箇の階級あり一は大漁業者にして俗に親方と稱せられ自から勞働に従事せず専ら漁夫を使役して業を營むは大漁業者は建網及び引網營業者なり他の一種は即差網漁業者にして自から勞働し漁業を營むものと雇夫を使役するものとの二様なれども雇夫を使役するも其漁業の規模たる小にして建網者に比すれば小漁民と稱すべし又建網漁業者中亦營業の規模と資力とに於て一様ならず大なるものは一人數十ヶ所の建網漁場を有し資産亦數十萬圓を投するものあり下りて十數統若しくは數統の建網漁業を營むものあり又漁場及び資本を有せずして専ら他借營業するものあり

渡島國は小漁民多く内浦及函館地方の如き共同して建網一統を營み一人一統を營む者も多からず松前檜山二郡も亦一統持多く爾志郡に至れば二三統を持つものあり後志國に入り久遠瀬棚間は概して一二統にして二三統を有するもの少し唯一人元請負人たりし大漁業者あり十數統を有す島牧壽都畷々同一の景况なれども前の二郡に比すれば二統乃至四五統を有する者多し歌棄磯谷二郡に亘りては一人三十餘統を有する大漁業家あり古宇郡にも十統以上を有するものあり積丹小樽間は一人二三統を有するを普通とし多きは五六統に及ぶ忍路郡には一人

四十餘統を有する大漁業家あり美園積丹二郡及古平郡にも十統乃至二十統を有するものあり濱益厚田二郡中には十統以上を有するもの二三人に過ぎず其他多きは七八統にして二統を持つ者を普通とす増毛、苫前二郡も亦一二統を有するもの一人焼尻、天賣二島に亘りて二十餘統を有する者一人あり宗谷、枝幸地方は二三統持を普通とし四五統以上を有する漁業者を大なるものとす紋別、網走地方は昔時の請負人の所有に屬する漁場多く其他二三統を有する者あれども僅々數名に止れり根室地方は一統持多く釧路は二三統持と一統持と相半する實況なり以上は六七年前の實況にして今日は多少異同を免れずと雖も要するに一人數十統を所有するは多くは元請負人たりし者に在り

漁場を借りて建網漁業を營むものは各地之なきはなし其最も多きは後志國、島牧、壽都、歌樂、古平、濱益、増毛、留萌、天賣、焼尻、利尻、禮文、宗谷、枝幸等の各郡なり而して此等の漁場は素と大漁業者より借るものなれども近來仕込の結果に依り漁場商人の手に移り之より借るもの亦多しと云ふ

差網漁業者は盛に營業するものと雖も一戸百放内外を最多とし小なるは十放内外に過ぎず漁具は大抵自有にして資本は他借するもの多し而して雇夫を雇ふと

漁夫の階級

雇はざると地方に由りて同しからず松前郡より島牧郡に至るの間概して雇はざるもの多く壽都、岩内間及増毛方面は差網漁業の規模最も大なる地方にして古平、余市、小樽等之に次く然れども一戸三四人を雇ふに過ぎずして其他は概ね共同に非ざれば自家の營業にして雇夫を雇はず

漁業者に建網、差網の二種あると同しく漁夫にも亦建網、差網の二種あり建網漁夫は重に渡島地方の雜漁民と南部、津輕、秋田地方の壯丁として其渡島地方よりするものは鯨漁期の外皆居村に在りて雜漁業に従事し二三月の頃に至りて出て、漁夫に雇はるゝを例とし能く勞働に長ずるを以て漁夫中の上位を占むれども其數少くして需用又廣からず南部、津輕、秋田地方の雇夫は郷里にありては農業若しくは雜業に従事し漁期前本道に來りて漁業雇夫となる所謂出稼人にして其數最も多く且つ全道に亘れり又差網漁夫は重に渡島地方の雜漁民と其雇主所在地の近傍に於ける雜漁民とにして建網漁夫に比すれば其數遙に少く且つ需用の區域狭小なり

鯨漁業に要する雇夫の員數は二十五年の統計に依るに八萬二千七百九十四人にして内府縣よりするもの五萬九千四百七十八人北海道内よりするもの二萬四千三

雇夫統計

百二十四人にして同年全道各漁業に要する雇夫十三萬六千百三十三人に對し十分の六強を占む其國別を見るに左の如し

漁夫雇入

國名	管外	管内	計
石狩	二、二一七	一、六二八	三、八四五
後志	二七、六二九	一一、五四六	三九、一七五
渡島	二、七八一	四、六九五	七、四七六
膽振	二二	二八〇	三〇二
十勝	一六四	一〇八	二七二
釧路	一、四三七	五、四九	一、九八六
根室	二、六二四	九〇四	三、五二八
千島	五七二	三〇	六〇二
北見	一一、九五七	二、二五一	一四、二〇八
天鹽	一〇、〇六七	二、三三三	一二、四〇〇
合計	五九、四七〇	二四、三二四	八三、七九四

漁夫雇入法に至りては各地一定せずと雖も之を大別すれば左の四種とす

雇入漁夫の概數

第一 年々雇付の船頭に雇入方并に同伴を委託する者

第二 漁夫の郷里即ち青森、岩手、秋田等各縣下に到り雇來る者

第三 函館、小樽等の如き市港雇夫の集合地にて雇入る者

第四 漁場所在地に於て雇入る者

此四種の内有力漁業者間に行はれ最も安全なるは第一第二の方法にして根室地方の如きは多く第二法に依り鯨漁より昆布及鮭漁を通して雇入るゝを例とす留萌地方に入稼する松前の漁業者の如きは數人共同し漁船を雇ふて青森縣下等に到り満船雇夫を搭して直に漁場に航行するあり渡島國及後志國島牧以南は多く第三第四の方法に依れども不完全にして逃亡若くは違約の弊あるは第三第四の雇入漁夫に多し壽都以北は第二第三に依り積丹、厚田間は第二第三に據るもの多く増毛以北は第一第三の方法を重とし北見、釧路は第二第三第四に據るを多しとす

雇入漁夫の旅費の支給法亦一定せず第一第二の方法に據るものは片路の旅費を渡して雇入るゝと往返旅費を給與するとの二様あり第三第四の方法に據るものは旅費を與へて雇來り解雇給料の計算を爲すに及んで其内より之を差引を普通とせり

漁夫給料比較

漁夫の給料は漁場所在の地方に依りても多少の異同あれども漁夫の階級に依りて差等を立つるを第一とす左に掲ぐる畧表は水産豫察報告に載するものなり

地名	船頭	下船頭	上雇	中雇	平雇
檜山	三〇	二五	二〇	一八	一五
久遠	五〇	三〇	二八	二五	二〇
島收	五〇	三八	三五	三〇	二五
歌楽	五五	三五	三二	二八	二五
岩内	六〇	三七	三五	三〇	二七
美園	八〇	三〇	三〇	二八	二七
余市	七〇	三五	三〇	二七	二五
高島	五〇	三五	三〇	二八	二六
小樽	五〇	四〇	三〇	二五	二〇
厚田	八〇	三五	二八	二五	二〇
増毛	五〇	三五	二八	二〇	一七

但網走根室地方は重に年給にして別に漁獲一割二分乃至二割の手當あり
 漁夫の給料を渡すに種々の方法あり皆金を前渡するを一種とし三分の二以上を
 前渡するを第三種とし漁場に到る迄の實費を貸與するを第四種とす第一種は函
 館近在等の信用ある漁民を雇ふ者に用ひ第二種は青森其外各縣に至り雇入るゝ
 者第三第四種は函館若くは小樽の如き市港に於て雇入るゝものに用ふ松前地方
 には漁業者其居村の小漁民に對して周年米味噌を仕送り鯨期節に至れば之を率
 て留前地方に入稼し漁期終れば其給料を以て仕込勘定の差引を爲すの例あり
 漁夫は給料のみにては出稼に得る所多からずと雖も給料以外に得る所又少しと
 せず即ち手當として給料外に九一外九一五分九一等の歩合を以て給するあり又

收穫百石に付若干の賞與を給するあり然れども此手當は全道各地悉く之あるに非ず西海岸壽都以北の各地に行はれ其以南は殆ど之なし
明治二十年中北水協會に於て調査したる統計に依れば凡そ左の如き割合に當れり

漁夫の所得

鯧漁雇人員		給料	給料外の所得
男	五六七〇七	一二四四八九三	一一五、四三五
女	二、六四一	一九、二五九	一、七九九
計	五九、三四八	一二六四、一五二	一一七、二三四

漁夫の外に臨時雇夫(手間取と稱す)あり此等は重に大漁の時俄に其近傍より雜業者又は婦女子を雇入るゝものにして晝夜の別なく使役し給料他に比すれば割合高し而して之に與ふるに賃銀を以てせずして代ふるに生鯧を以てす凡そ男一人五番乃至十番(一番通例百五十尾女一人二番乃至五番を與ふるなり
漁業雇夫の逃亡は現今の一大弊害にして其救済法は頗る難事に屬す北水協會曾て全道漁業者總代を會して之れを議したることありしが未だ之を實施するに至らず

第十款 沿革

北海道の漁業現今の發達を致せしは鯧漁に在り故に漁業發達の順序を述ぶ欲すれば鯧漁の沿革を詳にせざる可からず然れども本書叙述の順序として前篇海産干場「漁場請負」租税等の各篇に於て鯧漁に關する沿革を述へ又前項販賣の項に略記するを以て重複を避け大要を掲ぐる左の如し

古來の沿革大要

松前(往古の地誌を按ずるに文安四年(明治廿八年)を距る四百四十九年前陸奥の人馬之助なる者今の松前郡白符に移り鯧漁に従事し慶長六年(二百九十四年前今の爾志郡突符村にも亦鯧漁を始むと記せり蓋し内地移民の鯧漁に従事したる松前氏移住以後にして稍々隆盛に越きしは慶長以降なるべし而して當時の漁業は概ね「アイヌ」人自己の食料を主として漁獲し偶々移民の之に従事する者も亦收穫品を販賣するの目的に非ずして専ら自家の食料に充つるに過す其漁具は亦「アイヌ」人の製作に係る故に漁舟は今の磯舟に類し之を造るに釘を用ふるとなく樹皮を剥て細となし其材を緊結し罅隙には水藻を填滿するのみ網は細木を半圓形に撓めて縁となし網を之に繋ぐ形恰も笊の如く海中魚群に遇へば手に任せて掬取す之を「タモ」網と云ふ或は其形笊に似たるを以て笊網と稱す漁具の迂拙此の如くな

これは終日漁する所僅に各自の食料に過ず其後松前藩漁場區域を定めて家臣の采邑に充て商賈漁場請負人の制を立てよりアイヌ人を使役して漁獲せしめしが各商賈漸次漁夫を内地に雇ふて漁業を擴張しタモ網を廢して差網を用ひ漁舟も亦新に三半船及保津船磯舟等を用ひて漁獲年々増加し文化の初より又建網を用ふるに至る

鯨漁業の保護及收税等に関する制度は概ね享保年代より創始するもの多し舊記に曰く寶永三年春漁民始て鯨ミガキ(身欠鯨)を官に上る○享保四年松前藩東西各村漁業者に鯨其他漁獲物の現品税法を布令す○延享三年二月沿海各村に定札五條を掲ぐ左の如し

- 一海上ひいき候處にて鐵砲打申間敷候附野火付申間敷事
 - 一鯨網解放しに致間敷候并に「うけ」切申間敷候事
 - 一夜網揚申間敷候事
 - 一千置候網盜取申間敷候事
 - 一「なつば」并に「なや揚」の鯨盜取申間敷候事
- 右之者相背に於ては急度可申付者也

往昔漁業
禁令一斑

近年の沿革

安政五年十一月再ひ前日の揭示を増補し收税に関する事項布令す其後屢々布令する所ありしが概ね收税に関する

明治二年开拓使創置九月漁場受負廢止十二月官有後志國小樽郡鯨漁場并漁具等代價千三百兩高島郡同上千百兩を以て斥賣す○同四年三月札幌开拓使廳始て後志國小樽外九郡鯨漁業者資本金借用を願出る者に金員を貸與す函館同使廳も亦壽都郡鯨漁業雇漁夫給料資金を貸與す○同六年二月札幌管内鯨鮎製方用薪材乏欠に付漸次石炭を以て代用すべきを告諭す○同八年一月札幌農學校教頭ケプロン氏漁業方法改良に關する意見數項を建言す中に鹽藏鐘詰等の製造所を設くるの必用と云ふ○同十一年漁業資本金貸與規則を定め金三萬圓を貸與し爾後年々増加して四十九萬圓餘を準備す

开拓使事業報告北水協會水産雜誌載する所其他二三書に依るに各郡の沿革は大凡左の如し

各郡沿革

小樽郡 本郡は鯨漁業の開けたると最も古く慶長中福山の八木某來りて漁業に従事し延寶年間菩提樹皮を以て製したる網を木の輪に結び爪様のものを用ひたりと寛政中始て煮釜を使用し嘉永中袋網(落し袋)を使用し浮標を附し海底に

沈めて漁獲す建網を用ひしは安政年間に在り慶應年間に至り吊棹網を使用す漁獲の景況は往古は詳ならずと雖も文政中惠比須屋佐兵衛請負人となりてより増加し天保年間には三萬七八千石を漁收して絞粕を製し福山を経て内地に輸出す安政以降販路一層擴り絞粕は四國九州に身欠鯨は江戸及越後に販賣す而して收獲高は弘化嘉永年間平均一ヶ年三萬五千石に及び安政年間輸出高四萬三千五百餘石ありと云ふ當時此地方の盛漁を知るに足れり明治以降増減一ならず十一年には三萬餘石の收獲ありしも近年漁獲漸く減少し二十一年は三萬六千餘石なれども二十六年には一萬七千餘石となれり或は年に豊凶ありと雖も此地方は往時に比すれば漁獲大に減少せり

高島、忍路二郡 此二郡は小樽に亞き漁業夙に開け文政中住吉屋助治請負人たりしより漁獲大に増加し收獲物は皆福山に回漕して内地に輸出す忍路は安政元年收獲高凡三千石高島は五六千石の間に在り漁具は文政中箆網を用ひ嘉永以降重に建網を用ふ明治以降收獲年に増加し十一年高島收獲高貳萬四千餘石忍路二萬九千八百餘石を漁收し二十六年は高島壹萬三千六百餘石忍路壹萬七千七百餘石の收獲ありしのみ

余市、古平二郡 文化年間藤野喜兵衛請負人となりてより漁獲漸く増加し其後上余市、下余市共に竹屋長左衛門請負となり漁業年に盛なり安政六年の收獲高凡壹萬七千八百餘石明治以降次第に増加し十一年には貳萬六千餘石二十一年には四萬餘石二十六年には大に減し二萬六千餘石に過ず漁具の沿革は小樽に同じ古平郡は文政八年漁場受負人ありてより美國積丹二郡と共に開け安政中釣棹と名け建網場の海上に木及板を以て棹を組み網袋を結束し鯨を入るゝに便にす差網は文政年間より多く用ひ漁夫大抵一人四五放を有す弘化中箆網を用ひ嘉永四年之を廢して建網を用ふ安政元年漁獲高凡貳萬五千石明治十一年貳萬三千餘石二十六年は略々同じ

美國積丹二郡 寶永中松前藩漁場請負人を置きてより幾なくして美國に請負人あり文政四年澤田屋求兵衛請負人たり積丹は同五年岩田屋金藏請負人にして此時より漁獲漸く多く美國は鯨漁場八十箇所に及へりと云ふ漁具は嘉永四年南部の移民始て建網の袋網を使用す網に二様あり一は落し袋一は繰込袋にして共に五十巾巾八枚長さ八尋乃至拾尋を一個とし建網に付す其落し袋は魚を入れ沈め繰込袋は海岸の淺所に引き投す繰込袋一個に入る魚は大約四十石一

統の建網に三四個を使用し漁夫十六七人を要すと云ふ差網は古平郡に同じ弘化年中に至り笊網を用ひ嘉永四年建網を用ふ安政四年の調に美濃郡建網貳十三統差網三千八百五十放とあり漁獲高は安政元年美濃壹萬千石許積丹七千五百許明治十一年美濃壹萬四千八百餘石積丹一萬六千三百餘石同廿六年美濃積丹各貳萬石以上の收穫あり此二郡は明治以降小樽の如く甚しき増減なし古宇郡 寶曆二年始て田付新八請負人となる當時漁獲僅に五六百石に過ぎず文政六年福山の福島屋新左衛門代りて請負人となり漁民漸く移住する者多く漁業従つて盛なり安政に至り漁獲大に増加し商船輻輳し販路漸く擴る漁具は嘉永年間始て鯨詰袋を使用し建網一統に五個乃至八個を付し收穫鯨を陸揚せざるに便にす又捲筒及煮釜を用ひて絞粕を製造するに至る又漁網は寶曆中は總て差網を用ひ天保年間起網と稱する一種の網を使用したり其形笊に似たるを以て遂に笊網と稱すと嘉永の初に至り建網を用ふる外各郡に同じ收穫高嘉永六年一萬三千餘石明治十一年に至り二萬三千餘石となり同廿一年は三萬五千餘石同廿六年には三萬八千餘石の漁獲あり

岩内郡 享和年間請負人ありて漁業既に盛なり文政中加賀屋多左衛門代りてよ

り漁獲漸く多く文政以前は笊網差網を專とし嘉永五年建網を使用してより絞粕を製造して内地に輸出す漁獲は安政元年千七百餘石運上屋取上高貳千五百餘石二八高貳千八百餘石濱中物積出高九千貳百餘石とあり明治十一年出產高壹萬六千餘石同廿一年四萬七千餘石同廿六年は四萬三千餘石なり

壽都島牧二郡 壽都は文政中柳屋新兵衛島牧は同上新屋武兵衛請負人にして漁獲未だ多からず嘉永の末より建網を用ひ五千石内外の收穫あり其後山崎屋新八代りて請負人となりしも漁獲多からず明治以降漸く増加し十一年には一萬三千餘石を收め二十一年は貳萬七千餘石同廿六年は減して一萬八千餘石の收穫あり島牧は昔時漁獲多かりしが安政三年より明治六年に至るまで極めて少く同三年より漸く増加し十一年には八千四百餘石同廿一年は大に増加して四萬石以上を收穫し同廿六年は減して貳萬四千餘石となれり漁具の沿革は壽都に同じ

歌樂磯谷二郡 往時差網を用ひたるは外各郡に同じ文政以後小樽増毛等の漁民來り笊網を勧誘し弘化中より建網を用ふ或は云ふ二郡共安政年間始て之を用ふと請負人文政中壽都に同じ後屢々交迭あり嘉永六年の收穫高歌樂は千五百

餘石磯谷は七千餘石あり歌棄は明治十年以降三四年間は毎年貳萬六千七百石の收獲あり二十一年以降三ヶ年平均一萬八千餘石二十六年には貳萬餘石を收む磯谷は十一年に一萬七千餘石二十六年には貳萬餘石を收獲す

太櫓瀬棚二郡 漁具の沿革は前記各郡と大差なし瀬棚は文政年間高田屋吉次郎請負人となり太櫓は阿部屋甚右衛門請負人となる瀬棚島牧の間スツキ場所あり請負人ありて明治の初に至る漁獲高は太櫓の如き嘉永年間僅に三四百石に過ぎりしが明治十一年には貳千四百餘石となり二十一年には三千二百石に上れり其後年々増減極りなく廿六年は三千七百石内外なりし瀬棚は之に反し安政中僅に四百石内外の收獲なりしが明治十一年には一萬四千餘石となり二十六年も亦一萬五千餘石を收得せり

久遠郡 文久年間始て建網を用ひ慶應中より漁獲大に増加す請負人は文政中より石橋屋松兵衛連續して明治の初に至る明治十一年二萬三千餘石を收獲し爾後多きは壹萬六七千石少きも壹萬一二千石の漁獲あり

奥尻郡 漁具の沿革久遠に同じ文政中河内屋小兵衛請負人となりてより漁獲大に増加す然れども壹萬石以上の收獲あるは稀なり二十一年には六千六百餘石

二十六年には三千餘石に過ぎ

爾志郡 渡島國は松前藩領なりしを以て請負人を置かず安政中熊石村建網を試み收獲甚多し近隣漁民以爲く魚種殄滅すべしと衆議紛然遂に止む文久二年再ひ是を三ッ谷村に試るに用方便利從て收獲多し是に於て皆其利を知り逐年建網を用ふる者増加す明治十一年の收獲は三萬五千五百餘石同二十一年は三萬三千六百餘石同二十六年は四萬千餘石の收獲あり

檜山郡 沿海諸村就中伏木戸田澤泊五勝手上の國木の子石崎沙吹小砂子及江差市街の漁業從來頗る盛なりしも嘉永中より年を追て衰へ安政初年に至て一魚を獲るなし同五年より鱈魚群集稍々奮に復し明治二年より建網を始め同年より以後年々收獲多く十一年は貳萬千餘石の漁獲あり二十一年は二萬二千三百餘石二十六年は二萬五千餘石を收獲す

松前郡 檜山郡に比すれば常に四五割を減す他郡は鱈を漁する大凡三回なれども當郡は地勢潮汐の故か魚群只一回來るのみ明治十一年二萬餘石の收獲あり十五年以來大に減少し二十一年は一萬三千餘石二十六年は僅に九千二百餘石に過ぎ

上磯、龜田二郡及函館 上磯、谷好、富川等多く建網を用ふ毎年十一月の交、鮮魚を函館市中及青森縣下に輸す收穫甚多からず龜田村宇七重濱及函館港内も亦收穫甚た少し安政以前は此二郡沿岸及函館港口等著名の産地にして天保年間の舊記にも貳萬石を收穫すどあり安政三年は豊漁にして函館貳萬餘石の收穫あり明治以降年々減少し十一年は龜田生練四百餘石上磯郡百五十餘石に過す二十一年は函館生練及絞粕合計千六百餘石龜田百五十餘石上磯九百餘石三十六年の如きも函館四百餘石龜田上磯は百石に上らず殆んど漁場の價値を失はる有様なり

茅部郡 砂原村より落部村に至る各村は弘化中より漸々小漁となりと云ふ天保八年内浦灣の鯨收穫高凡二萬五千石とあり又鹿部村より尾札部村に至る各村は明治十年より建網を用て大に收穫ありと云へは往時は著名の漁場なりしや疑なし二十一年は凡四千六百石二十六年は五百六十餘石の收穫あり昔絞粕となす

山越郡 往時の景況詳ならず文化九年舊幕府請負入札法を行ひ由利屋與兵衛、荒屋新右衛門請負人となりしより收穫大に増加し天保年間には毎年千二三百石の

收穫あり安政四年の調に七百二十石と記す明治以降收穫大に減し二十一年は千八百餘石を收穫せしも二十六年は僅に百餘石に過す

虻田、有珠二郡 二郡とも請負人の沿革は上に同じ虻田は和田屋茂兵衛有珠は加賀屋宇兵衛請負人なり安政四年虻田の收穫高三百七十餘石有珠凡二百石内外ならん明治以降年々の收穫僅少見るに足らず

室蘭、幌別二郡 請負人沿革前に同じ文化九年「エトモ」は鍋屋左兵衛幌別は阪本屋勘左衛門請負人にして安政四年「エトモ」百十餘石を收穫す明治以降時に多獲するとありしも此二郡の如きは鯨漁場として見るべきものなし

石狩、厚田、濱益三郡 寶永年間此三郡に漁場請負人ありてより漁業漸く開け文政中石狩は阿部屋傳次郎請負人となり厚田は濱屋與三右衛門濱益は伊達善五郎請負人となる後慶應中三場所とも請負を廢し官親しく處置す(御料と稱する是なり)明治の初厚田の收穫は一萬四千餘石濱益は千五百石内外にして外に石狩より出稼收穫凡四百四十餘石あり十一年厚田九千三百餘石濱益一萬二千餘石二十一年厚田二萬六千四百餘石濱益二萬八千餘石二十六年は厚田濱益二郡各二萬二千餘石の收穫あり二郡共西海岸著名の産地なれとも石狩は鮭漁場にし

て鯨は見るべきものなし

増毛留萌二郡 天明年間漁場受負人始て増毛以北の漁業に従事してより漁業大に發け鯨は専ら差網を以て漁す文政中増毛は伊達善五郎留萌は栖原茂八請負人となる弘化年中始て建網を用ひ嘉永安政に至り各場所請負人各々漁事を競ひ逐年收獲の増加を見る安政元年増毛鯨收獲高三千九百餘石留萌貳千五百餘石あり明治以降益々増加し十一年は増毛貳萬四千餘石留萌二萬五千餘石二十一年増毛三萬五千餘石留萌は五萬九千餘石二十六年は増毛は四萬二千餘石留萌は六萬六千餘石にして石狩後志渡島三國中にも一郡此の如き多獲の地なし

苦前郡 請負及漁具の沿革前に同じ文政中苦前は栖原茂八請負人となり爾來漁業大に發達す安政元年苦前の收獲は千二百石に過ぎざりしが明治以降大に増加し十一年には一萬八千餘石二十一年には四萬三千餘石二十六年には七萬八千石にして一郡收獲を以てすれば全道第二に居れり

利尻禮文二郡 二郡北見海中に峙つ島嶼なるを以て請負人も大抵二島一名にて請負を爲す天保年間始て請負人あり文政中惠比須屋源兵衛請負たりし時より漁獲大に増加し天保八年利尻島の鯨漁獲は千七百餘石あり安政年間一層増加

し利尻禮文二島にて凡八九千石の漁獲あり明治以降も逐年漁業盛況を呈し十一年は利尻一萬二千石禮文七千四百餘石廿一年禮文三萬千餘石利尻四萬九千餘石利尻八萬八千餘石一郡の收獲を以てすれば全道第一に居れり

宗谷枝幸二郡 請負の沿革前に同じ文政中宗谷は柏屋喜兵衛請負人となり延て紋別に及ぶ安政年間に及んで漁業漸く盛にして宗谷の鯨收獲五百八十餘石あり明治以降著しく増加し十一年には千三百餘石廿一年九千五百餘石の收獲あり枝幸は十一年に千四百石を漁し廿一年に三千五百餘石を收む二十六年は宗谷二萬七千餘石枝幸二萬餘石の收獲あり

紋別常呂二郡 紋別郡は享和中引網を用ひ安政に至り建網を使用す文政中柏屋喜兵衛請負となり漁業漸く盛なり常呂郡は明治五年始て建網を用ふ往時の景况詳ならず明治十一年紋別は二千五百餘石常呂は僅に百餘石に過ず廿六年紋別一萬四千七百餘石の漁收あり常呂は僅に二百餘石に過ず

網走斜里二郡 寛政中引網を使用し文化に至り建網を用ふ爾來漁獲年に増加したり斜里は元松前藩主の直轄漁場にして請負人を置かざりしか文政年中始て柏屋喜兵衛をして請負人たるを許す網走は慶應年中藤野喜兵衛受負人たり網